

大阪府教育振興基本計画

～事業計画～

(平成 25 年度～平成 29 年度)

大 阪 府

事業計画策定の趣旨

本事業計画は、「大阪府教育振興基本計画」で位置付けた「10の基本方針」と「50の重点取組」の下、「基本計画」の計画期間（平成25年度～34年度）のうち、前半5年間（平成25年度～29年度）で実施すべき具体的な取組みについて整理したものです。

本事業計画の実施にあたっては、それぞれの取組みについて設定した事業目標や工程に基づき取組みを進めるとともに、10の基本方針ごとに設定した実現をめざす主な指標（巻末に記載）を踏まえながら、進行管理を行っていきます。

なお、国の教育に関する施策の変更や新たな大都市制度の施行など、社会状況等に大きな変化が生じた際には、それらとの整合を図るため、必要に応じて、本事業計画を改訂します。

事業体系

～10の基本方針、50の重点取組、169の具体的取組～

基本方針 1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

【重点取組①】

子どもの力をしっかり伸ばす学
校力の向上

- ◇中学校の学校力向上へ向けた重点支援
- ◇少人数学級編制の推進
- ◇少人数・習熟度別指導の推進

【重点取組②】

これからの中学校で求められる確
かな学力のはぐくみ

- ◇授業改善への支援
- ◇学習習慣の定着
- ◇英語教育の充実（「英語を使うなにわっ子」を育
てる授業づくりの支援）
- ◇「観察・実験」を重視した理科の授業づくりへの
支援
- ◇子どものやる気をはぐくむ取組みの推進
- ◇地域人材との連携による子どもたちの学びの支
援 <再掲>

【重点取組③】

互いに高めあう人間関係づくり

- ◇道徳教育の推進 <再掲>
- ◇人権教育の推進 <再掲>
- ◇国際理解教育等の推進 <一部再掲>
- ◇社会体験や自然体験、生徒会活動の充実

<一部再掲>

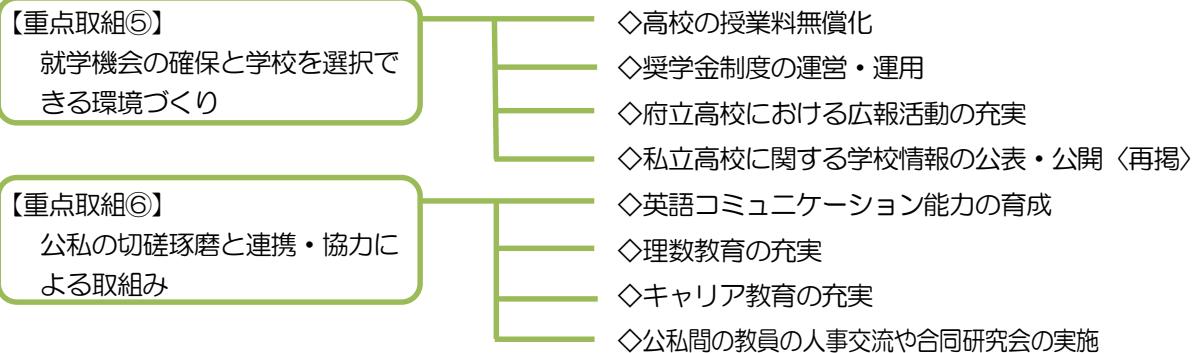
【重点取組④】

校種間連携の推進

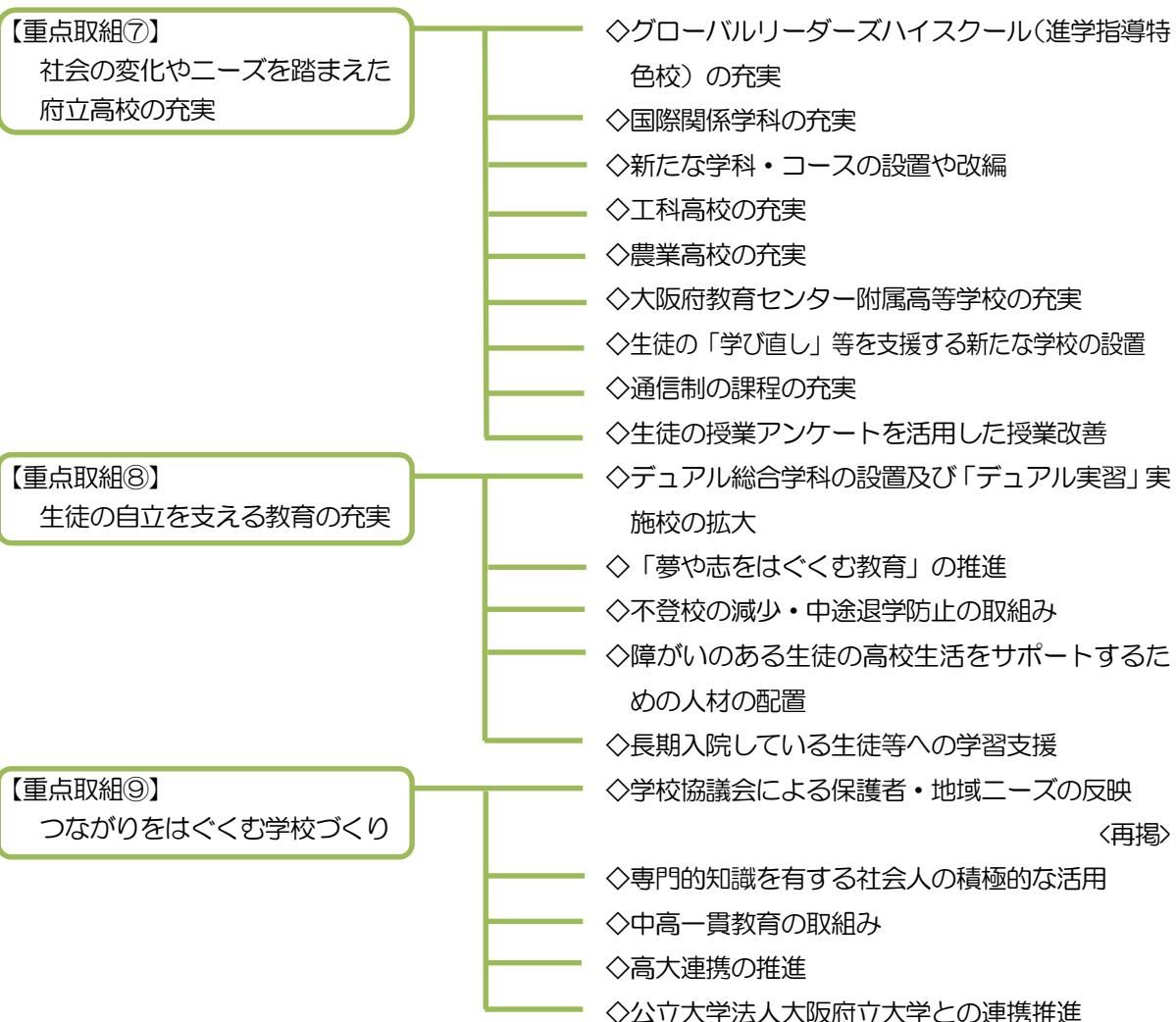
- ◇校種間の連携の強化
- ◇幼保小連携の推進 <再掲>

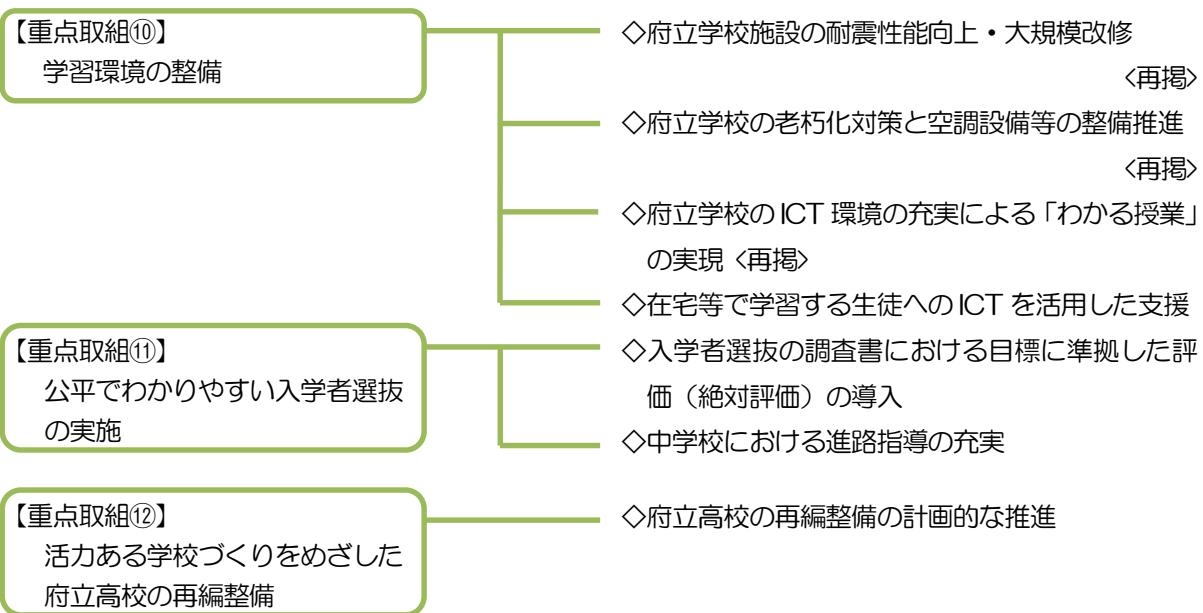
基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます

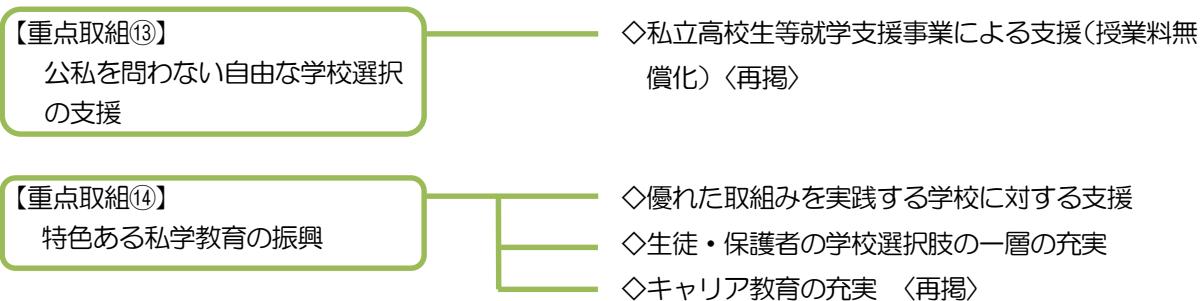


(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます





(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します



基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

【重点取組⑯】

支援を必要とする児童・生徒の増加
や多様化に対応した環境整備

- ◇府立支援学校の教育環境の整備
- ◇府立視覚支援学校の教育環境の整備
- ◇通学時間の短縮に向けた通学バスの充実
- ◇支援学級・通級指導教室の充実
- ◇小・中学校への看護師配置の促進
- ◇自立支援推進校、共生推進校の充実と、その成果
の府立高校全体への普及
- ◇障がいのある生徒の高校生活をサポートするため
の人材の配置〈再掲〉

【重点取組⑰】

就労を通じた社会的自立支援の
充実

- ◇職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の
計画的な整備と就労支援体制の構築
- ◇関係部局の連携による就労支援の充実

【重点取組⑱】

一人ひとりの教育的ニーズに応
じた支援の充実

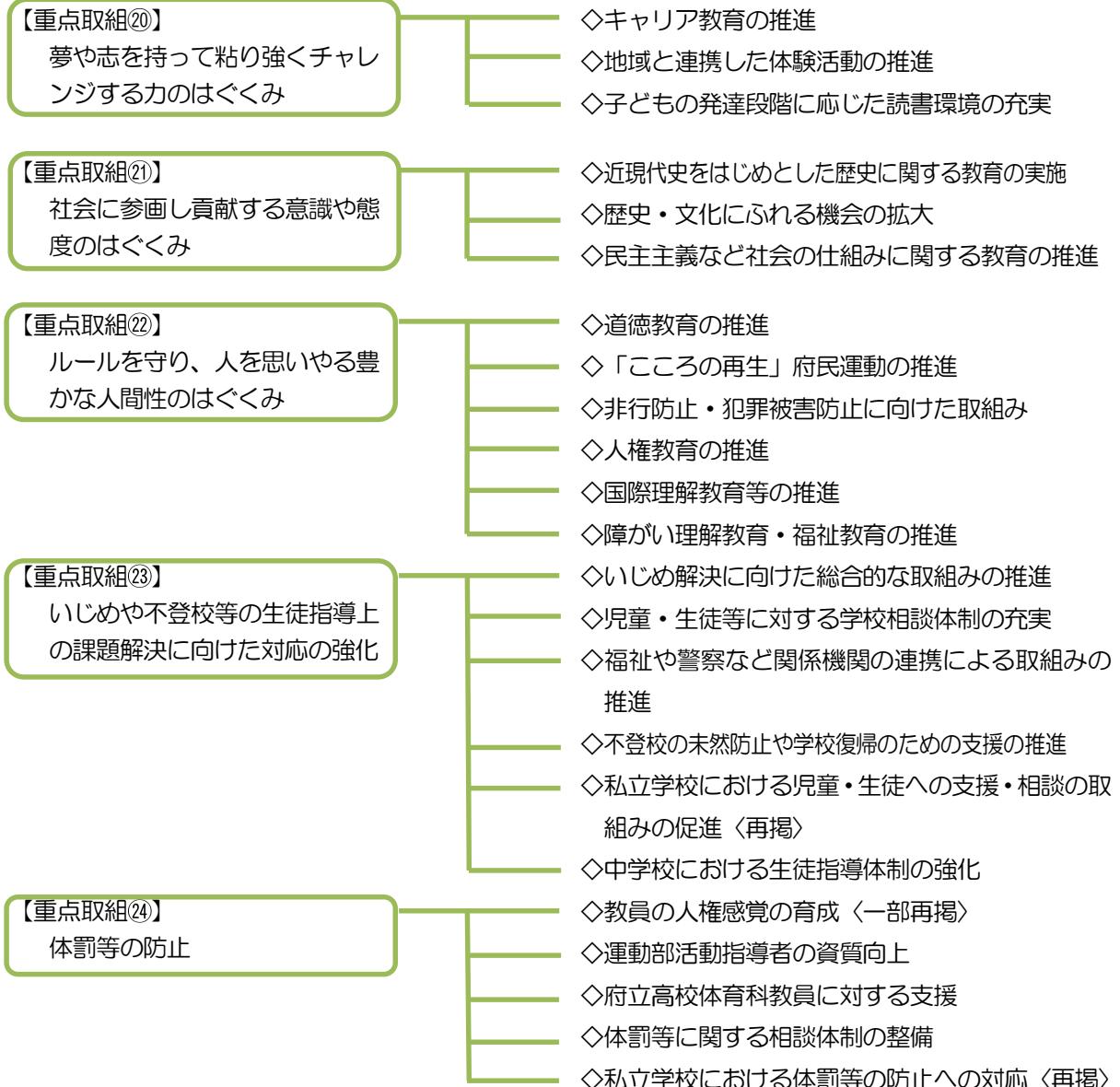
- ◇府立支援学校におけるセンター的機能の発揮
- ◇支援教育コーディネーターを中心とした校内支
援体制の充実
- ◇「個別の教育支援計画」の作成と活用促進
- ◇発達支援コーディネーターの養成
- ◇通常の学級に在籍する発達障がい等のある児
童・生徒等への支援
- ◇地域における支援体制の充実(発達障がい者支援
センターの運営)

【重点取組⑲】

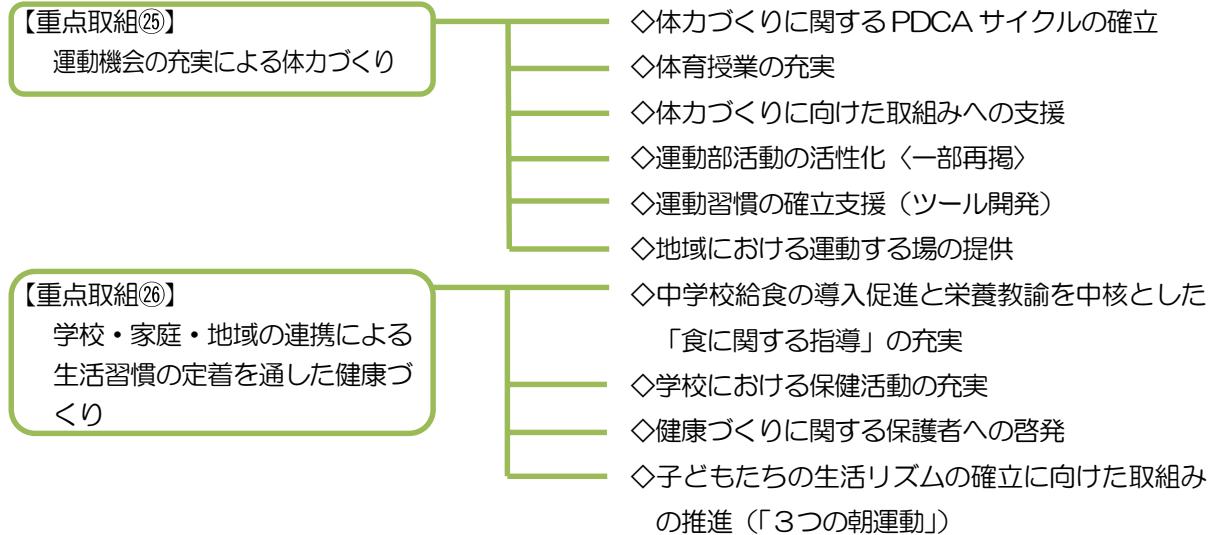
私立学校における障がいのある子
どもへの支援

- ◇私立幼稚園における支援教育の充実に向けた取
組みの支援〈再掲〉
- ◇障がいのある生徒の高校生活支援〈再掲〉

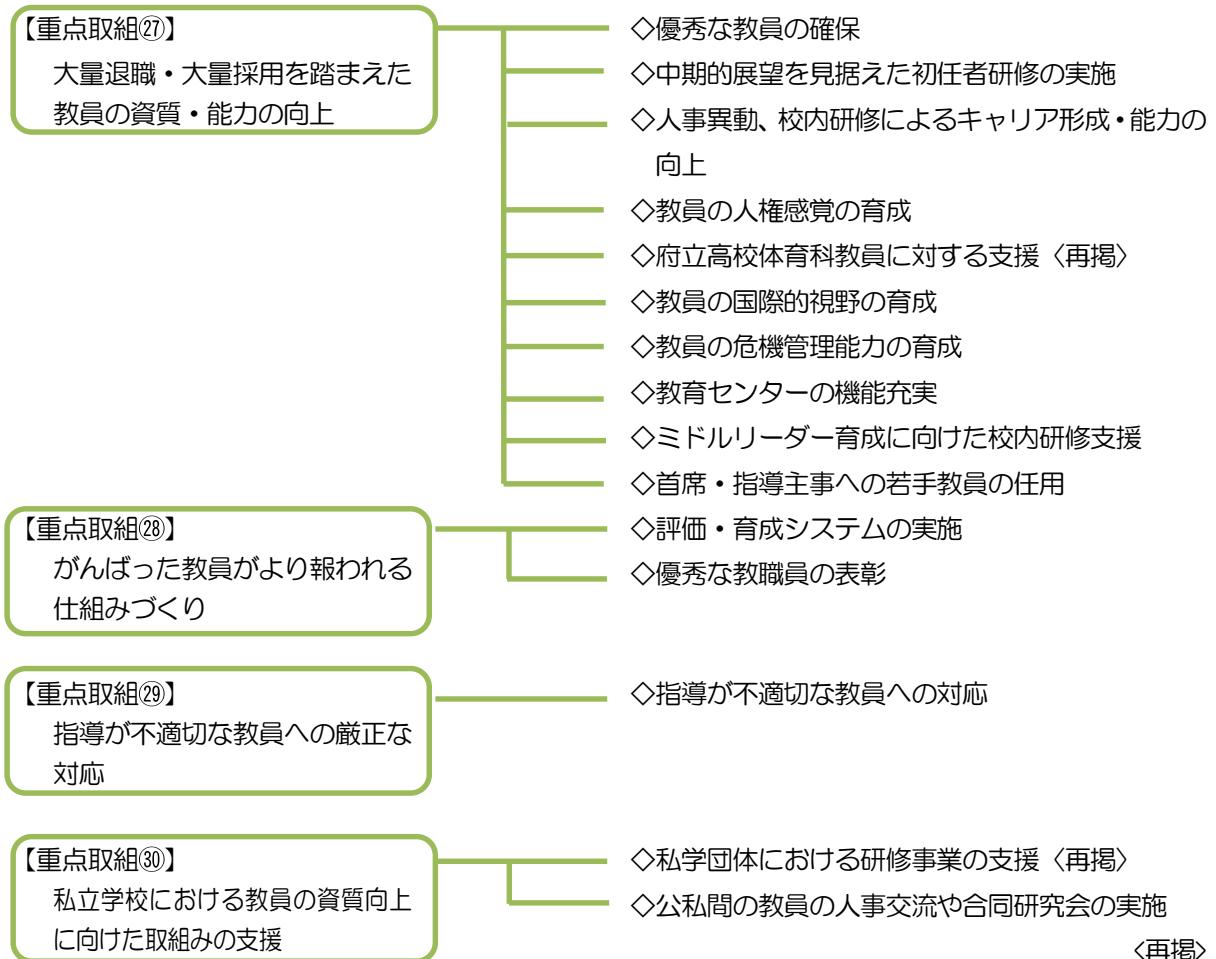
基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます



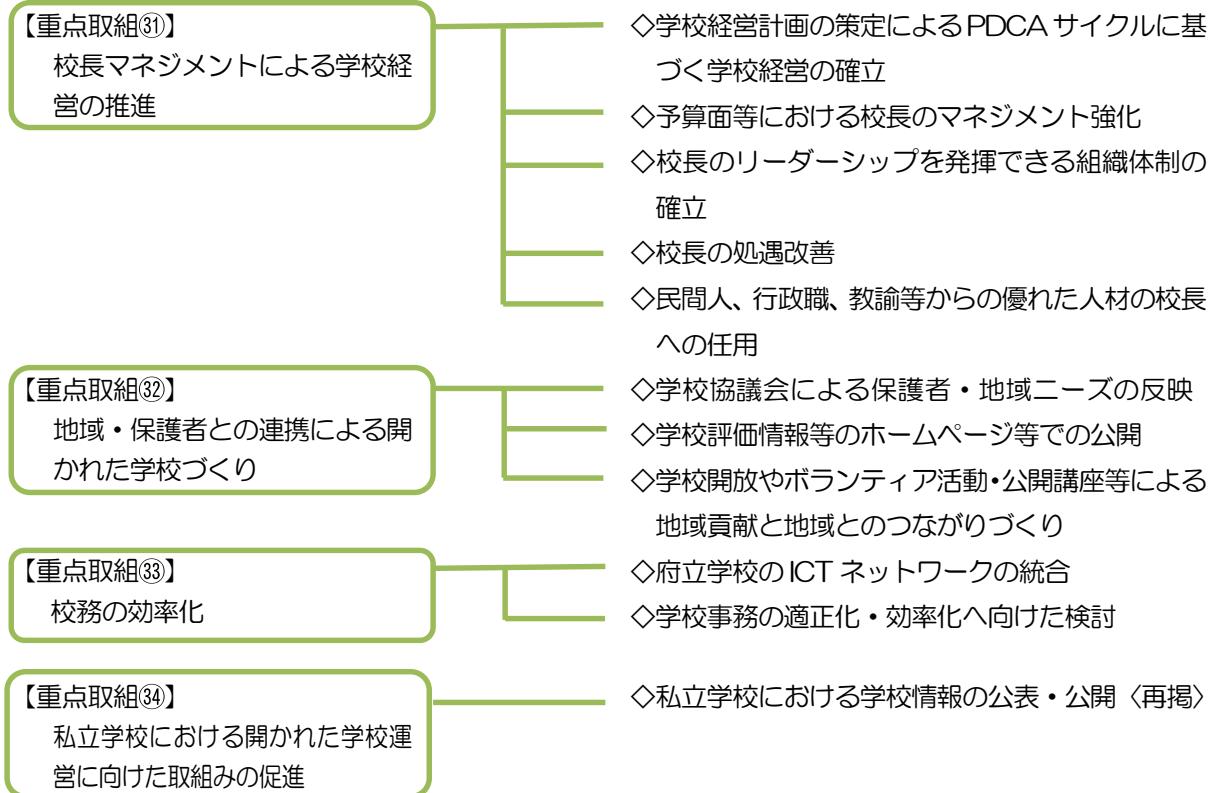
基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます



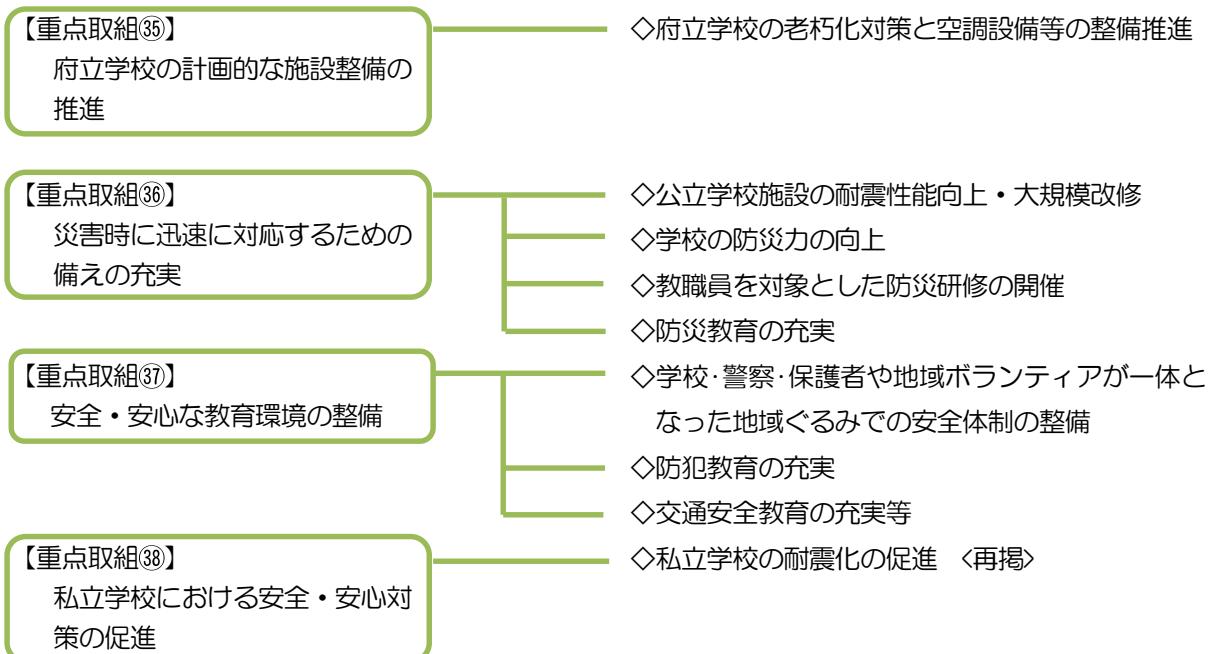
基本方針6 教員の力とやる気を高めます



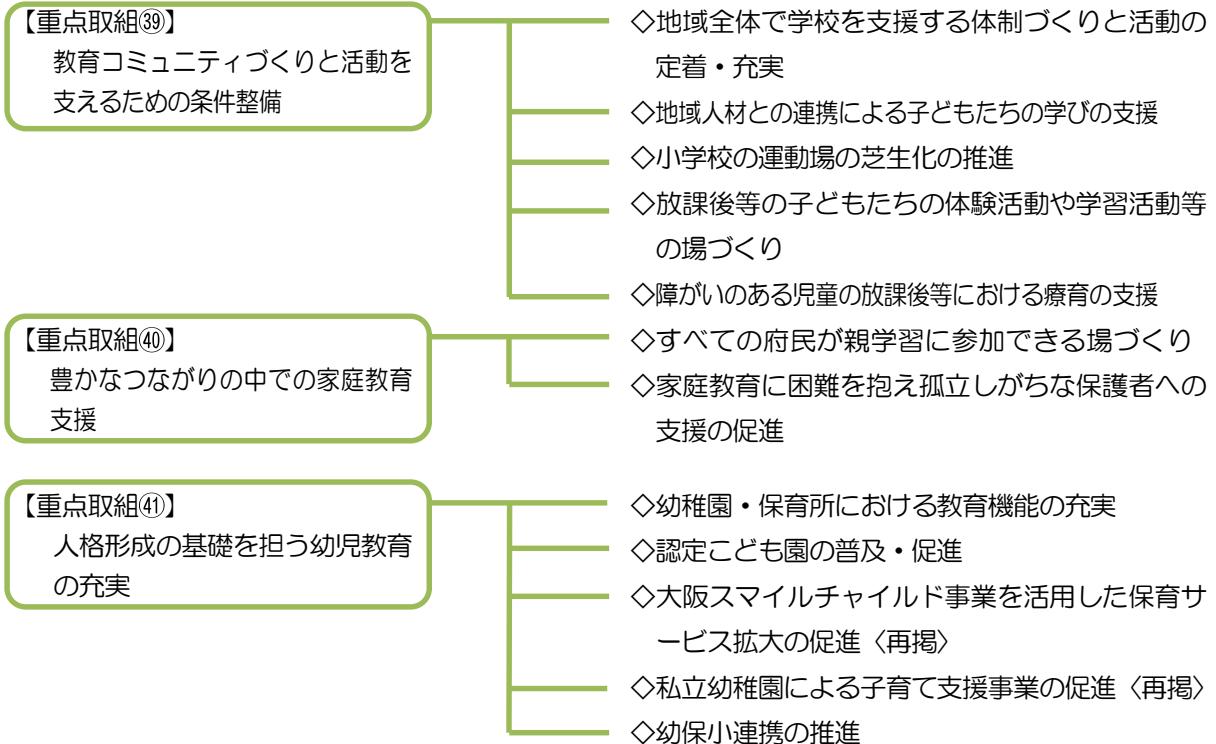
基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます



基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります



基本方針9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します



基本方針 10 私立学校の振興を図ります

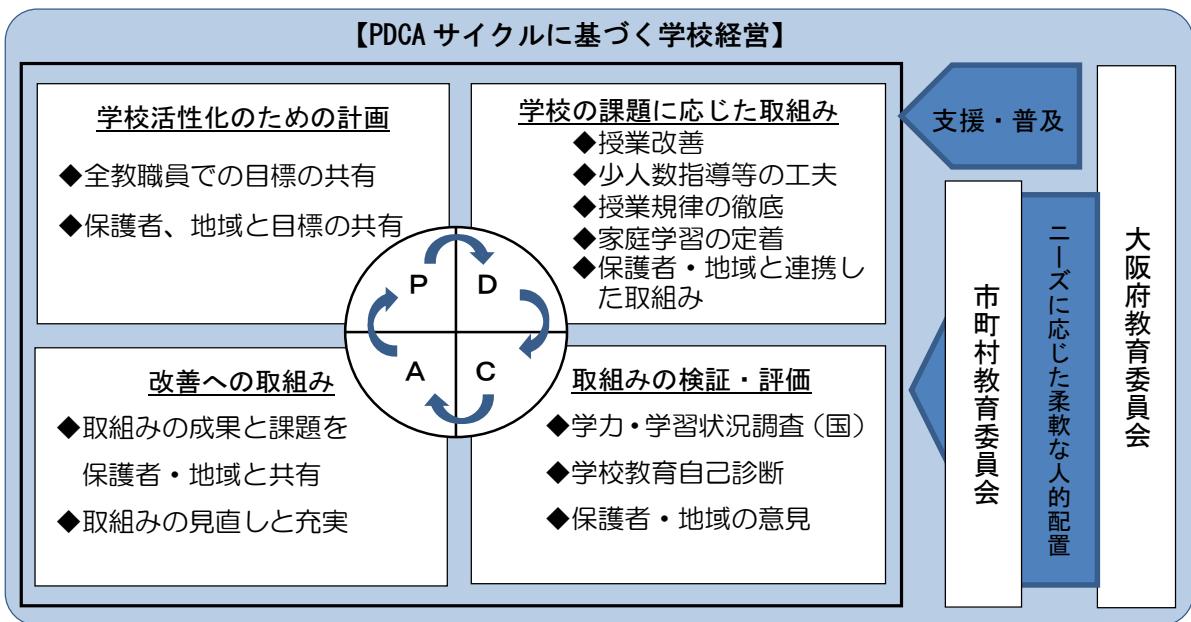


基本方針 1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

重点取組①

子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上

◇中学校の学校力向上へ向けた重点支援



【事業概要】

学力向上に積極的に取組む中学校を指定し、学力向上の取組みの中心となる教員を配置するとともに、府教育委員会に設置した「支援チーム」が学校の取組みを検証し、指導・助言を行う。指定校では学校活性化のための計画に基づく取組み・検証・改善のPDCAサイクルを保護者、地域と共有しながら推進する。

また、成果のあった事例をフォーラム等で普及することにより、府内全体における学力向上の取組みの活性化を図る。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
・PTAや地域人材が学校諸活動にボランティアとして「よく参加している」中学校 43.4%	・保護者・地域と連携した取組みが充実した学校の割合（左記内容等）の増加
・保護者から意見や要望を聞く取組みとして、「懇談会やアンケートを年3回以上実施している」中学校 62.5%	・保護者から意見や要望を聞く取組みが充実した学校の割合（左記内容等）の増加

◇少人数学級編制の推進

【事業概要】

学習指導・生徒指導の両面でのきめ細かな指導・支援を行うために、小学校1・2年生において35人を基準とした少人数学級編制を引き続き実施する。また、国の動向を踏まながら、小学校3年生から中学校3年生について、市町村や学校の実情に応じた少人数学級編制の実施へ向けた検討を行う。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
全小学校1・2年生で35人を基準とした少人数学級編制の実施	国加配を活用し、市町村が主体的に少人数学級編制を実施

◇少人数・習熟度別指導の推進

【事業概要】

個に応じた指導による児童・生徒の学習理解を促進するため、小学校3年生以上において、少人数・習熟度別指導を実施する。

なお、少人数・習熟度別指導の対象教科は、これまでの小学校の国語・算数、中学校の国語・数学・英語に加え、理科についても可能とする。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
・全小・中学校で、小学校3年生以上の国語・算数、中学校の国語・数学・英語における習熟度別指導を実施	・国加配を活用し、市町村が主体的に少人数・習熟度別指導を実施

重点取組②

これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ

◇授業改善への支援

【事業概要】

☞教員研修の充実

市町村研修支援プロジェクトにおける授業づくりセミナーなどにおいて、言語活動の充実やICTを活用した授業づくりの研修を実施する。これらの研修を通して、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ授業への改善を促進する。

☞校内研究の推進

府内に、府教育センター・市町村教育委員会の指導主事および授業改善の校内研究に取り組む学校の教員からなるワーキンググループを設置し、校内研修のための資料や具体的活用方法を提供することで、各学校での授業研究や校内研究の推進に取り組む。また、教育センターが課題の大きな中学校を中心に、訪問による継続的な指導・支援を行うことにより、授業研究、校内研修の実施を促進する。

【事業目標】

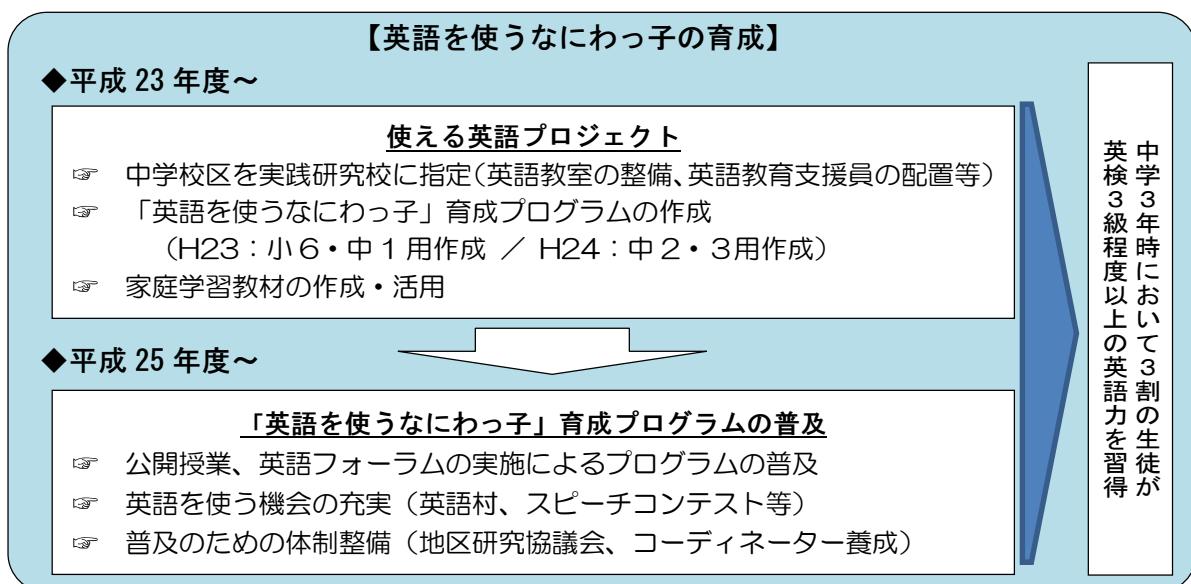
現状（平成24年度）	目標（平成27年度）
<ul style="list-style-type: none">市町村研修支援プロジェクト 授業づくりセミナー・ICT活用研修の実施小・中学校への巡回指導 約400回小・中学校への支援 147校 735回ワーキングへの参加数 220校 302人「全国学力・学習状況調査」において、「授業研究を伴う校内研修を5回以上実施している」学校の割合： 小学校：94%、中学校：66%	<ul style="list-style-type: none">府・市町村連携プロジェクト 授業づくりセミナー・ICT活用に係る市町村の研修を支援授業改善に係る校内研究を支援「全国学力・学習状況調査」において、「授業研究を伴う校内研修を5回以上実施している」学校の割合： 小学校・中学校いずれも100%

◇学習習慣の定着

【事業概要】

学習指導ツールなどの学習教材を活用し、学力の定着状況の確認とその後の指導に生かすとともに、家庭における学習習慣の定着を図るなど、児童・生徒の自学自習力をはぐくむ取組みを推進する。

◇英語教育の充実（「英語を使うなにわっ子」を育てる授業づくりの支援）



【事業概要】

義務教育終了段階で、自分の考え方や意見を英語で伝えられる生徒の育成をめざし、平成24年度に作成した「英語を使うなにわっ子」育成プログラムの府内全小・中学校への普及を図る。このため普及の中心となる教員を養成し、府内各地域において授業公開、研修の実施を促進するとともに、スピーチコンテストの開催など、児童・生徒が英語を使う機会を提供する。また、英語能力判定テストの受験等、プログラムの検証方法を検討する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成25年度以降）
・「英語を使うなにわっ子」育成プログラム（中2、3年生用）の作成	・プログラムを全小・中学校に普及

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
・コーディネーターの養成 ・7地区における研修 ・市町村推進体制の構築				→

◇「観察・実験」を重視した理科の授業づくりへの支援

【事業概要】

理科の「観察・実験」を重視した授業づくりの研究・研修を実施するとともに、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー（CST））養成拠点構築事業を活用して小・中学校「理科」指導者養成長期研修を実施し、各市町村で研究授業や教員研修を実施する理科教育のリーダーを育成する。また、授業づくりのための冊子を作成し、授業プランの普及を図る。

また、少人数・習熟度別指導の対象教科に理科を加え、すべての児童・生徒が理科に興味・関心をもち、より「わかる」授業づくりを進める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度）
<ul style="list-style-type: none">理科教育リーダー（CST）の育成 14 名小学校「理科」授業づくり研修 7 回冊子「理科授業づくり」作成	<ul style="list-style-type: none">府内すべての市町村に理科教育リーダー（CST）を育成小学校「理科」授業づくり研修の実施小学校理科の授業プランを作成

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理科教育リーダー育成（CST 事業）	→			
小学校「理科」授業づくり研修	→			
「理科」授業プラン作成・普及	→			
小・中学校「理科」指導者養成長期研修	→			→

◇子どものやる気をはぐくむ取組みの推進

【事業概要】

学校教育全体を通じて、児童・生徒の主体的な活動を支援するとともに、子どものがんばりを前向きに評価し、子どもの意欲を高める取組みを推進する。具体的には、指定した実践校において、「校内検定等子どものがんばりを認める取組み」や、「生徒会活動等子どもの自主的・継続的な活動を促進する取組み」、「子どもの善い行いを記録しほめる取組み」等を推進し、子どものやる気や自己肯定感を高める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
—	・3年間で全中学校区で実施

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実践校による取組みの充実	→	全中学校区で実施		
研修会での取組みの紹介等				→

◇地域人材との連携による子どもたちの学びの支援【再掲】

【事業概要】

豊かな経験や高い専門性を持つ地域人材の学習支援への参画を促進することにより、子どもたちの豊かな体験的活動や地域の大人と関わる場づくり等を推進し、学ぶことのおもしろさや大切さを子どもたちが実感することで、学習意欲の向上を図る。

(「基本方針9：地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します」参照)

重点取組③

互いに高めあう人間関係づくり

◇道徳教育の推進 【再掲】

【事業概要】

中学校区における道徳教育に関する公開講座の開催や「道徳の時間」の授業参観の実施等により、保護者、地域と連携して道徳教育を推進する。また、市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事や校内で道徳教育を推進する立場にある道徳教育推進教師を対象に研修会を開催するとともに、「道徳の時間」その他の学校の教育活動を通じて大切なこころの育成やあいさつ運動を推進できるよう、啓発媒体の作成・配付、情報発信を行い学校を支援する。

(「基本方針 4：子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」参照)

◇人権教育の推進 【再掲】

【事業概要】

人権教育のための教材集・資料の有効活用の促進を図るとともに、活用について実践報告会を開催し、その成果を実践事例集としてとりまとめ、研修や報告会等を通じ普及する。また、児童・生徒の豊かな人権感覚の涵養と人権意識の高揚のための効果的な指導方法等に関する調査研究を実施し、その成果について普及を行う。

(「基本方針 4：子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」参照)

◇国際理解教育等の推進 【一部再掲】

【事業概要】

在日外国人教育のための資料集「違いを認め合い 共に生きるために」の活用促進を図り、在日外国人児童・生徒が自らの誇りや自覚を高め、自主活動を通じて、本名を使用できる環境の醸成に努める等、指導を一層工夫・改善する。

また、帰国・渡日児童・生徒に対しては、小・中学校への日本語指導対応加配教員の配置や、学校生活・進路情報等の多言語での提供など、学習・進路支援や就学支援等の充実を通じて、多文化共生の取組みを推進する。

(「基本方針 4：子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」参照)

◇社会体験や自然体験、生徒会活動の充実 【一部再掲】

【事業概要】

放課後や週末等に、地域のボランティア人材の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動を推進するとともに、大阪の自然や文化など様々な資源を活用して、子どもたちに体験活動の場を提供する。(里山体験、農業体験、環境学習、文化体験など)

また、中学校生徒会サミットを開催するとともに、市町村単位での生徒会活動の推進や学校間の取組みの交流など、生徒会サミットのすそ野を広げ、より良い人間関係を主体的に形成する力や生徒の自主的・主体的な姿勢をはぐくむ。

(「基本方針 4：子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」参照)

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
府内全市町村の生徒会代表による生徒会交流（中学校生徒会サミット）の実施	府内全中学校を対象とした生徒会交流の推進

重点取組④

校種間連携の推進

◇校種間の連携の強化

【事業概要】

保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・支援学校の接続や連續性を踏まえ、校種間の段差を解消し円滑な接続を図るため、異なる校種間での研修交流の実施や、人事交流等の拡充を図る。

小・中学校においては、小・中学校間の指導の一貫性や系統性を持たせ、円滑な指導を図るため、行事の交流や指導方法の改善等について教職員の連携を促進する。また、教員の兼務等による交換授業や合同授業等の実施を促進する。

【事業目標】

現状（平成23年度）	目標（平成29年度）
<ul style="list-style-type: none">教員間の連携<ul style="list-style-type: none">幼保・小連携 小学校の92%小・中連携 小・中とも100%中・高連携 中学校の71%小中間の兼務・人事異動 433名中高間の兼務 11名、人事交流 29名小中・支援学校との人事交流 22名	<ul style="list-style-type: none">教員間の連携<ul style="list-style-type: none">幼保・小連携 小学校の100%小・中連携 小・中とも100%中・高連携 中学校の100%小中間の兼務・人事異動の拡充中高間の兼務・人事交流の拡充小中・支援学校との人事交流の拡充

◇幼保小連携の推進【再掲】

【事業概要】

市町村において、幼児教育の質の向上に向け、子ども・子育て支援新制度を見据えつつ、教育・保育内容の整合性が図られるよう、教育・保育課程の編成における公私立幼稚園・保育所の合同研修等の実施を促進する。

また、幼児が小学校に期待感を持ち、入学後の生活が円滑に進むよう、小学校における幼児の入学体験や幼児と児童がともに活動する等の機会について促進する。こうした取組みを推進するため、市町村における幼児教育の振興に関する協議機関の設置を促進する。

（「基本方針9：地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します」参照）

基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます

重点取組⑤

就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり

◇高校の授業料無償化

【事業概要】

☞公立高校の授業料無償化

家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込む環境を整備するため、国制度により、公立高校の授業料無償化を実施する。

☞私立高校生等に対する授業料の支援

大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、私立の高校や高等専修学校等についても自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するとともに、切磋琢磨を通じて大阪の教育力向上を図る観点から、授業料無償化制度について、制度を拡充した平成23年度から、原則として5年間（平成27年度まで）は継続するとともに、公私を問わない自由な学校選択を支援する観点や大阪の教育力向上を図る観点から、効果検証を行い、国の動向も見極めつつ、今後の制度の検討を行う。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目 標
<p>【公立高校の授業料無償化】</p> <ul style="list-style-type: none">・授業料無償化の実施 <p>【私立高校生等に対する授業料の支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・授業料無償化制度の実施	公私を問わず自由に学校選択できる機会の提供

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【公立高校の授業料無償化】 国 の動向を踏まえ対応 →				
【私立高校生等に対する授業料の支援】 授業料無償化制度の実施 →				
授業料無償化制度の検証				

◇奨学金制度の運営・運用

【事業概要】

☞大阪府育英会奨学金事業による支援

高校生等が、経済的理由により修学を断念することなく、公私立を問わない自由な学校選択が可能となるよう、奨学金の貸付により支援する。

また、強い向学心と、しっかりとした将来の夢を持ちながら、経済的な理由から充分な学習環境に恵まれない高校生の「夢」の実現を支援するため、民間からの寄附金を活用した給付型奨学金事業の維持・拡充に努める。

なお、奨学金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、滞納発生の未然防止と滞納の長期化防止、返還モラルの向上等に取り組む。

☞奨学金制度指導・支援の充実

総合相談事業交付金を活用して、市町村が実施する奨学金の活用など進路に関する相談事業を効果的に行えるよう、相談員研修の実施や相談事例の共有化等の支援を行う。

府立学校については、奨学金担当教職員に対する研修の実施など、奨学金指導に対する支援を行う。

また、滞納防止と返還意識を醸成するための教育の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
<p>【公益財団法人大阪府育英会における奨学金事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・奨学金申込者における中学在学時の奨学金制度周知度：96.2%・給付型奨学金の事業資金の確保に向けた寄附金実績：約630万円（年額）	<p>奨学金申込者における中学在学時の奨学金制度周知度：98.0%</p> <p>給付型奨学金の事業資金の確保に向けた寄附金目標額：2,000万円（年額）</p>
<p>【奨学金制度指導・支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒・保護者に対する奨学金制度等の周知や相談の支援を実施	<p>・生徒・保護者に対する奨学金制度等の周知や相談の支援を引き続き実施（H25～）</p>

◇府立高校における広報活動の充実

【事業概要】

各府立高校において、中学校と連携した体験入学や学校説明会を実施するとともに、教育方針や教育課程、進路状況、部活動等、中学生や保護者のニーズに対応した学校情報をホームページ等で提供する。

また、府教育委員会においては、府内の全公立高校を集めた進学フェアの開催や、公立高等学校等ガイドを作成するとともに、生徒・保護者がホームページ上で希望する学校情報を検索できるシステムを構築・運営する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
<ul style="list-style-type: none">・大阪府公立高校進学フェアの実施・各学校の広報活動の評価・改善	<ul style="list-style-type: none">・府内全域を対象とした大阪府公立高校進学フェアの開催に加え、ブロックごとのフェアを開催するなど情報提供機会の充実・各学校の広報活動の充実・学校情報検索システムの運用

◇私立高校に関する学校情報の公表・公開【再掲】

【事業概要】

生徒・保護者が「入りたい」学校を適切に選択できるよう支援するとともに、各学校の進路選択に必要な情報の積極的な公表・公開を促進する。

（「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照）

重点取組⑥

公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み

【公私の切磋琢磨によるグローバル人材の育成】

◆使える英語プロジェクト【平成 25 年度】

- ◇授業を変える (English Frontier High School) 【府立高校】
 - ☞ 指導法研究、語学学習機器や ICT 機器（電子黒板、タブレット PC 等）の活用、ネイティブによる特設レッスン、フォーラムでの研究成果の発表
 - ◇機会を与える【府立高校】
 - ☞ 生徒の海外研修支援、英語コンテストの開催など国内活動支援 等
 - ◇さらに伸ばす【府立・私立高校】
 - ☞ 特訓クラス、TOEFL iBT チャレンジ支援、TOEFL・TOEIC 団体受験
 - ◇教員を鍛える【府立・私立高校】
 - ☞ 短期集中研修、海外派遣研修支援 など
- ⇒ 平成 26 年度～：研究を継続・発展

◆ユネスコスクールの充実

- ☞ ユネスコスクールの取組みの充実とネットワークの活性化【府立・私立高校】

◆理数教育の充実

- ☞ 大阪サイエンスディ（大阪府生徒研究発表会・科学の甲子園大阪大会）の開催、大阪数学コンテストの開催【府立・私立高校】
- ☞ スーパーサイエンスハイスクールを中心とした SSN（サイエンス・スクール・ネットワーク）の活性化【府立・私立高校】

◇英語コミュニケーション能力の育成

【事業概要】

国際社会で通用する英語力を備えた生徒を育成するため、「使える英語プロジェクト」（平成 23 年度～）の成果と課題を踏まえ、26 年度以降、研究指定校（English Frontier High School）において、新たな指導法の研究を行う「開発型」と、これまでの研究開発をベースに重点的・発展的なテーマ研究を行う「実践型」による取組みを行うとともに、「機会を与える」「さらに伸ばす」「教員を鍛える」については、公私が連携した取組みをすすめる。

また、国際理解、環境、多文化共生、人権、平和、防災などをテーマとして、持続可能な社会の担い手をはぐくむ教育に積極的に取り組むユネスコスクールの充実とネットワークの活性化を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none">・生徒の英語力 TOEFL・TOEIC 受検者数 （使える英語プロジェクトによる団体受検者数 225 名） 実践的英語教育強化事業による受検者数 574 名	<ul style="list-style-type: none">・生徒の英語力 TOEFL・TOEIC 受検者数 増加をめざす
<ul style="list-style-type: none">・英語教員の英語力 府立高校における英検準 1 級、TOEFL550 点、TOEIC730 点以上の教員 43%	<ul style="list-style-type: none">・英語教員の英語力 府立高校における英検準 1 級、TOEFL550 点、TOEIC730 点以上の教員 60%
・ユネスコスクール 公私合わせて 17 校	・ユネスコスクール 公私合わせて 30 校

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【使える英語】 ・使える英語プロジェクト (H23~)	使える英語プロジェクトの成果を踏まえ、研究を継続・発展			→
【ユネスコスクール】 ・ネットワークの拡充・活性化				→

◇理数教育の充実

【事業概要】

大阪サイエンスデイ（大阪府生徒研究発表会・科学の甲子園大阪大会）や大阪数学コンテストを開催し、府内の小・中・高校生の科学的素養の裾野を広げるとともに、才能や意欲に溢れる生徒を発掘し、さらなる能力開発を行う。

また、スーパー・サイエンス・ハイスクールを中心とした SSN（サイエンス・スクール・ネットワーク）については、参加校それぞれの得意分野を活かした取組みを活性化するとともに参加校の拡大を図る。

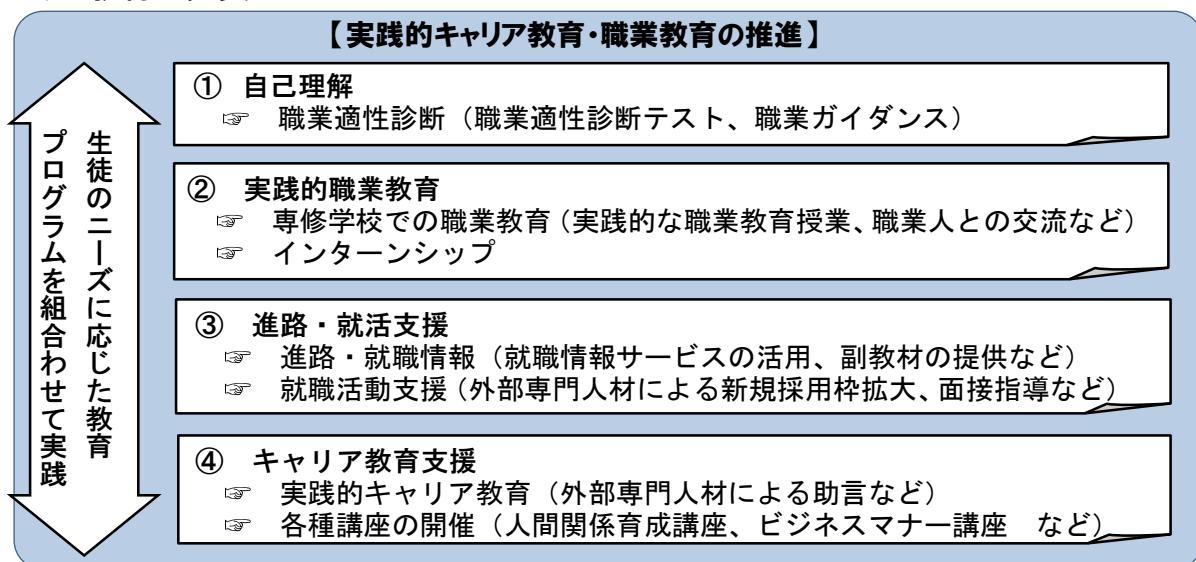
【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
国際科学オリンピック全国大会での入賞 SSN 参加校 17 校	国際科学オリンピック世界大会への出場 SSN 参加校 公私合わせて 30 校

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
・SSN の活性化				→
・大阪府生徒研究発表会の開催				→
・科学の甲子園大阪大会の開催				→
・大阪数学コンテストの実施	大阪数学コンテスト実施			→

◇キャリア教育の充実



【事業概要】

高校と専門学校や企業、外部人材が連携して、職業適性診断や職業体験、インターンシップなど、各校の生徒のニーズに応じたキャリア教育・職業教育プログラムを実践し、生徒の勤労観・職業観の醸成や「社会人基礎力」の習得を支援するとともに、すべての府立高校において、「志（こころざし）学」を教育課程に位置付け、その推進を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度以降）
各校の事業計画をもとに推進校を指定 府立学校 58 校 私立学校 14 校 府立高校全体で「志（こころざし）学」の実施	事業再構築に基づいたキャリア教育の推進 「志（こころざし）学」実践事例集の作成（H29）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
・プログラムを実践（72 校で実践） ・事業の検証 ・事業再構築の検討 ・「志（こころざし）学」の府立高校全校での実施	事業再構築に基づいたキャリア教育の推進			→
	研究成果発表会実施			→ 実践事例集作成

◇公私間の教員の人事交流や合同研究会の実施

【事業概要】

府教育委員会と学校法人・私学団体の連携により、公私間の人事交流や研修機会を提供する。

また、教育研究会の開催等を通じ、公私双方の教員の資質向上を図るとともに、優れた取組みや成果を共有する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・公私間の人事交流の状況 4 名 ・合同研究会の開催	・公私間の人事交流を継続して実施 ・合同研究会を継続して実施

(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます

重点取組⑦

社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実

◇グローバルリーダーズハイスクール(進学指導特色校)の充実

【事業概要】

グローバルリーダーズハイスクール(進学指導特色校)において、「確かな学力の育成」「豊かな人間性の涵養」「高い志と進路実現」を柱とした特色ある取組みを実施し、引き続き、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成する。今後は、進学実績等の向上、取組みの活性化など、さらなるパフォーマンスの向上をめざす。

また、毎年、外部有識者によるパフォーマンス評価を行い、検証・改善のPDCAサイクルによる事業展開を行うとともに、3年に1度、総合的評価に基づき、指定校の入替を含めて指定する制度を構築し、取組みの一層の活性化を図る。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成25年度以降）
グローバルリーダーズハイスクール（進学指導特色校） … 10校	<ul style="list-style-type: none">再指定制度の構築（指定校入替、新規指定など）文理学科の拡充の検討進学実績等の向上、取組みの活性化など、パフォーマンスのさらなる向上

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グローバルリーダーズハイスクール（進学指導特色校） 10校	現指定校 10校の評価と再指定・新規指定			→ 指定校の評価と再指定・新規指定

◇国際関係学科の充実

【事業概要】

豊かな語学力、コミュニケーション能力、論理的思考力や健全な批判力を身に付け、国際的に活躍できる「グローバル人材」を育成するため、府立高校に「国際科（グローバル科）」を設置する。特色ある学校設定科目を開講し、外部人材やネイティブ・スピーカーを活用して、論理的思考力や批判的思考力、発想力の育成や英語運用能力の向上をめざした取組みを進める。

また、これまでの国際教養科や国際文化科における語学力の向上はもとより、世界の国の文化や伝統を理解し尊重する態度、コミュニケーション能力やプレゼンテーション力の育成など、両学科のすぐれたところを活かし、国際関係学科（国際教養科・国際文化科・国際科）の新たな方向性について、学科名の統一を含めて、検討する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
国際教養科を設置する学校 … 6 校	国際関係学科の新たな方向性を検討
国際文化科を設置する学校 … 3 校	
国際科（グローバル科）を設置する学校 … 0 校	

◇新たな学科・コースの設置や改編

【事業概要】

生徒の多様な学習と進路選択を実現するため、コミュニケーション、防災、環境など、社会のニーズに対応した新たな学科について設置の必要性を検討する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・専門学科 35 校	・新たな専門学科の設置（専門コースからの移行を含む）
・専門コース設置校 30 校	・新たな専門コースの設置

◇工科高校の充実

【事業概要】

工科高校においては、より高度な工業技術を学ぶ意欲のある生徒に向け、大学進学に対応した系・専科を設置するとともに、高度な職業資格取得に対応した学習内容の充実を図る。また、最先端の技術の習得と安全性の確保を図るために、老朽化した施設・設備の計画的な更新や新規整備を進める。

さらに、企業実習や技術者の招聘を推進するとともに、産業界と協力・連携した企業への教員派遣研修を充実する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none">高度な職業資格合格者 173 人（H23 実績）工科高校から工科系大学への進学実績 137 人	<ul style="list-style-type: none">高度な職業資格合格者 300 人工科系大学への進学実績 200 人教員の「1 人 1 資格」

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
進学に対応した新しいカリキュラム策定	進学系・専科の設置			→

◇農業高校の充実

【事業概要】

農業高校については、都市近郊という特性を踏まえるとともに、農業の6次産業化等の新たな学習分野に対応するため、教育内容の改善と、老朽化した施設・設備の整備を進める。また、進学等、進路希望に対応するため、大学等との連携や土曜活用の推進に取組むとともに、外部教育力を活用したインターンシップを実施する。

◇大阪府教育センター附属高等学校の充実

【事業概要】

大阪府教育センター附属高等学校は、大阪府教育センターはもとより、大阪府立大学や宇宙航空研究開発機構（JAXA）等外部機関との連携のもと、宇宙講座をはじめとする体験学習や、人としての在り方・生き方を探究するキャリア教育の充実など、教育内容の深化を図る。

また、それぞれの機関が協働し、各機関が一体となった実践・研究を展開することにより、教員の指導力の向上を図るとともに、その成果を府内に普及させることで、府内全体の教育活動の充実をめざす。

◇生徒の「学び直し」等を支援する新たな学校の設置

【事業概要】

学び直しの支援を実践してきた学校におけるこれまでの成果や課題等を踏まえ、学習面でつまずいている生徒に対し、「学び直し」と「自立」を支援するための学習環境と相談体制を整備する新たなタイプの学校として「エンパワメントスクール（仮称）」を設置する。

◇通信制の課程の充実

【事業概要】

通信制の課程については、昼間部における志願倍率が高い水準で推移していることから、新校設置の検討も含め、受検者のニーズに十分応えられるよう充実を図る。

◇生徒の授業アンケートを活用した授業改善

【事業概要】

府立高校において、生徒からの授業アンケートを効果的に活用し、「わかる授業」「魅力ある授業」を実現するため、アンケート結果による授業における課題の洗い出し、課題に対する改善方策の策定、改善状況の把握・検証を行うなど、授業改善に向けた取組みを組織的に進める。また、各校の授業改善に向けた取組みに対して、教育センターが校内研修の支援を実施し、分析結果の活用について指導・助言を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
<ul style="list-style-type: none">「授業アンケート分析システム」の作成開始府立高校 27 校に対し、パッケージ研修を実施	<ul style="list-style-type: none">「授業アンケート分析システム」の完成（H25）府立高校全校に対するパッケージ研修支援の完了

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
・授業アンケートを活用した授業改善				→
・授業アンケート分析システム作成	・各校がシステムを活用し、自立化			→
・パッケージ研修支援	→	・支援完了		

重点取組⑧

生徒の自立を支える教育の充実

◇デュアル総合学科の設置及び「デュアル実習」実施校の拡大

【事業概要】

社会人基礎力を身に付け、社会の構成員として必要な力を備えた人材を育成するため、デュアル総合学科を設置し、地域の事業所等と連携し、週一日全日の職業体験を行う「デュアル実習」を核として、地域の社会人等から仕事や社会の仕組みを学ぶ学校設定科目の開設、進路ガイダンスなどの充実に取り組む。

加えて、「デュアル実習」実施校を拡大し、府立高校のキャリア教育のさらなる充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
「デュアル実習」実施校 2 校	「デュアル実習」実施校の拡大 5 校

【工程】

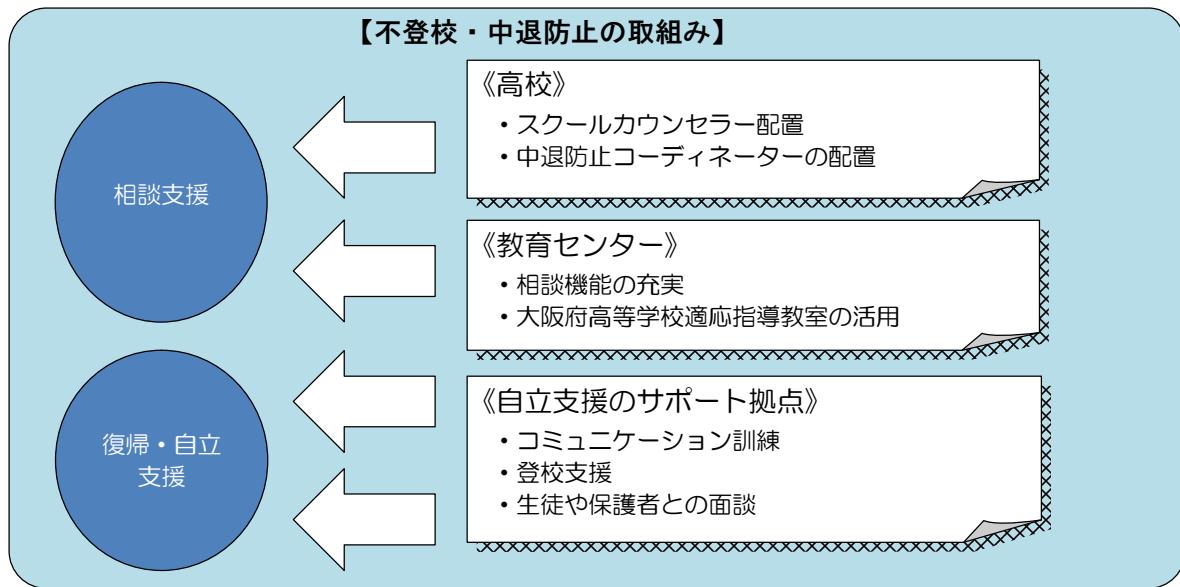
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
・デュアル総合学科 設置 ・「デュアル実習」 実施校 2 校				・「デュアル実習」 実施校 5 校

◇「夢や志をはぐくむ教育」の推進

【事業概要】

府立高校において、「志（こころざし）学」を基礎として、社会参加のための知識やスキル・価値観を育成する取組みを行い、夢や志を持ち、よき社会人として社会の発展に寄与する態度をはぐくむ。

◇不登校の減少・中途退学防止の取組み



【事業概要】

☞府立高校における中退防止対策の推進

不登校の減少や中途退学の防止を図るため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実を図る。

中途退学の課題が集中する学校において、中高連携の窓口や校内組織の中核を担う中退防止コーディネーターを指名し、全教職員による指導体制を確立するとともに、中退防止コーディネーターのネットワーク化を図り、各校の課題や効果的な取組みに関する情報の共有化を図る。また、とりわけ中退率の高い学校を重点取組み校として指定し、個別に分析を行い、改善の方策を構築する。

不登校の減少や中退防止に効果のあった取組みの最新情報を追加して、冊子「中退の未然防止のために」を改訂するとともに、すべての府立高校において活用を図る。

☞教育センターにおける相談機能の充実

府立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材との連携を図るとともに、学校教育相談体制を支援し、府における教育相談のネットワーク機能の充実を図る。

☞大阪府高等学校適応指導教室の活用

大阪府高等学校適応指導教室において、心理的または情緒的な原因により不登校状態にある府立高校生に対し、在籍校との連携のもと学校復帰をめざした学習支援や心理支援等を行う。

☞高校中退・不登校フォローアップモデル事業の実施

中途退学者数の多い学校とひきこもり等青少年の社会参加を支援するNPO等が連携して、不登校・中退を予防し自立を支援するためのサポート拠点を設置し、コミュニケーション訓練や登校支援、生徒や保護者との面談、就学・就労等に向けた学習支援を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none">・中退防止コーディネーターの配置 35 校・冊子「中退の未然防止のために」を活用・高校適応指導教室の設置数 1 力所・サポート拠点数 1 力所	<ul style="list-style-type: none">・中途退学の課題が集中する学校に対して中退防止コーディネーターを配置・冊子「中退の未然防止のために」（改訂版）をすべての学校で活用する・高校適応指導教室の充実・サポート拠点数 10 力所

◇障がいのある生徒の高校生活をサポートするための人材の配置

【事業概要】

障がいのある生徒の府立高校への入学が増加する中、臨床心理士や看護師など、専門的知識を有する支援員（エキスパート支援員）を学校に配置し、直接障がいのある生徒の心身のケアや支援を行うほか、教員に対して障がいのある生徒の対応・支援のための助言やコンサルテーションを行う。

また、学校生活支援員（介助員、学習支援員）を配置し、生徒の生活介助やメモ取りなどの学習支援を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度）
<ul style="list-style-type: none">スクールカウンセラー 151 校配置学校生活支援員（介助員） 34 校学習生活支援員（学習支援員） 28 校	<ul style="list-style-type: none">スクールカウンセラーや学校生活支援員、学習生活支援員を希望する全府立高校に配置

◇長期入院している生徒等への学習支援

【事業概要】

修学の意思を持ち学習意欲があるにもかかわらず、病気やけが等での入院により長期間登校できない府立高校生に対して、在籍校の教員が病院へ出向き状況に応じた授業を行うことにより生徒への学習支援を行う。

また、ICT を活用して、病院等で学校の授業を受けることができる仕組みについて平成 25 年度より運用を開始するとともに、学校の状況を踏まえながら、より使いやすいものとなるよう検討をすすめる。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
<ul style="list-style-type: none">非常勤講師を 6 校に配置	<ul style="list-style-type: none">学校からの要請に基づき非常勤講師を配置遠隔授業システムの運用開始（H25）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学校からの要請に基づき非常勤講師を配置				
ICT を活用した仕組みの運用・改良				

重点取組⑨

つながりをはぐくむ学校づくり

◇学校協議会による保護者・地域ニーズの反映【再掲】

【事業概要】

全府立学校に保護者や地域の住民、学識経験者等からなる学校協議会を設置し、学校協議会の意見を踏まえた学校経営計画の策定や学校評価を行うことにより、保護者や地域の住民との連携協力と学校運営への参加を促進し、そのニーズを学校教育に反映する。

また、府立学校の教員の授業その他の教育活動に関する保護者からの意見の申し出に関し、学校協議会において調査審議し、学校に対し適切な対応を意見具申する。

(「基本方針7：学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます」参照)

◇専門的知識を有する社会人の積極的な活用

【事業概要】

教育内容の多様化と特色ある学校づくりの一環として、地域や社会の各界で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する社会人を文化部活動等において活用を図るとともに、演奏家による技術指導等、教員では担当できない授業において、教員免許状を持たない外部人材の活用を図る。とりわけ、民間の活力、専門性を学校現場により一層取り込むために、潜在的シーズでもある、シニア世代や女性の活用を図る。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
・人材バンク登録者数 5,556人	・人材バンク登録者数 7,000人

◇中高一貫教育の取組み

【事業概要】

能勢地域及び柏原地域において実施している中高一貫教育について、交流授業や学校行事、部活動を通じた生徒交流、教員交流の取組みを一層進める。また、能勢高校と柏原東高校が中学生にとって「入りたい学校」となるよう、個性化・魅力化、地域に根ざした学校運営を図るとともに、学校の取組みや成果などを発信する力を高めていく。

能勢高校については、これまでの成果と課題を踏まえ、能勢町や能勢町教育委員会とも連携しながら、今後の方向性について検討を進める。また、柏原東高校については、多様な学習と進路選択を実現する教育課程の編成や地域との連携による教育活動の深化・充実により、さらなる教育力の向上をめざす。

さらに、これまでの取組みの成果を検証し、今後の中高一貫教育の在り方について研究を進める。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
・連携中学生の能勢高校入学割合 35.8% ・柏原東高校の中高一貫選抜募集人員 60名	・連携中学生の能勢高校入学割合 50.0% ・柏原東高校の中高一貫選抜募集人員 80名

◇高大連携の推進

【事業概要】

大学との包括連携協定校数を拡充するとともに、連携のボリュームを質・量とも増やし、府立高校全体の教育の質の向上につなげる。

その際、生徒が高等教育機関で学ぶことへの興味・関心や進学意欲を高められるよう、大学キャンパスでの学習機会や大学からの出前授業の活用を進めるとともに、大学での講義の受講を単位認定する学校の拡充を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・府教委との包括協定を締結している大学 22 大学	・府教委との包括協定を締結する大学 25 大学
・大学での講義の受講により単位認定を行う学校 19 校（平成 23 年度）	・大学での講義の受講により単位認定を行う学校 25 校
・高大連携実施校の割合 76.8%（平成 23 年度）	・高大連携実施校の割合 80%

◇公立大学法人大阪府立大学との連携推進

【事業概要】

大阪府教育センター附属高校や工科高校、スーパーサイエンスハイスクール等において、公立大学法人大阪府立大学との連携を推進する。「連携から協働、接続へ」をキャッチフレーズとして、生徒が大学の講義を受講したり、体験学習を行うことにより、「高度な研究」「ものづくり」「理数・先端科学技術」をはじめとした専門分野に関する興味・関心を高めるとともに、府立大学への特別入学についても協議をすすめる。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・府立大学の高大連携講座を受講する学校数 6 校	・高大連携講座を受講する学校数を増やす 15 校

重点取組⑩**学習環境の整備****◇府立学校施設の耐震性能向上・大規模改修【再掲】****【事業概要】**

府立学校については、施設・設備の既存ストックを最大限に有効活用するために、校舎の耐震化を含む改修・改善を計画的に進め、平成26年度末までに耐震化率100%を達成する。また、非構造部材についても、点検結果に基づき、計画的に耐震対策を実施する。

(「基本方針8：安全で安心な学びの場をつくります」参照)

◇府立学校の老朽化対策と空調設備等の整備推進【再掲】**【事業概要】**

府立学校の校舎等については、築年数が30年を超えるものが7割以上を占め老朽化が深刻な状況であることから、施設の改修による長寿命化と改築の組み合わせにより、コストの低減化を図りつつ、計画的に改修・改築を行うための老朽化対策を検討し、今後の施設整備を進めるための整備計画を策定する。

また、計画的に使用頻度の高い特別教室に対して空調設備を設置するとともに、バリアフリー化やトイレ設備の改修を行うことにより、府立学校の教育環境の改善を図り教育的効果を高める。

(「基本方針8：安全で安心な学びの場をつくります」参照)

◇府立学校のICT環境の充実による「わかる授業」の実現【再掲】**【事業概要】**

府立高校において、現在、利用用途に応じて複数に分かれているネットワークシステムを再構築し、教員一人一台のパソコンで校務処理や授業コンテンツ作成、インターネット等の利用が可能となる次期教育ネットワークを構築する。

また、ICTを活用した授業の導入、学習方法の多様化が進む中で、映像・動画コンテンツを利用した学習を可能とするため、回線を増強しネットワーク環境の向上を図るとともに、更新時期を迎える生徒学習用パソコンの更新を行い、生徒のパソコン環境の最適化を図る。

(「基本方針7：学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます」参照)

◇在宅等で学習する生徒への ICT を活用した支援

【事業概要】

修学の意思を持ち学習意欲があるにもかかわらず、病気やけが等による入院により長期間登校できない府立高校生に対して、ICT を活用することにより、在宅のまま授業を受けることができる仕組みについて平成 25 年度より運用を開始するとともに、学校の状況を踏まえながら、より使いやすいものとなるよう検討をすすめる。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
—	・遠隔授業システムの運用開始（H25）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ICT を活用した仕組みの運用・改良				

重点取組⑪**公平でわかりやすい入学者選抜の実施**

◇入学者選抜の調査書における目標に準拠した評価(絶対評価)の導入

【事業概要】

中学校における定着状況を見極めたうえで、調査書に記載する評定の評価方法を目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に変更する。

そのため、平成25年度中に、調査書の様式や取扱い等について検討を行い、方針を決定するとともに、中学校における適切な評価規準の作成等を支援するため、評価に関する参考資料の作成や研修に取組む。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標
・相対評価による調査書を活用した入学者選抜	・目標に準拠した評価（絶対評価）への移行 (最短で、平成28年度選抜での実施)

◇中学校における進路指導の充実

【事業概要】

入学者選抜制度の変更に適切に対応するため、各地区の進路指導の核となる中学校を中心とした、進路指導情報の蓄積と情報共有により、中学校における進路指導の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成25年度以降）
・進路希望調査を府内全域で集約	・府教育委員会主催で各地区的進路指導の核となる学校の校長・担当者会の実施 年5回 ・各地区・地域ごとに進路指導に係るネットワークの構築（H26～）

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
・各地区的進路指導の核となる学校の校長会等の実施				→
・進路指導に係るネットワーク等の構築				→

重点取組⑫**活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備****◇府立高校の再編整備の計画的な推進****【事業概要】**

今後の生徒数の減少を見据えた再編整備方針に基づき、これまでの特色づくりの検証や社会のニーズを踏まえた教育内容の充実を図るとともに、学校数の精査を行い、活力ある学校づくりをめざして再編整備を進める。その際、就学機会の確保を前提とし、公立中学校卒業者数の推移や志願動向、学校の特色や地域の特性、志願割れの状況等を勘案するとともに、経済情勢等の不確定要素も考慮しながら、効果的かつ効率的に府立高校を配置する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度以降）
・再編整備方針の策定	・年次計画に基づく再編整備の実施 (目標年次：平成 30 年度)

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
・再編整備の年次計画策定 (H27 実施校公表)	(H28 実施校公表)	・実施対象校の再編整備 (H29 実施校公表)		→ ・H31 年度以降を対象とする後継計画の検討

(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します

重点取組⑬

公私を問わない自由な学校選択の支援

◇私立高校生等に対する授業料の支援【再掲】

【事業概要】

大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、私立の高校や高等専修学校等についても自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するとともに、切磋琢磨を通じて大阪の教育力向上を図る観点から、授業料無償化制度について、制度を拡充した平成23年度から、原則として5年間（平成27年度まで）は継続するとともに、公私を問わない自由な学校選択を支援する観点や大阪の教育力向上を図る観点から、効果検証を行い、国の動向も見極めつつ、今後の制度の検討を行う。

（「基本方針2(1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）

重点取組⑭

特色ある私学教育の振興

◇優れた取組みを実践する学校に対する支援

【事業概要】

建学の精神に基づき特色・魅力ある教育を行っている私立高校を振興するとともに、大阪の教育力向上のために、優れた取組みを実践する学校を支援する。

◇生徒・保護者の学校選択肢の一層の充実

【事業概要】

「大阪府全日制高等学校等の設置認可に関する審査基準（平成24年11月1日改正）」に基づき、特色ある教育を行う私立学校の設置認可等により、生徒・保護者の学校選択肢の一層の充実を図るなど、私学教育の多様化と学校間の切磋琢磨を促進するとともに、公私の切磋琢磨の観点等から、私立高校に対する公的支援のあり方について検討を行う。

◇キャリア教育の充実【再掲】

【事業概要】

高校と専門学校や企業、外部人材が連携して、職業適性診断や職業体験、インターンシップなど、各校の生徒のニーズに応じたキャリア教育・職業教育プログラムを実践し、生徒の勤労観・職業観の醸成や「社会人基礎力」の習得を支援する。

（「基本方針2(1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

重点取組⑯

支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備

◇府立支援学校の教育環境の整備

【事業概要】

知的障がい支援学校に在籍する児童・生徒数の増加に対応するため、「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、府内4地域において平成27年度までに順次、新校整備を進める。

また、今後も児童・生徒数の増加が予想されることから、平成25年度中に行う児童生徒数の再推計を踏まえた教育環境の整備を進める。その際には、府立高校と高等部単独の知的障がい支援学校の併置を含め対応方策を検討する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
<ul style="list-style-type: none">府内4地域でH25～27年度に新校を順次開校<ul style="list-style-type: none">H25：豊能・三島地域H26：泉北・泉南地域H27：北河内地域、中河内・南河内地域	<ul style="list-style-type: none">再推計を踏まえた教育環境の整備

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
豊能・三島新校開校 ・摂津支援学校 ・とりかい高等支援学校 →	泉北・泉南新校開校 →	北河内、中南河内新校開校		
・府立知的障がい支援学校の児童生徒数を再推計 ・対応方策の検討及び実施				→

◇府立視覚支援学校の教育環境の整備

【事業概要】

老朽化が進む府立視覚支援学校の校舎の現地建て替えにあわせ、新たな学科を設置するなど学科及び教育課程の再編を行い、視覚障がい者の社会参加と自立を促進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
学科及び教育課程の再編の検討	校舎整備にあわせ、教育ニーズの変化に対応した学科及び教育課程の再編の実施

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	柔道整復課程設置 申請予定	学科及び教育課程の再編の実施		→
工事実施 →	(※)			

※工事期間については変更の可能性あり

◇通学時間の短縮に向けた通学バスの充実

【事業概要】

各学校の児童・生徒数の状況等を勘案し、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なコース編制等により、長時間乗車による児童・生徒の負担を軽減する。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
60 分を超える乗車時間を要する児童・生徒が約 6%	全児童・生徒の乗車時間： 60 分以内

◇支援学級・通級指導教室の充実

【事業概要】

☞ 支援学級の充実

支援学級に在籍する児童・生徒の障がいの多様化・重度化が進む中、障がい種別による支援学級の設置を行うとともに、支援学校におけるセンター的機能を活用し、小・中学校への巡回相談等により教職員の専門性向上を支援する。

☞ 通級指導教室の充実

小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒への指導・支援の充実を図るため、通級指導教室の設置を進める。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
<p>【支援学級】</p> <ul style="list-style-type: none">複数の障がい種別が混在する支援学級 小 10.2%、中 8.9%	<ul style="list-style-type: none">障がい種別による支援学級の設置
<p>【通級指導教室】</p> <ul style="list-style-type: none">43市町村において、203教室 (小学校 158教室、中学校 45教室)	<ul style="list-style-type: none">国定数を活用しながら通級指導教室を充実

◇小・中学校への看護師配置の促進

【事業概要】

医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する小・中学校への看護師配置を促進する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
必要な全小・中学校に看護師を配置 (23市町 小学校 75校、中学校 18校)	必要な全小・中学校に看護師を配置

◇自立支援推進校、共生推進校の充実と、その成果の府立高校全体への普及

【事業概要】

府立高校において「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、新たな共生推進教室の設置など、自立支援推進校、共生推進校のさらなる充実について検討する。

また、自立支援推進校等4校をサポート校として、巡回相談や研究授業の開催等により、自立支援推進校等で培われた教科指導等のノウハウを府立高校全体に普及する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成28年度）
自立支援推進校 9校 共生推進校 4校	自立支援推進校 9校 共生推進校 8校
自立支援推進校等4校をサポート校として指定	実践事例報告会で発表事例等を中心に、成果をとりまとめる

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
とりかい高等支援学校の共生推進教室を北摂つばさ高校に設置	泉北・泉南地域高等支援学校の共生推進教室を設置	北河内地域高等支援学校、たまがわ高等支援学校の共生推進教室の設置	自立支援推進校・共生推進校のさらなる充実について検討	→
サポート校4校	実践事例報告会	実践事例報告会	成果取りまとめ	→

◇障がいのある生徒の高校生活をサポートするための人材の配置【再掲】

【事業概要】

障がいのある生徒の府立高校への入学が増加する中、臨床心理士や看護師など、専門的知識を有する支援員（エキスパート支援員）を学校に配置し、直接障がいのある生徒の心身のケアや支援を行うほか、教員に対して障がいのある生徒の対応・支援のための助言やコンサルテーションを行う。

また、学校生活支援員（介助員、学習支援員）を配置し、生徒の生活介助やメモ取りなどの学習支援を行う。

（「基本方針2(2)：活力あふれる府立高校づくりをすすめます」参照）

重点取組⑯

就労を通じた社会的自立支援の充実

◇職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の計画的な整備と就労支援体制の構築

【事業概要】

知的障がい支援学校の新校整備にあわせ、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を豊能・三島地域、北河内地域、泉北・泉南地域の3カ所に計画的に整備し、知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立を支援する。

府立支援学校における就労支援の充実に向け、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を就労支援の拠点に位置付け、企業開拓、職場実習支援、企業情報の収集提供を柱とするサポート体制を構築する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成27年度）
・たまがわ高等支援学校 1校	・豊能・三島地域、北河内地域、泉北・泉南地域に、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校3校を順次整備
・各支援学校の進路担当を中心に、企業訪問、企業開拓 ・3部局連携による企業情報等の情報交換	・職場実習受け入れ企業情報データベースの活用

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【高等支援学校】 豊能・三島地域開校 ・とりかい高等支援学校開校	泉北・泉南地域開校	北河内地域開校		
【就労支援体制】 サポート体制の検討	→	サポート体制の運用	→	

◇関係部局の連携による就労支援の充実

【事業概要】

☞就職希望者を対象とした就職支援

支援学校等に在籍する生徒で、卒業後の就職先が内定していない就職希望者を対象に企業実習など障がい者委託訓練を活用して、教育から一般就労への連続した就労支援を行う。

また、大阪障害者職業能力開発校、高等職業技術専門校において職業訓練を実施するほか、府内 6 施設へ職業訓練を委託し、就職に向けた支援を行う。

☞就労移行支援事業所等における就業体験の実施

支援学校高等部等の生徒の進路選択を支援するため、夏季等長期休業中に就労移行支援事業所等に通所し、就業体験の機会を確保する。

☞府庁職場における職場実習の推進

府立支援学校、自立支援推進校・共生推進校が実施する職場実習について、府庁各部局で受入れを行う。

☞農を通じた就労支援の推進

支援学校の生徒等を対象に、府立環境農林水産総合研究所内福祉農園での農業体験や、農業生産法人等の現場での就労体験等を実施し、農を通じた就労支援を推進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標
【職業訓練の実施】 <ul style="list-style-type: none">・大阪障害者職業能力開発校・高等職業技術専門校の障がい者対象科目 190 名（定員）・特別委託訓練 151 名（定員）	(25 年度以降) <ul style="list-style-type: none">・大阪障害者職業能力開発校・高等職業技術専門校の障がい者対象科目 210 名(定員) 就職率 80%・特別委託訓練 151 名(定員) 就職率 80%
【就労移行支援事業所】 <ul style="list-style-type: none">・就労移行支援事業所を利用した支援学校高等部等の生徒数 70 名	(26 年度) 就労移行支援事業所を利用する支援学校高等部等の生徒数 240 名
【府庁職場における職場実習】 <ul style="list-style-type: none">・受入人数 21 校 21 人	(29 年度) 受入人数 各支援学校 1 人
【農を通じた就労体験】 <ul style="list-style-type: none">・就労体験の場づくり（2か所）・障がいのある生徒向けカリキュラムの作成・支援技術セミナーの実施（12 回）	(27 年度) <ul style="list-style-type: none">・支援学校、民間機関との協働による農業就労体験の場の充実・教員向け農業技術セミナーの実施

重点取組⑯**一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実****◇府立支援学校におけるセンター的機能の発揮****【事業概要】**

府立支援学校においては、在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、特別支援学校教諭免許状保有率を向上させる。

また、地域の障がいのある子どもの支援の充実に向けて、校内に地域支援室の整備を進めるとともに、地域支援リーディングスタッフを配置し、巡回相談や来校相談、研修講師派遣等を行うことにより、地域の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校の専門性向上に向けた支援を行う。

さらに、府立支援学校のうち地域支援の核となる拠点校を地域バランスを考慮して適正に設置し、センター機能のさらなる充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・「特別支援学校教諭免許」保有率 66.4%	・「特別支援学校教諭免許」保有率 100%
・府立支援学校 12 校に地域支援室を整備	・全府立支援学校に「地域支援室」を整備
・心理検査も含めたアセスメントができるリーディングスタッフ（48%）	・すべてのリーディングスタッフが心理検査も含めたアセスメントが可能
・25 校 4 分校にリーディングスタッフを配置	・新校を含むすべての府立支援学校にリーディングスタッフを配置
・市町村教育委員会主催の研修講師等の支援 309 回	・市町村教育委員会主催の研修講師等の支援回数を増加
・拠点校モデルとして 2 校が実施	・拠点校を適正に設置し、センター的機能のさらなる充実

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
豊能・三島地域の摂津支援学校にリーディングスタッフ 2 名を配置	泉北・泉南地域の新支援学校にリーディングスタッフの配置を検討	中河内・南河内地域の新支援学校、北河内地域の新支援学校にリーディングスタッフの配置を検討	地域ブロック体制の見直し及び拠点校の指定	拠点校を核とした新しい地域支援体制の実施

◇支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実

【事業概要】

児童・生徒の教育ニーズに応じた適切な支援を実施するため、すべての学校において校内委員会を組織的に活用するとともに、校内研修の企画・運営、関係機関との連絡調整等を行う支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・支援教育コーディネーターの指名 (小・中学校・高等学校 100%)	・支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実

◇「個別の教育支援計画」の作成と活用促進

【事業概要】

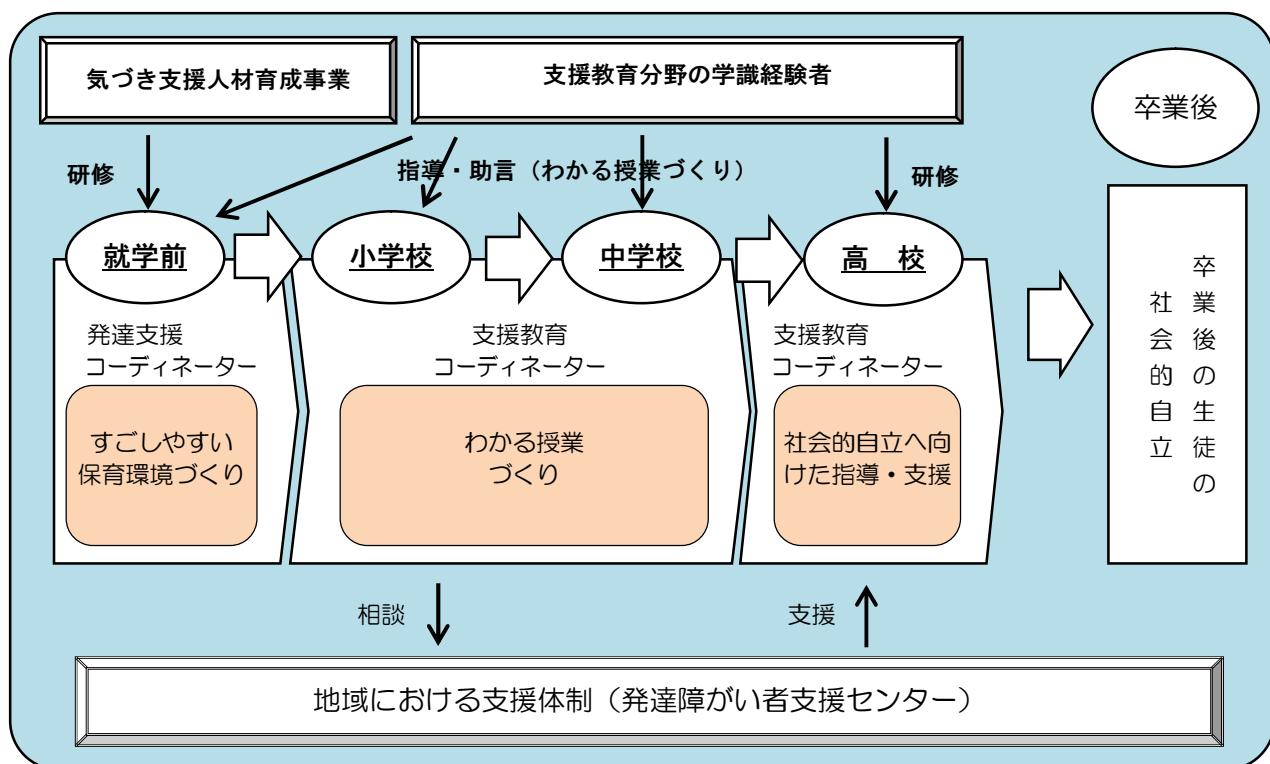
福祉・医療・労働等の関係機関や専門家との連携・協力、本人・保護者等の参画のもと「個別の教育支援計画」を作成し、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じ、キャリア教育の観点を含めた指導など、乳幼児期から学校卒業後を見通した一貫した支援を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
「個別の教育支援計画」作成状況 公立小・中学校の支援学級 100% 公立小・中学校の通常の学級 69.8% 府立高校 33.1% (H23) ・府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合 就学前施設から小学部 1 年生 79.8% 小学校から中学部 1 年生 45.6% 中学校から高等部 1 年生 33.6%	・すべての公立小・中学校、府立高校で「個別の教育支援計画」の作成に取り組む ・府立支援学校に就学前施設等や小・中学校から入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎ 100%

重点取組⑯

発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援



◇発達支援コーディネーターの養成

【事業概要】

幼稚園に在籍する発達障がい等のある幼児への支援を充実するため、気づき支援人材育成事業において公私立幼稚園教諭等を対象に研修を実施し、園内においてその中心的な役割を果たすとともに、地域の関係機関との連携の調整を行う発達支援コーディネーターの養成を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
—	<ul style="list-style-type: none"> ・気づき支援人材育成事業による研修修了者 120 名 (各市町村に 3 園 ※公私含む)

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
研修実施		市町村と調整 →	市町村で研修実施 →	

◇通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援

【事業概要】

幼稚園や小・中学校にアドバイザリースタッフ（学識経験者）を派遣し、発達障がい等のある児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりに関する実践研究を行うとともに、その成果を普及し、教員の授業力や専門性の向上を図る。また、各校においては支援教育コーディネーター等を中心に、個別の教育支援計画の作成・活用を図る。

府立高校においては、キャリア教育の観点から、社会的自立を目標とした指導・支援について実践研究を行い、生徒の卒業後の自立した社会生活に必要な力の育成に向けた適切な支援の普及を進める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
(小・中学校) —	・発達障がい等のある児童・生徒のためのわかる授業づくり研究成果の普及・活用 ・府内公立小中学校の通常の学級担任の研修参加率 100%
(高校) —	・実践研究のまとめと普及（H27～）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(幼・小・中学校) 実践研究校園指定 ・アドバイザリー スタッフ派遣 ・成果普及	→			→
(高校) モデル校指定 ・実践研究		→ ・成果とりまとめ	・成果の普及	→

◇地域における支援体制の充実(発達障がい者支援センターの運営)

【事業概要】

発達障がい児(者)に対する支援を総合的に行う大阪府内の拠点として、本人及び家族からの相談に応じ、指導・助言を行うとともに、小・中学校や支援学校等の関係機関との連携による総合的な支援を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度）
実利用者数 1,100 人	実利用者数 1,100 人 (「第 3 期大阪府障がい福祉計画」)

重点取組⑯

私立学校における障がいのある子どもへの支援

◇私立幼稚園における支援教育の充実に向けた取組みの支援 【再掲】

【事業概要】

障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、大阪府私立幼稚園連盟とも連携しながら、私立幼稚園教員の障がいへの理解を深めるための研修の充実を図る。

また、府内の私立幼稚園に就園する障がいのある幼児の支援教育の充実及び教育条件の向上を図るため、設置者に対し幼児の保育に必要な経費を支援する。

(「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照)

◇障がいのある生徒の高校生活支援 【再掲】

【事業概要】

障がいのある生徒が安心して通える学校づくりを支援するため、生徒一人ひとりの障がい等の状況に応じ、私立高校等に対し、介助員及び学習支援員の配置に必要な経費を支援する。

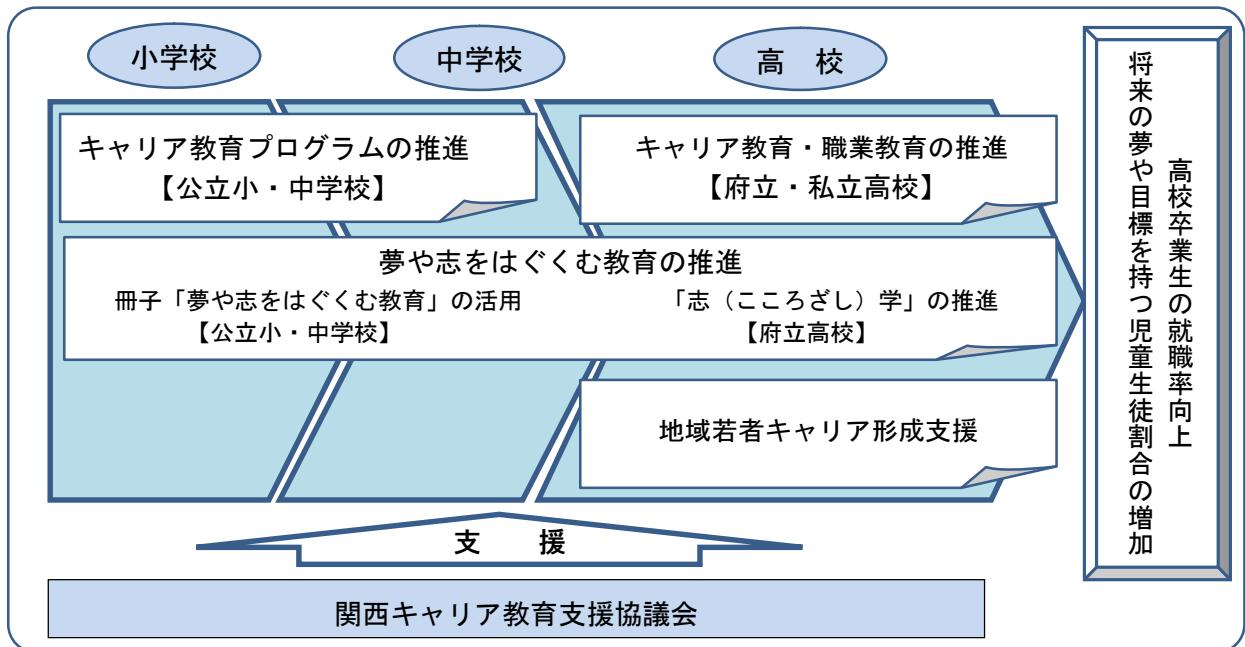
(「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照)

基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

重点取組⑩

夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ

◇キャリア教育の推進



【事業概要】

小・中学校においては、「大阪府キャリア教育プログラム」を活用した研修会の実施や先進事例の収集・発信等により、各中学校区でのキャリア教育全体指導計画の作成を支援し、地域や校種間連携による小・中9年間を通じたキャリア教育プログラムの実践を促進する。また、冊子「夢や志をはぐくむ教育」の学校での活用を促進するため、道徳教育推進教師や初任者教員、指導主事を対象に研修等を行う。

高校においては、専門学校や企業、外部人材と連携して、職業適性診断や職業体験、インターンシップなど、各校の生徒のニーズに応じたキャリア教育・職業教育プログラムを実践し、生徒の勤労観・職業観の醸成や「社会人基礎力」の習得を支援するとともに、すべての府立高校において、「志（こころざし）学」を教育課程に位置付け、その推進を図る。

さらに、産業界等で構成する関西キャリア教育支援協議会と連携し、職場体験や職場見学、社会人講師等の派遣により、体験活動の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<p>【公立小・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「キャリア教育の進め方サポートブック」を活用した「大阪府キャリア教育プログラム」の活用普及 冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活用状況 (H23) 小 615 校 (99.0%)、中 276 校 (94.8%) 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員、担当指導主事を対象としたキャリア教育に係る研修の実施 年 1 回 各中学校区における全体指導計画の作成率 100% の達成 キャリア教育を評価測定する指標の作成と評価活動の充実 公立の全小・中学校において「夢や志をはぐくむ教育」を活用
<p>【高校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府立高校全体で「志（こころざし）学」の実施 (平成 23 年度～) 「実践的キャリア教育・職業教育」支援事業推進校を指定 府立 58 校、私立 14 校 	<ul style="list-style-type: none"> 「志（こころざし）学」実践事例集の作成 府立・私立の高校におけるキャリア教育の推進

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<p>【公立小・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア教育研修の実施 キャリア教育を評価測定する指標の作成 「夢や志をはぐくむ教育」の活用 				→
	指標に基づく評価測定の普及		→	評価測定に基づく分析
<p>【高校】</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムを実践 (72 校で実践) 事業の検証 事業再構築の検討 「志（こころざし）学」の府立高校全校での実施 	事業再構築に基づいたキャリア教育の推進	→	→	→
	研修成果発表会実施			→ 実践事例集作成

◇地域と連携した体験活動の推進

【事業概要】

放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、子どもの体験・交流活動等を地域社会全体で推進する。

また、大阪の自然や文化など様々な資源を活用して、子どもたちに体験活動の場を提供する。(里山体験、農業体験、環境学習、文化体験など)

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<p>【里山体験】</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府民の森ほりご園地(里山の自然学校 紀泉わいわい村)年間利用者数 26,383 人 (H25.2 時点 ※大人含む) <p>【環境学習】</p> <ul style="list-style-type: none">・水生生物センター来場者数 3,558 人 (H23 ※大人含む) <p>【文化を通じた次世代育成に関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもや青少年が、芸術や文化に親しみ、参加・表現する機会の充実	<p>【里山体験】</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府民の森ほりご園地(里山の自然学校 紀泉わいわい村)年間利用者数 32,000 人 (H25～ ※大人含む) <p>【環境学習】</p> <ul style="list-style-type: none">・水生生物センター来場者数 4,000 名 (※大人含む) <p>【文化を通じた次世代育成に関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・専門家の見識を活かし、民間の創意あふれる取組みや自立的な活動を支援し、機会を充実

◇子どもの発達段階に応じた読書環境の充実

【事業概要】

就学前においては、幼稚園や保育所等における子どもの読書活動に関わる好事例の収集・発信や就学前読書活動フォーラム等により、保護者等に対し読書活動の大切さや意義について啓発を進める。

学校教育段階においては、公立図書館と学校図書館との連携、ボランティアと学校図書館との連携に関わる好事例の収集・発信を行うとともに、公立図書館の子どもの読書活動担当者会の開催等により、子どもの読書環境づくりを推進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none">・授業以外で本を読んだり、借りたりするために、学校や地域の図書館へ週に 1～3 回程度行く子どもの割合<ul style="list-style-type: none">小学校：9.8% (全国 17.8%)中学校：6.1% (全国 8.9%)・ボランティアを活用している学校の割合<ul style="list-style-type: none">小学校 76% 中学校 24% (H22)・公立図書館と連携を実施している学校の割合<ul style="list-style-type: none">小学校 84%、中学校 39% (H22)・保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取組みをしている公立の幼稚園・保育所の割合(政令市含む)<ul style="list-style-type: none">幼稚園 74%、保育所 79% (H21)	<ul style="list-style-type: none">・授業以外で本を読んだり、借りたりするために、学校や地域の図書館へ週に 1～3 回程度行く子どもの割合<ul style="list-style-type: none">小学校・中学校とも全国平均以上にする・ボランティアを活用している学校の割合<ul style="list-style-type: none">小学校 100% 中学校 100%・公立図書館と連携を実施している学校の割合<ul style="list-style-type: none">小学校 100%、中学校 100%・保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取組みをしている公立の幼稚園・保育所の割合(政令市含む)<ul style="list-style-type: none">幼稚園 100%、保育所 100%

重点取組②**社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ****◇近現代史をはじめとした歴史に関する教育の実施****【事業概要】**

「地理・歴史」の科目や「志（こころざし）学」において、近現代史を含む我が国や大阪の歴史に関する教育を推進する。その際、各学校においては、学習した内容が確実に定着するよう、教科等の指導における工夫・改善に取り組む。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
「地理・歴史」で近現代史の教育を実施	(府立高校) 「地理・歴史」や「志（こころざし）学」で近現代史を含む我が国や大阪の歴史に関する教育を推進

◇歴史・文化にふれる機会の拡大**【事業概要】****☞府立博物館の活用**

「出かける博物館」事業として、小・中・高校等に対する出前授業や教員向け研修会等における講演、教材としての文化財資料パッケージの貸し出し、文化財をめぐる校外学習の実施等、文化財と府立博物館の学校教育における有効活用を図る。

☞世界文化遺産登録に向けた取組の推進

仁徳陵古墳、応神陵古墳を含む百舌鳥・古市古墳群について、世界文化遺産登録に向けた取組みを進めるとともに、大阪の文化財の代表として学校教育への活用を図る。

☞人形浄瑠璃文楽の青少年への普及

府内の学校教員に対して、文楽鑑賞の機会を提供し、学校教育の場での大阪の無形文化財の魅力を伝える素地を養成する。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 25 年度以降）
【博物館の活用】 弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館を利用した小・中学生数 30,298 人	毎年度、小・中学校の両博物館利用者 3 万人以上
【世界文化遺産の登録】 ・百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議の開催 ・百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議の開催	世界文化遺産登録に向けた取組みの推進 学校教育への活用 世界文化遺産への登録（H27）
【人形浄瑠璃文楽】 ・国立文楽劇場の青少年向け文楽公演等により文楽にふれた青少年の数 合計 19,945 人	・国立文楽劇場の青少年向け文楽公演等により文楽にふれた青少年の数 合計 21,000 人（H26）

◇民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進

【事業概要】

学習指導要領に基づき、「社会」や「公民」をはじめとする教科指導を実施するとともに、「夢や志をはぐくむ教育」や「志（こころざし）学」の充実により、児童・生徒が社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質や能力を身に付け、社会に主体的に参画しよりよい社会を創っていこうとする意欲や態度をはぐくむ。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
公立小中学校：総合的な学習の時間における冊子 「夢や志をはぐくむ教育」の活用	公立小中学校：全校において「夢や志をはぐくむ教育」を活用
府立高校：「志（こころざし）学」の実施	府立高校：「志（こころざし）学」の充実及び実践事例集作成

重点取組②**ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ****◇道徳教育の推進****【事業概要】**

中学校区における道徳教育に関する公開講座の開催や「道徳の時間」の授業参観の実施等により、保護者、地域と連携して道徳教育を推進する。また、市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事や校内で道徳教育を推進する立場にある道徳教育推進教師を対象に研修会を開催する。

高校においては、小・中学校における道徳教育の内容を踏まえつつ、各校の先進的な取組みを共有しすべての府立高校へ展開するために、毎年、研究発表会を開催するとともに、その事例を集約した事例集を作成する。また、毎年、すべての府立高校に対して重点目標を中心とした全体計画の作成を求め、PDCAサイクルを踏まえた取組みの展開を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
（公立小中学校） ・小中学校における道徳の時間の公開の割合 86.2% (785 校)	・小中学校における道徳の時間の公開の割合 100%
（府立学校） ・高校における道徳教育の全体計画作成（H22～）	・道徳教育における実践事例集作成

◇「こころの再生」府民運動の推進**【事業概要】**

「生命、人としての尊厳を大切にする」「互いを思いやる」「感謝する」「努力する」「公共のルールやマナーを守る」など、社会や時代がどんなに変わっても決して忘れてはならない大切な「こころ」を改めて確認し、一人ひとりの行動を見つめ直し、日々の暮らしの中でできることから実践することを呼びかける「こころの再生」府民運動を推進する。

そのため、「道徳の時間」その他の学校の教育活動を通じて 5 つのこころの育成やあいさつ運動を推進できるよう、啓発媒体の作成・配布、情報発信を行い学校を支援する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・子どもの「こころの再生」府民運動の認知度 35.9% ・「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組み（あいさつ運動を含む）を実施している学校の割合 100%	・子どもの「こころの再生」府民運動の認知度 50% ・「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組み（あいさつ運動を含む）を実施している学校の割合 100%

◇非行防止・犯罪被害防止に向けた取組み

【事業概要】

府の総合治安対策を踏まえ、犯罪への正しい理解や規範意識の醸成を図るとともに、犯罪に巻き込まれないための対応などを身に付けてもらえるよう、非行防止・犯罪被害防止教室の開催等による未然防止に努めるとともに、小・中学校と少年サポートセンターをはじめとした関係機関による連携ネットワークの強化を図る。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 97.3% (604 校)	非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 100% (621 校)

◇人権教育の推進

【事業概要】

人権教育のための教材集・資料の有効活用の促進を図るとともに、活用について実践報告会を開催し、その成果を実践事例集としてまとめ、研修や報告会等を通じて各学校における人権教育の一層の充実を図る。

また、研究校を指定し、児童・生徒の豊かな人権感覚の涵養と人権意識の高揚のための効果的な指導方法等に関する調査研究を行うとともに、その成果を実践事例集としてまとめ、研究成果の普及を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
(小中学校) ・人権教育教材集を活用した研修の実施	・人権教育教材集を活用した研修を継続して実施（H25～） ・人権教育教材集等の改訂（H25） ・人権教育に係る実践事例集の作成（H26）
(府立高校) ・「人権教育 COMPASS」活用率 61.0%（H23 実績）	・「人権教育 COMPASS」活用率の向上

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人権教育教材集・資料の改訂 研究学校事業による調査研究	人権教育に係る実践事例集の作成	人権教育教材集等の活用促進		→
				→
「人権教育 COMPASS」の活用推進				
				→

◇国際理解教育等の推進

【事業概要】

国際化が進展する中にあって、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力を育成するため、国際交流事業や海外の学校との姉妹校提携等の取組みを推進する。

在日外国人教育のための資料集「違いを認め合い 共に生きるために」の活用促進を図り、在日外国人児童・生徒が自らの誇りや自覚を高め、自主活動を通じて、本名を使用できる環境の醸成に努める等、指導を一層工夫・改善する。

また、帰国・渡日児童・生徒に対しては、小・中学校への日本語指導対応加配教員の配置や、府立高校への教育ソーターーや専門員の派遣、学校生活・進路情報等の多言語での提供など、学習・進路支援や就学支援等の充実を通じて、多文化共生の取組みを推進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<p>【国際交流事業・海外の学校との姉妹校提携】 (府立高校)</p> <ul style="list-style-type: none">国際交流事業<ul style="list-style-type: none">外国への修学旅行実施（H23）：24 校外国からの教育旅行の受入れ（H23）：43 校外国人留学生の受入れ（3か月以上）（H23）：21 校海外の学校との姉妹校提携（H24）：31 校	<ul style="list-style-type: none">国際交流事業を全校で実施海外の学校との姉妹校提携：50 校に拡大
<p>【在日外国人教育】</p> <ul style="list-style-type: none">小中学校における「在日外国人教育のための資料集」の活用普及府立高校における「在日外国人教育のための資料集」の活用率 89.6%	<ul style="list-style-type: none">小中学校における「在日外国人教育のための資料集」活用を引き続き推進府立高校における「在日外国人教育のための資料集」の活用率 100%
<p>【帰国・渡日児童・生徒への支援】</p> <ul style="list-style-type: none">日本語指導対応加配教員の配置（小中）76 名教育ソーターー登録者数 405 名 派遣回数 662 回（12 月現在）多言語による進路サポート情報 8 言語担当教員研修（小中） 2 回（124 名） (高校) 2 回（40 名）	<ul style="list-style-type: none">日本語指導対応加配教員を引き続き配置（小中）教育ソーターー登録者数の増加 派遣回数の増加多言語による進路サポート情報 10 言語担当教員研修の充実

◇障がい理解教育・福祉教育の推進

【事業概要】

公立の小・中学校については、教員研修等において、障がい理解教育の指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障がい教育の充実のために」や福祉教育指導資料集「ぬくもり」の活用を促進する。

府立高校においては、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、福祉施設へのボランティア体験を広げ、生徒の福祉マインドの醸成を図る。

また、認知症高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高校生向け標準教材を開発し、市町村福祉部局等が各学校と連携して実施する認知症サポーター（キッズサポーター）講座の開催を支援する。児童・生徒等の障がいに対する理解の促進を図るため、「大阪ふれあいおりがみ」を配布するとともに、「心の輪を広げる体験作文」・「障がい者週間のポスター」を公募し、作品集を学校等に配布する。

さらに、教職員の障がい等に関する理解や認識を深め、学校の効果的な実践を共有するため幼・小・中・高校・支援学校対象の研修会を実施する。

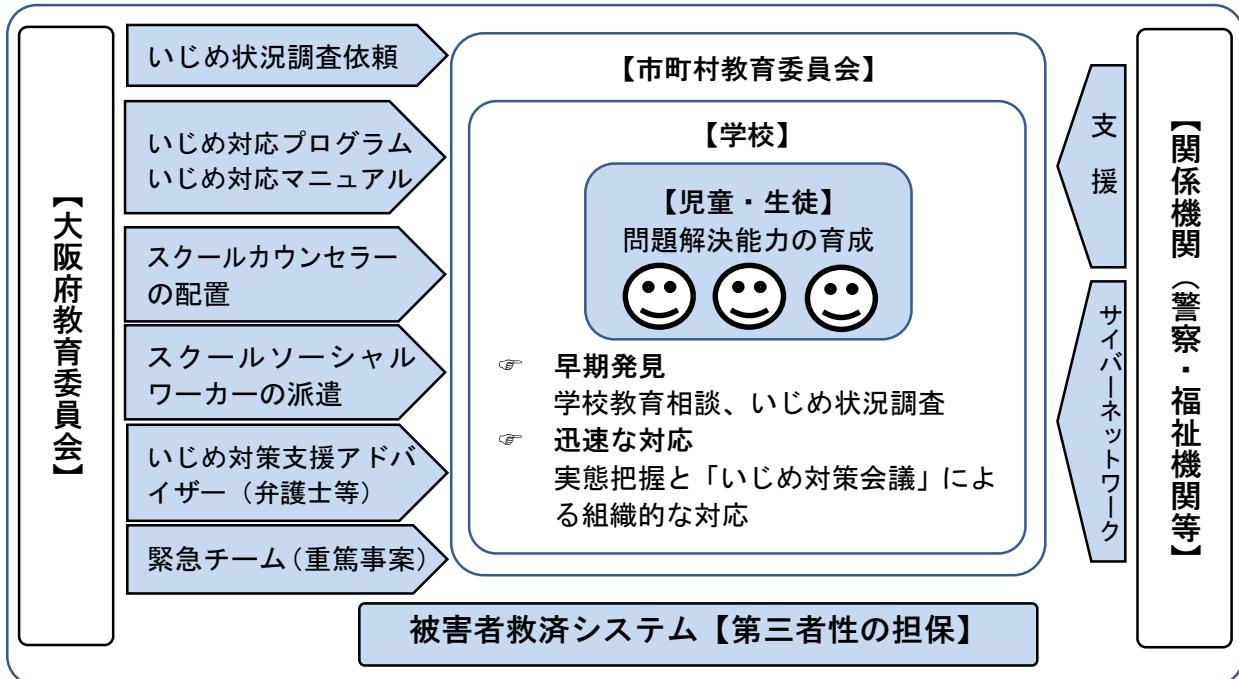
【事業目標】

現状（平成23年度）	目標（平成25年度～）
<ul style="list-style-type: none">・全公立小・中・高校の全学級で障がい理解教育を実施・全公立小・中・高校で障がい理解教育の指導計画を作成・幼・小・中・高校・支援学校対象の研修を実施 <p>・府立高校における体験活動に重点をおいた福祉教育の実施状況 89.9%</p>	<ul style="list-style-type: none">・全公立小・中・高校の全学級で障がい理解教育を引き続き実施・全公立小・中・高校で障がい理解教育の指導計画を作成・幼・小・中・高校・支援学校対象の研修を引き続き実施・全府立高校で体験活動に重点をおいた福祉教育の実施・小・中・高校ごとの認知症理解のための標準教材を開発

重点取組⑬

いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化

◇いじめ解決に向けた総合的な取組みの推進



【事業概要】

教員への研修等を通じて「いじめ対応プログラムⅡ」の普及を図り、子ども自身の問題解決能力を育成する。

また、スクールカウンセラー（臨床心理士）を全公立中学校に配置し、学校での教育相談体制の充実を図るとともに、全小・中学校を対象に年3回のいじめ状況調査を実施し、的確な実態把握と早期対応の推進を図る。

校長のリーダーシップによる迅速な対応を図るため、「いじめ対応プログラムⅠ」「いじめ対応マニュアル」の活用を推進するとともに、弁護士等専門家をアドバイザーとして市町村教育委員会や学校へ派遣し、事案解決に向けた市町村教育委員会・学校の対応力を高める。

重篤な事案に対しては、校長OBや弁護士等からなる「緊急支援チーム」を派遣し、市町村教育委員会や福祉・警察機関等と連携した支援を行う。

また、インターネット上のいじめについては、府警察本部や公共機関、民間機関と連携し、市町村教育委員会とともに児童・生徒を携帯・インターネット上の被害から守るための日常的な連携体制である「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
<ul style="list-style-type: none">・緊急支援チームの派遣回数 子ども支援…44ケース学校体制支援…支援校80校、支援回数804回・H23年度 いじめの解消率(小)71.9%、(中)79.9%	<ul style="list-style-type: none">・緊急支援チームの派遣による市町村教育委員会、学校の対応力向上・いじめの解消率 100%

◇児童・生徒等に対する学校相談体制の充実

【事業概要】

スクールカウンセラー（臨床心理士）を全公立中学校に配置し、併せて中学校区内の小学校における教育相談を実施することにより、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教員への助言・援助等を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none">府内全中学校にスクールカウンセラーを配置いじめ・暴力行為等の予防に関するプログラム作成	<ul style="list-style-type: none">スクールカウンセラーによる中学校区での教育相談体制の充実全スクールカウンセラーによるプログラム実施と実践事例集の作成

◇福祉や警察など関係機関の連携による取組みの推進

【事業概要】

学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを市町村教育委員会に派遣し、児童・生徒に対する福祉的観点からのアセスメントやプランニング等の支援を行うとともに、効果的な連携のあり方について教員研修を行うなど、福祉関係機関等との連携ネットワークの充実を図る。

さらに、少年非行や暴力行為をはじめとする生徒指導上の課題に対し、非行防止・犯罪被害防止教室の開催等による未然防止に努めるとともに、小・中学校と少年サポートセンター等関係機関による連携ネットワークの強化を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
政令市・中核市を除く全市町村教育委員会にスクールソーシャルワーカーを派遣	市町村教育委員会の体制や状況に応じたスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの派遣
非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 97.3% (604 校)	非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 100% (621 校)

◇不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進

【事業概要】

不登校の未然防止に向け、こども支援コーディネーターやスクールカウンセラーを活用したきめ細かな相談を行うとともに、各市町村及び校内における不登校対策会議の開催を促進する。

また、長期にわたり欠席状態が継続している児童・生徒の学校復帰に向け、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家及び教育支援センター（適応指導教室）が緊密に連携し、児童・生徒の状況に応じた支援に努める。

さらに、高校生等を対象として、不登校・中退を予防し、自立を支援するための拠点を設置し、コミュニケーション訓練や登校支援、生徒や保護者との面談、就学・就労等に向けた学習支援を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none">不登校対策会議の設置状況 全市町村 全小・中学校H23 年度 不登校児童・生徒数 8,535 人	<ul style="list-style-type: none">不登校対策会議を引き続き設置 全市町村 全小・中学校不登校児童・生徒の減少 全国水準以下

◇私立学校における児童・生徒への支援・相談の取組みの促進【再掲】

【事業概要】

府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」等を情報提供し、その活用を促すなど、私立学校や私学団体に対して、いじめへの対応に関する研修などの取組みを働きかけ、支援する。

また、私学団体による相談窓口の運営のほか、私立学校に対して、スクールカウンセラーの配置など、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取組みを求めていく。

（「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照）

◇中学校における生徒指導体制の強化

【事業概要】

国の加配定数を活用して、こども支援コーディネーターの拡充等、校内における生徒指導の核として、学校全体の指導体制の充実と関係機関との連携による総合的な問題解決機能の向上を図る。

また、教員の生徒指導に関する力量の向上を図るために、生徒との適切な関わり方や、警察などの関係機関との連携のあり方、小・中・高・支援学校間の連携等について、実践的な研修を実施する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
<ul style="list-style-type: none">こども支援コーディネーターの配置 115 校こども支援コーディネーター研修会 3 回生徒会担当教員連絡協議会 2 回全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会 1 回	<ul style="list-style-type: none">こども支援コーディネーターの拡充生徒指導に係る計画的な教員研修の実施全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会実施

重点取組⑭

体罰等の防止

◇教員の人権感覚の育成【一部再掲】

【事業概要】

重大な人権侵害である児童・生徒に対する体罰等が起こることのないよう、「体罰防止マニュアル（改訂版）」「不祥事予防に向けて（改訂版）」等の活用推進や、教員研修の充実を図る。

（「基本方針 6：教員の力とやる気を高めます」参照）

◇運動部活動指導者の資質向上

【事業概要】

運動部活動指導者を対象に、大学教授や実績のある指導者等を招聘し適切な部活動指導の在り方について研修を実施することにより、部活動指導者の資質向上と府立高校の適切な部活動の活性化を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・指導者を対象に研修を実施	・すべての府立学校を対象とした研修を実施 (H25・26 年度)

◇府立高校体育科教員に対する支援

【事業概要】

体育科（大塚・摂津）の教員に対し、選手実績・指導実績のあるスポーツ分野の外部人材から専門的・先進的な視点での指導助言や評価等を得ることにより、指導内容・指導方法の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
—	・体育科教員への支援を実施

◇体罰等に関する相談体制の整備

【事業概要】

児童・生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる窓口の設置等、校内体制を整備する。また、「被害者救済システム」の活用など第三者性を活かし、被害を受けた子どもの立場に立った解決・救済を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
<ul style="list-style-type: none">・各校における教育相談体制の点検と周知・「被害者救済システム」の活用	<ul style="list-style-type: none">・各校における教育相談体制を引き続き整備・「被害者救済システム」を引き続き活用

◇私立学校における体罰等の防止への対応 【再掲】

【事業概要】

体罰等の防止について、府教育委員会作成の「体罰防止マニュアル（改訂版）」「不祥事予防に向けて（改訂版）」等を情報提供し、その活用を促すなど、私立学校や私学団体に対して教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取組みを働きかけ、支援する。

また、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、民間の相談機関等と連携した取組みなど、私立学校に適切な対応を求めていく。

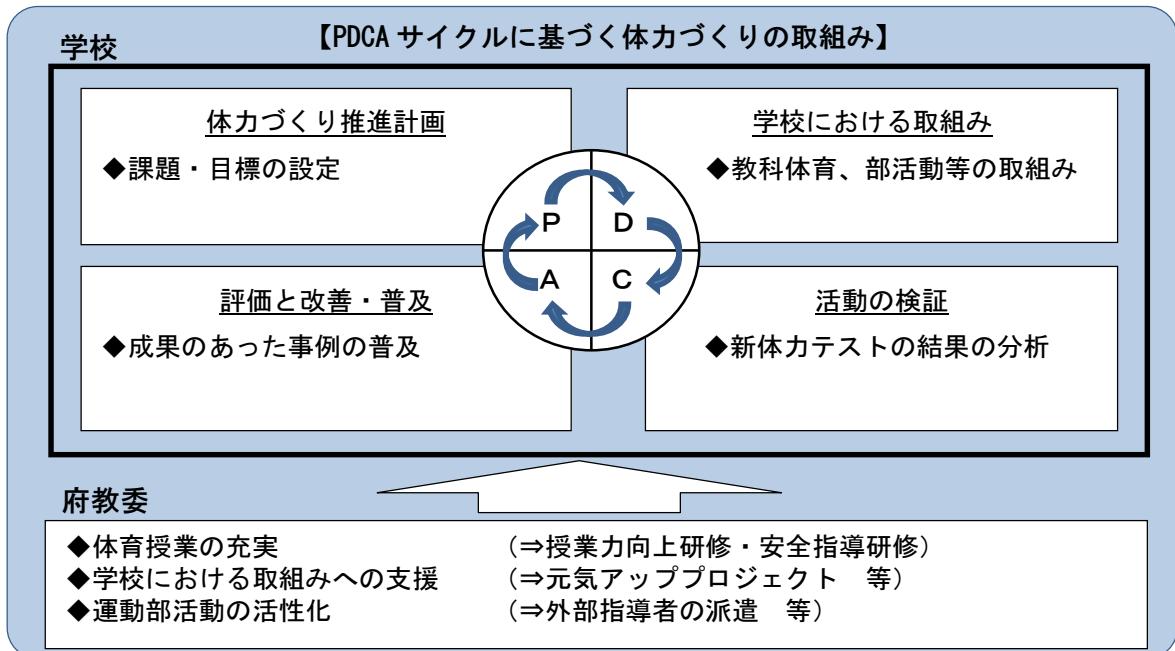
（「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照）

基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

重点取組②

運動機会の充実による体力づくり

◇体力づくりに関するPDCAサイクルの確立



【事業概要】

小・中学校において「体力づくり推進計画」の策定を推進し、PDCAサイクルに基づく体力づくりの取組みを図る。そのため、「新体力テスト」を実施し、結果を分析することにより、児童・生徒の体力の状況を把握するとともに、体育の授業・運動部活動の充実を図るなど、学校全体で体育活動を活性化する取組みを推進する。

府教育委員会では、学校における体力づくりの取組みを支援するため、教員対象の授業力向上研修や安全指導研修を実施するとともに、スポーツ大会の開催や運動部活動の活性化を図る。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
—	全小・中学校において「体力づくり推進計画」の策定を推進し、PDCAサイクルに基づく体力づくりの取組みを実施

◇体育授業の充実

【事業概要】

大阪府体育研修センターを活用して小学校教員を対象とした研修を実施することにより、体育授業の授業力向上を図る。

また、中学校の体育授業における武道必修化に伴い、教員の資質向上のための専門家・医療従事者等による講習会や研修会を継続的に実施し、一層の安全対策の強化を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
【体育授業の充実】 <ul style="list-style-type: none">各種研修（体育）：希望者を対象に実施	<ul style="list-style-type: none">府内全小学校を対象に、体育授業に効果的な研修を実施する（100%）
【武道必修化への対応】 <ul style="list-style-type: none">研修会実施、外部指導者派遣事業（国庫事業）	<ul style="list-style-type: none">教員の更なる資質の向上と、安全対策の徹底（H25～）

◇体力づくりに向けた取組みへの支援

【事業概要】

体力づくりに向けた重点課題を定め、それに沿った種目の実施を奨励し、その成果を発表するためのスポーツ大会を開催することにより、府内小学校における体力づくりの取組みを支援する。

また、在阪のトップチームの選手・指導者（プロ含む）を小学校に派遣し、子どもたちとのふれあいを通じて、子ども、保護者、そして社会全体の運動・教育に関する意識を高めるとともに、子どもたちの夢やあこがれをはぐくむ。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
元気アッププロジェクト参加市町村 31 市町村（H23 年度）	元気アッププロジェクト事業参加市町村の拡充
トップアスリートとのふれあい 小学校：115 校 6 種目 9 チーム（平成 23 年度実績）	トップアスリートとのふれあい 派遣校の拡大 種目・協力チームの拡充

◇運動部活動の活性化

【事業概要】

☞ 指導者研修 【再掲】

運動部活動指導者を対象に、大学教授や実績のある指導者等を招聘し適切な部活動指導の在り方について研修を実施することにより、部活動指導者の資質向上と府立高校の適切な部活動の活性化を図る。

(「基本方針 4：子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」参照)

☞ 外部指導者の派遣

専門的な技術指導力を備えた指導者を必要とする府立高校等に対し、外部指導者を派遣することにより、運動部活動の活性化を図る。

☞ 27 年度全国高校総合体育大会近畿ブロック開催

平成 27 年に和歌山県を幹事県とし近畿 2 府 4 県を舞台とした全国高校総合体育大会（インターハイ）が開催され、大阪府で実施する 6 競技（体操・自転車・テニス・バレーボール・ハンドボール・なぎなた）について、今後、準備作業を進める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
<p>【外部指導者の派遣】</p> <ul style="list-style-type: none">希望する学校すべてに派遣 (平成 23 年度実績：134 校)希望する運動部への派遣率 83.1% (平成 23 年度実績)	<ul style="list-style-type: none">希望する全学校への派遣の継続希望する運動部への派遣の拡充
<p>【27 年度全国高校総体の開催】</p> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none">近畿 2 府 4 県を舞台に全国高校総合体育大会の開催（H27 年度）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【外部指導者の派遣】				→
【27 年度全国高校総体】				
開催準備	開催準備	大会開催 →		

◇運動習慣の確立支援(ツール開発)

【事業概要】

運動する子としない子の二極化が進む中、運動する機会の少ない子どもや、苦手な子どもに対し、楽しく体を動かすことができるような運動ツールの開発を行い、児童・生徒がスポーツに興味・関心を持ち、運動が好きになるような働きかけを行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
—	ツールの開発を行い、府内小・中学校に活用促進し、定着

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ツールの開発検討	→	活用促進	→	

◇地域における運動する場の提供

【事業概要】

☞府立高校の体育施設の開放

グラウンド等の府立高校の体育施設を、地域で行うスポーツ活動に開放することにより、運動機会の充実を図る。

☞総合型地域スポーツクラブの活動促進

広域スポーツセンターを中心に、総合型地域スポーツクラブを育成、その活動を支援し、地域におけるスポーツ環境を整備する。このため、クラブ相互間の交流の場を設けるとともに、研修と情報交換の場となるクラブネットワーク会議の開催等を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
【府立高校の体育施設の開放】 府立高校の全校（139 校）でグラウンド等の開放を実施中	継続的に開放事業を実施
【総合型地域スポーツクラブ】 府内 26 市町に 55 クラブが設立済 さらに 3 クラブが設立準備中	新規クラブの設立支援は継続しつつ、既設クラブの活動支援に重点を置いた事業展開をめざす

重点取組⑯

学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通した健康づくり

◇中学校給食の導入促進と栄養教諭を中心とした「食に関する指導」の充実

【中学校給食の導入促進と食に関する指導の充実】

中学校給食の導入促進 (H23~27)

- ◆ H23 市町村において「中学校給食導入実施計画」を策定
- ◆ ~H27 すべての市町村（政令市除く）において、中学校給食の導入に向けた施設整備等を実施（H28 実施率 100%）

契機として

「食に関する指導」の充実

- ・ 「食に関する指導の全体計画」の作成促進と指導の実践
- ・ 「食に関する指導」の推進体制の整備
- ・ 栄養教諭を中心とした食育推進事業の実施
- ・ 栄養教諭の全国的な研究大会の開催

【事業概要】

学力や体力をはじめ、中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村（政令市を除く）に対し財政支援を行い、中学校給食の導入を促進する。

中学校給食の導入を一つの契機として、学校における「食に関する指導」を推進するため、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を推進するとともに、学校給食を活用した「食に関する実践的な指導」を行い、児童・生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養う。また、全国的な研究大会を開催し、食に関する指導のあり方や学校給食の充実方策について理解を深め栄養教諭の資質向上を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 28 年度）
平成 24 年 8 月末現在の中学校給食実施率（政令市含む） 14.8%	中学校給食実施率： 全国平均（※82.4%）以上 （※平成 22 年 5 月 1 日）
小・中学校において「食に関する指導」の推進体制を整備 76.4%	小・中学校において「食に関する指導」の推進体制を整備 100%

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中学校給食の導入補助を実施		→		
全国研究大会開催の準備委員会設置		→ (プレ大会開催)	全国研究大会開催	

◇学校における保健活動の充実

【事業概要】

学校・家庭・地域が連携して子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、校長・養護教諭・学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）・保護者等からなる「学校保健委員会」を設置し、健康づくりに関する推進体制を整備する。

また、学校保健活動充実のため、学校三師や地域医療関係者と連携し、研修会を開催し、保健主事、養護教諭など学校保健関係者の資質向上を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・学校三師、地域医療関係者と連携した研修会 開催数：5回	・学校三師、地域医療関係者と連携した研修会 開催数：10回

◇健康づくりに関する保護者への啓発

【事業概要】

教員のみならず保護者も対象とした、精神科や産婦人科などの専門医師による児童生徒の現代的課題を踏まえた講演会等を実施し、基本的な生活習慣の重要性の周知など、保護者への健康づくりに関する啓発を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・保護者を委員とした学校保健委員会の実施 公立小学校 : 43.1% 公立中学校 : 34.5% 公立高校 : 70.4% ・保護者を対象とした講演会等の開催 回数：10回	・保護者を委員とした学校保健委員会の実施 実施率：100% ・保護者を対象とした講演会等の開催 回数：20回

◇子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みの推進（「3つの朝運動」）

【事業概要】

落ち着いた学習環境の醸成をめざし、小学校段階での基本的生活習慣の確立を図り、学習活動への意欲・姿勢をはぐくむため、学校が家庭・地域と連携して、「3つの朝運動」（朝食摂取率の改善、あいさつ運動、朝の読書活動）を推進し、子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みを推進する。

【事業目標】

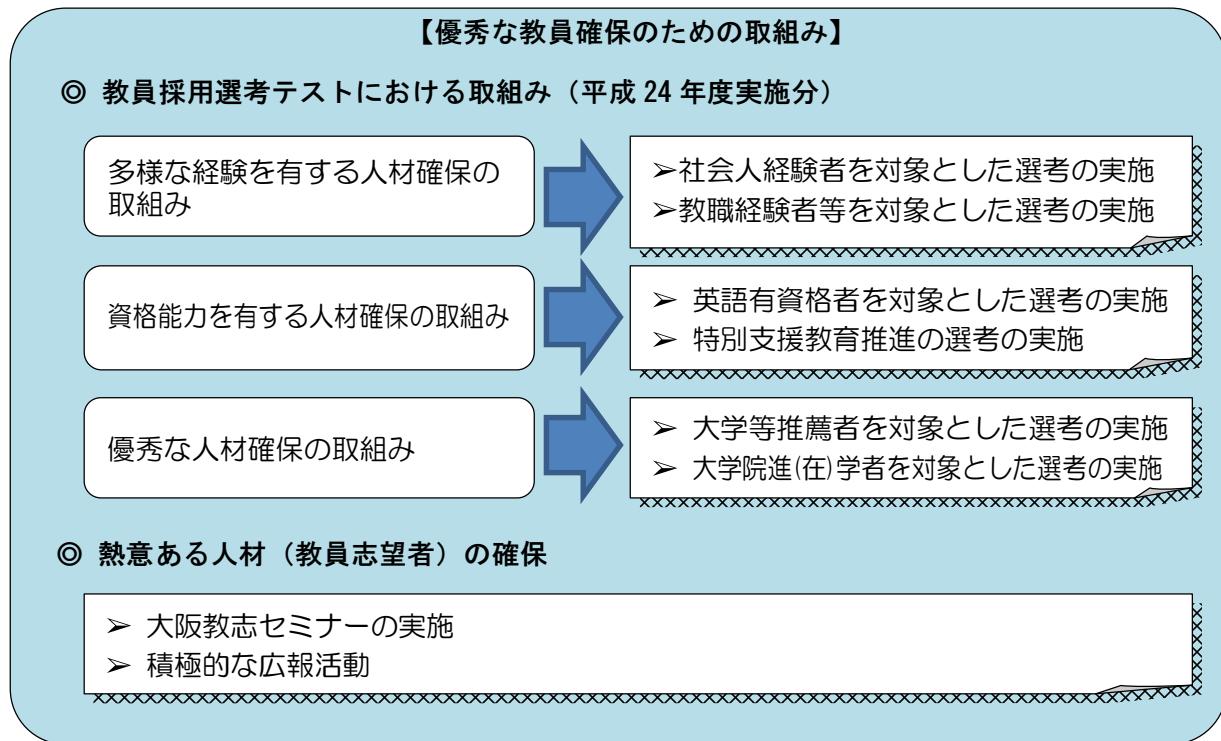
現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
小学校における「3つの朝運動」の実施状況 79.8% (496 校)	全小学校における「3つの朝運動」の実施 100%

基本方針6 教員の力とやる気を高めます

重点取組②

大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上

◇優秀な教員の確保



【事業概要】

☞教員選考の工夫・改善

教職経験対象や社会人経験対象等の多様な選考区分を設定するとともに、資質や適格性をより的確に把握・評価できるように面接方法の充実を図るなど、人物重視の観点のもと、選考方法等の工夫・改善に努める。

☞多様な経験と意欲的な受験者の確保

多様な経験と意欲的な受験者を確保するため、教職経験や社会人経験などを資格要件とした選考や府域外で試験を実施するとともに、受験説明会や広報媒体を活用したPR活動を充実することにより、受験者確保に努める。

また、大学等推薦制度の拡充や大阪教志セミナーを活用することにより、大阪で教員になりたいという高い志と情熱のある受験者の一層の確保に努める。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成25年度以降）
優秀な教員を最大限確保 合格者数 2,286名	優秀な教員を毎年度の必要数確保

◇中期的展望を見据えた初任者研修の実施

【事業概要】

初任者を複数年で育成する「初任者等育成プログラム」を作成し、継続的・計画的な研修を校内外において実施することにより、教職経験の少ない教員の資質・能力の向上を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度以降）
<ul style="list-style-type: none">府立高校、府立支援学校 初任者研修（校外研修・校内研修） 2年目教員研修…フォローアップ研修市町村立小・中学校 初任者研修（校外研修・校内研修） 2年目実施（社会体験研修）…4回	<ul style="list-style-type: none">平成 26 年度 「初任者等育成プログラム」の実施

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none">検討委員会設置「初任者育成プログラム」の作成	「初任者育成プログラム」の実施・検証			→

◇人事異動、校内研修によるキャリア形成・能力の向上

【事業概要】

☞人事異動によるキャリア形成・能力の向上

教職経験の少ない教員を対象に「他府県」「他の市町村」「異なる校種」「大教大附属学校」「私立学校」などで、異なる教育課題や教育システムなどを学ぶ機会をつくる。

☞校内研修の充実

首席や指導教諭を活用して授業研究を充実するとともに、校内 OJT や校内研修を計画的に実施する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<p>〈平成 23 年度実績〉</p> <p>(小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none">新任 4~6 年目の異動者のうち、他の市町村等への人事異動、人事交流している人数の割合 約 8% <p>(府立学校)</p> <ul style="list-style-type: none">新任 4~6 年目の異動者のうち、校種間・課程間異動、人事交流している人数の割合 約 19%	<p>(小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none">比率を 5% 向上 <p>(府立学校)</p> <ul style="list-style-type: none">比率を 5% 向上

◇教員の人権感覚の育成

【事業概要】

教員の人権に関する理解を深めるため、子ども理解、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等に係る研修を実施する。

また、児童・生徒に対する重大な人権侵害である体罰やセクシュアル・ハラスメント等が起こることのないよう、「体罰防止マニュアル（改訂版）」「不祥事予防に向けて（改訂版）」等の活用推進や、教員研修の充実を図るとともに、生徒・保護者の相談窓口を明確にするなど、安全で安心な学校体制の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
<ul style="list-style-type: none">教職員人権研修ハンドブックの内容を毎年度更新教職員研修等における人権教育に関する研修の実施	<ul style="list-style-type: none">教職員人権研修ハンドブックの内容について、引き続き毎年度更新し研修実施左記研修に加え、「いじめ対応・防止研修」をすべての学校を対象に実施

◇府立高校体育科教員に対する支援 【再掲】

【事業概要】

体育科（大塚・摂津）の教員に対し、選手実績・指導実績のあるスポーツ分野の外部人材から専門的・先進的な視点での指導助言や評価等を得ることにより、指導内容・指導方法の充実を図る。

（「基本方針 4：子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」参照）

◇教員の国際的視野の育成

【事業概要】

児童・生徒をこれからの国際社会で通用するグローバル人材に育てるためには、国際的視野を持つ教員を育成する必要があることから、教育先進事例研究海外派遣研修事業等の成果を踏まえ、新たな講座・研修等を実施する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
<ul style="list-style-type: none">教育先進事例研究海外派遣事業（平成 23・24 年度） 派遣人数 500 名 派遣国・地域 韓国、中国、台湾、 シンガポール、マレーシア ・国際教育研修の実施	<ul style="list-style-type: none">教育先進事例研究海外派遣事業（平成 23・24 年度）の成果を共有・普及国際的視野に立った講座・研修を新たに実施国際教育研修の充実

◇教員の危機管理能力の育成

【事業概要】

管理職及びミドルリーダー等を対象として、防災、事故対応、情報管理など学校安全全般におけるリスクマネジメントについての研修を実施し、教職員の危機管理能力を高める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・管理職研修等における危機管理に関する研修の実施	・左記研修に加え、府立学校新リーダー養成研修において、危機管理に関する研修の実施 修了者数 150 人／年

◇教育センターの機能充実

【事業概要】

経験の少ない教員をはじめとする教員全体の授業力アップや生徒指導力の向上、日常の教育活動における OJT の活性化及び校内研修体制の充実を図るため、教育センターにおけるカリキュラムセンター機能を充実する。

そのため、カリキュラム NAVi プラザ等において、授業づくりに関する研究・相談・情報提供及び教職員のニーズに対応した研修活動及び教職員の自主的・主体的な研究活動の奨励・支援の充実を図る。

あわせて、教育センター附属高等学校を活用した授業研究の実施等により、教員の授業力の向上をめざす。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・カリキュラム NAVi プラザでの支援 カリナビ・オープン講座 51 講座 カリナビ・サポート講座 23 回 ・教育センター附属高等学校を活用した授業研究の実施	・カリキュラム NAVi プラザでの支援 カリナビ・セミナー 60 講座 自主研究支援事業 30 回 ・教育センター附属高等学校を活用した授業研究の充実

◇ミドルリーダー育成に向けた校内研修支援

【事業概要】

若手教員向けのミドルリーダー育成支援や学校経営改善のための校内研修を実施し、校内OJTを通じた人材育成を支援する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
<ul style="list-style-type: none">平成21年度以降、ミドルリーダー育成のための若手教員向け校内研修支援を実施した府立学校39校平成23年度以降、校内OJTを通じた学校経営改善のための校内研修支援を実施した府立高校10校	<ul style="list-style-type: none">ミドルリーダー育成のための若手教員向け校内研修支援を、全府立学校のうち50%の学校で実施校内OJTを通じた学校経営改善のための校内研修支援を、全府立学校のうち25%の高校で実施

◇首席・指導主事への若手教員の任用

【事業概要】

学校でのミドルリーダーとなる人材を発掘し、これからの府の教育を支える人材を養成するため、首席や指導主事への若手教員からの積極的な任用を図る。

また、中堅教員に対して将来の管理職として学校経営に必要な資質や能力の向上を図るために、「リーディング・ティーチャー養成研修」をより充実させるとともに、特に、府立学校の中堅職員を対象に、より管理職養成に焦点を当てた研修へと内容の改編を行う。

【事業目標】

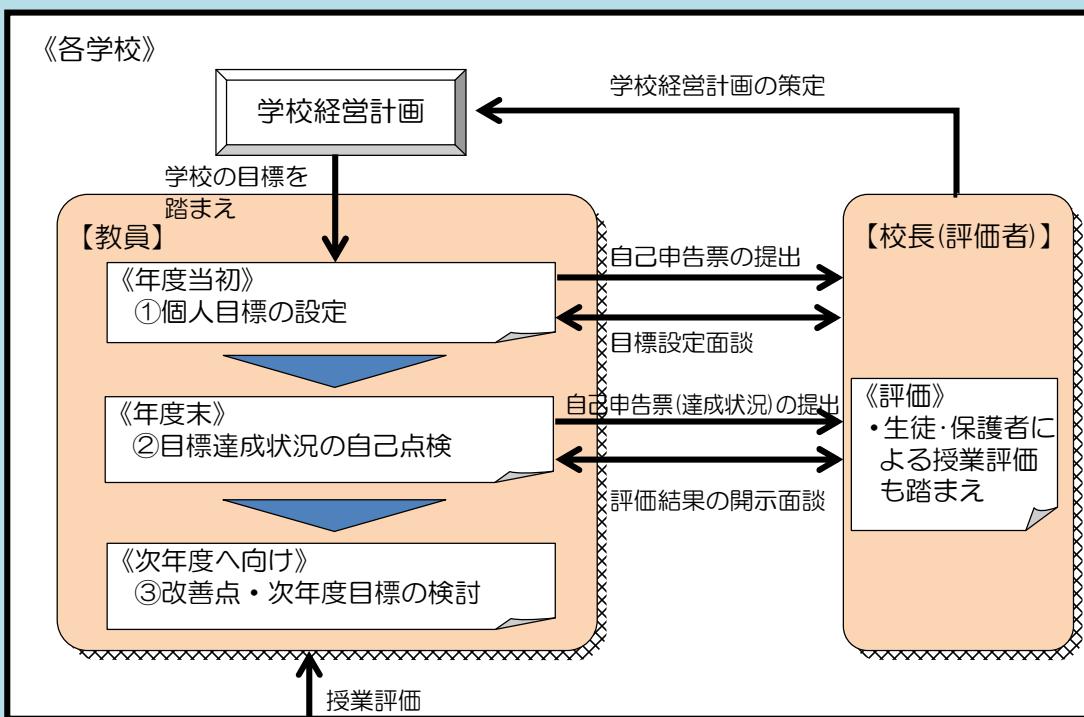
現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
<p>【首席・指導主事への若手任用】 (小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none">首席・指導主事の30歳代の新規任用数 (首席54人、指導主事31人) ※政令市及び豊能地区を除く(府立学校) ・首席・指導主事の30歳代の新規任用数 (首席9人、指導主事8人)	<p>(小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none">首席・指導主事の30歳代の新規任用の拡充 <p>(府立学校)</p> <ul style="list-style-type: none">首席・指導主事の30歳代の新規任用の拡充
<p>【リーディング・ティーチャー研修】 (小・中学校、府立学校)</p> <ul style="list-style-type: none">リーディング・ティーチャー養成研修(9回) 小・中学校受講者数 63人 府立学校受講者数 52人	<p>(小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none">小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修受講者数 60人 <p>(府立学校)</p> <ul style="list-style-type: none">府立学校リーダー養成研修受講者数 190人

重点取組⑧

がんばった教員がより報われる仕組みづくり

◇評価・育成システムの実施

【評価・育成システムのフロー】



【事業概要】

すべての教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を設定し、意欲的に取り組みを進めるため、評価・育成システムを実施する。システムの実施に当たっては、校長等は、生徒・保護者による授業に関する評価も踏まえ、教員の職務遂行状況を的確に把握し、指導助言や面談の充実により教員一人ひとりの意欲や資質能力を高めていく。

また、評価結果を昇給及び勤勉手当の勤務成績の判定に活用することで、「がんばっている」教職員がさらに意欲的に取り組むことができるよう支援する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度～）
<ul style="list-style-type: none"> 育成（評価）者がシステムの目標設定面談等において指導育成を実施 評価結果を勤勉手当の成績率の判定等に活用 	<ul style="list-style-type: none"> 評価・育成システムの適切な運用 生徒又は保護者の授業に関する評価を踏まえた、より客観性を確保した教員評価の実施

◇優秀な教職員の表彰

【事業概要】

教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲、資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図る。

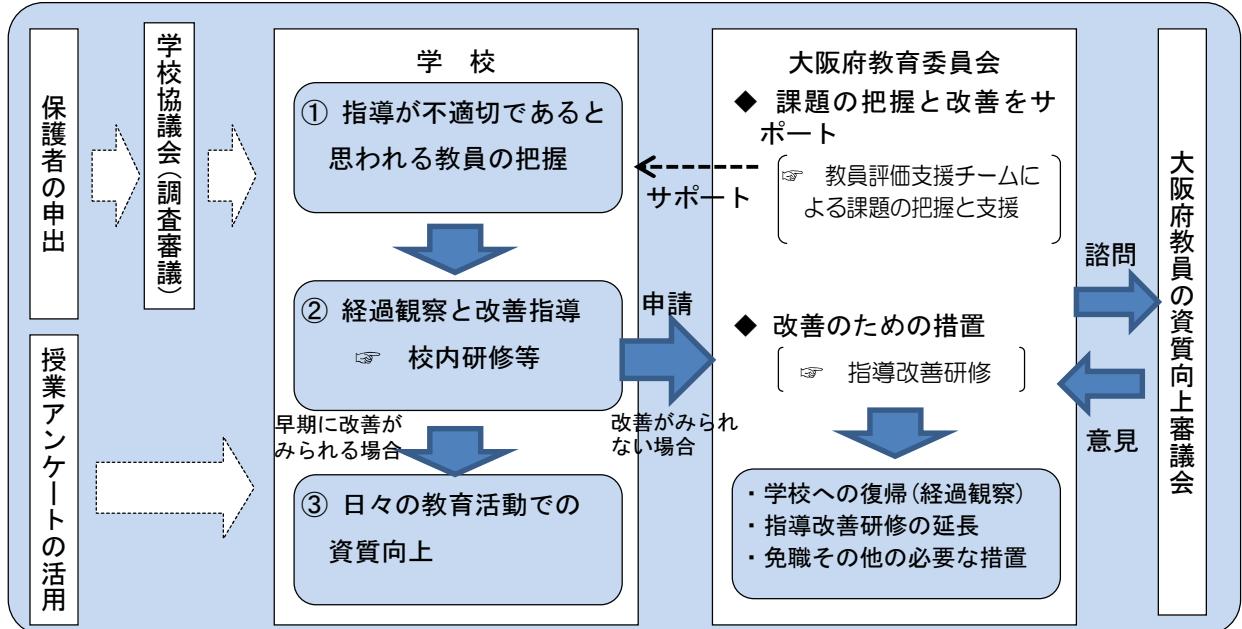
【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度～）
・表彰件数　： 每年 160 件程度	表彰予定件数：毎年度 100～200 件程度

重点取組②

指導が不適切な教員への厳正な対応

◇指導が不適切な教員への対応



【事業概要】

指導が不適切な教員に対し、早期に適切な対応を行うため、学校協議会を通じた保護者からの意見を調査審議した結果や新たに示した観点項目を活用し、課題を的確に把握するとともに個々の課題に応じた対応方策の明確化を図る。

「教員評価支援チーム」による学校訪問・授業観察をさらに充実することにより校長を支援し「指導が不適切である教員」の認定を行う。認定にあたっては、「大阪府教員の資質向上審議会」において、具体的な対応方策について専門的・多角的見地から検討を行い、指導改善研修の内容に反映させる。

指導改善研修を実施してもなお、改善が見られない場合は、府教育委員会が免職その他の厳正な対応を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度～）
<ul style="list-style-type: none"> 教員評価支援チームを積極的に派遣し、指導に課題のある教員の把握と指導力の改善を図る 	<ul style="list-style-type: none"> さらに、学校協議会を通じた保護者申出や授業アンケートの結果等を、指導に課題のある教員の把握に活用する

重点取組⑩

私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援

◇私学団体における研修事業の支援 【再掲】

【事業概要】

人権感覚の育成に向けた府教育委員会の取組みを情報提供するなど、私立学校教職員の人権感覚の育成に向けた取組みを支援する。

(「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照)

◇公私間の教員の人事交流や合同研究会の実施 【再掲】

【事業概要】

府教育委員会と学校法人・私学団体の連携により、公私間の人事交流や研修機会を提供する。

また、教育研究会の開催等を通じ、公私双方の教員の資質向上を図るとともに、優れた取組みや成果を共有する。

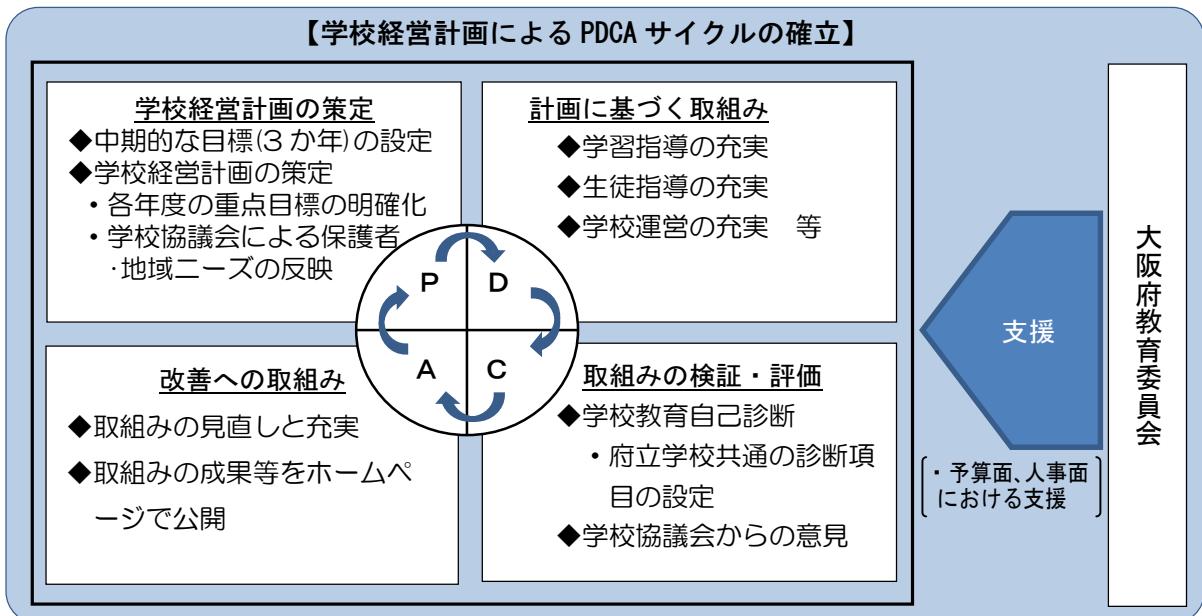
(「基本方針 2(1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照)

基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

重点取組①

校長マネジメントによる学校経営の推進

◇学校経営計画の策定によるPDCAサイクルに基づく学校経営の確立



【事業概要】

各府立学校において、校長が中期的な目標（3か年）を設定した上で、各年度の重点目標を明確にした「学校経営計画」を策定し学校経営を行う。教育活動の結果については、学校教育自己診断や学校協議会からの意見を踏まえて学校評価を行い、PDCAサイクルにより検証・改善する学校経営を確立する。

また、学校評価を行う際に入学者選抜や進路、生徒の状況等についての府立学校共通の診断項目を設定するなど、システム化することにより学校評価の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
学校経営計画に基づいて学校の課題解決に向けた取組みを推進	学校経営計画に示す教育目標の実現度80%以上

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
各校による学校経営計画の検証と府立学校共通の「診断・支援システム」の構築	各校による学校経営計画の充実と府立学校共通の「診断・支援システム」の運用			→

◇予算面における校長のマネジメント強化

【事業概要】

☞予算面における取組み

「学校経営計画」による学校経営を推進するため、高い効果の見込まれる事業計画を提案する学校に対し予算措置を行うとともに、教職員の研修に要する経費や広報充実費等、校長・准校長の責任と権限において執行できる予算を配当することにより、予算面における校長マネジメントの強化を図る。

☞人事面における取組み

校長の掲げる学校経営ビジョンの実現や学校の自立的取組みを支援するため、TRy システムや特得システムも活用しつつ、校長の人事に関する意見を尊重する。

☞勤勉手当決定に係る校長関与の拡大

評価・育成システムに基づく給与反映について、現行制度を基本としつつ、顕著な業績のあった教職員に対して、勤勉手当を加算する制度を導入する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
【予算面】 <ul style="list-style-type: none">学校経営計画に示された中期的目標に基づく学校経営の推進	・学校経営計画に示す教育目標の実現度 80%以上
【勤勉手当】 <ul style="list-style-type: none">評価・育成システムに基づく給与反映	・勤勉手当決定に係る校長関与の拡大（H25）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【予算面】 学校経営推進費	事業の再構築 学校経営計画に示す教育目標の実現度 80%達成			→
【勤勉手当】 勤勉手当決定に係る校長関与の拡大	給与反映実施	目標をレベルアップするとともに、その実現度 80%達成		→

◇校長のリーダーシップを發揮できる組織体制の確立

【事業概要】

校長・准校長・教職員の学校経営力、課題対応力等を向上させ、学校の課題解決を図るために課題に応じた3つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）による支援を行う。

◇校長の処遇改善

【事業概要】

校長マネジメントに基づく学校経営の推進や、授業評価を踏まえた評価制度の見直し等、校長の権限と責任がこれまで以上に増大していることから、校長の職務と権限に見合う処遇改善を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
—	処遇改善を実施

◇民間人、行政職、教諭等からの優れた人材の校長への任用

【事業概要】

民間や行政などで培った柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕を生かした学校運営を進めるため、府立学校条例に基づき、府立学校長について原則公募による任用を行う。

また、市町村に対しても、幅広く優れた人材を任用するよう働きかける。

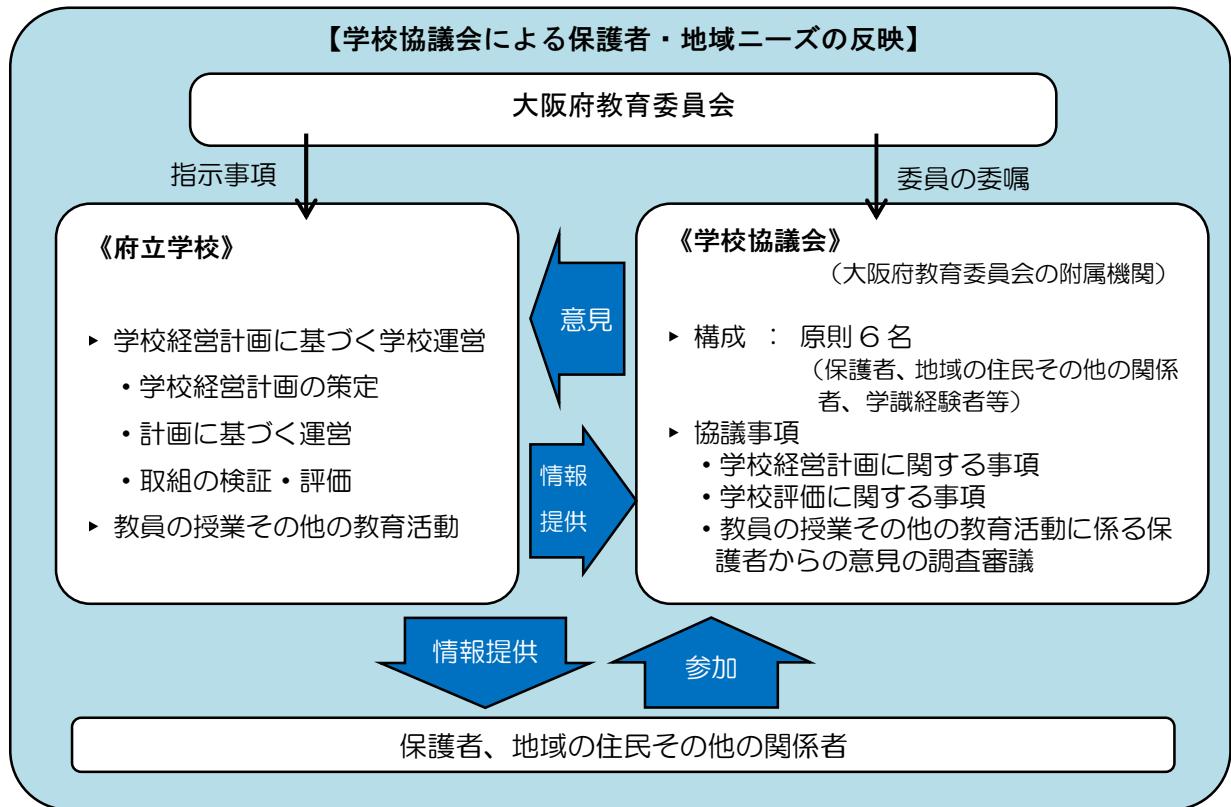
【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
府立学校：民間人 6 人、行政職 1 人、教諭等 2 人 小・中学校：民間人 7 人、行政職 4 人、教諭等 1 人 ※政令市及び豊能地区を除く	府立学校：原則公募による任用 小・中学校：計画的な任用

重点取組⑩

地域・保護者との連携による開かれた学校づくり

◇学校協議会による保護者・地域ニーズの反映



【事業概要】

全府立学校に保護者や地域の住民その他の関係者、学識経験者等からなる学校協議会を設置し、学校協議会の意見を踏まえた学校経営計画の策定や学校評価を行うことにより、保護者や地域の住民との連携協力と学校運営への参加を促進し、そのニーズを学校教育に反映する。

また、府立学校の教員の授業その他の教育活動に関する保護者からの意見の申し出に関し、学校協議会において調査審議し、学校に対し適切な対応を意見具申する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・学校協議会に関する情報の公表状況 50.3%	・学校協議会に関する情報の公表状況 100%

◇学校評価情報等のホームページ等での公開

【事業概要】

開かれた学校づくりの一層の推進に向け、すべての学校において、学校の教育活動や入試等の学校情報や学校経営計画についてホームページ等を活用して公表するとともに、学校教育自己診断や学校協議会などの学校評価情報についても公表を進める。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）								
<ul style="list-style-type: none">・ホームページでの公表状況 <table><tr><td>学校教育自己診断</td><td>70.7%</td></tr><tr><td>学校協議会</td><td>50.3%</td></tr></table>	学校教育自己診断	70.7%	学校協議会	50.3%	<ul style="list-style-type: none">・入試、学校情報の提供システムを開発・提供（H25～）・ホームページでの公表状況 <table><tr><td>学校教育自己診断</td><td>100%</td></tr><tr><td>学校協議会</td><td>100%</td></tr></table>	学校教育自己診断	100%	学校協議会	100%
学校教育自己診断	70.7%								
学校協議会	50.3%								
学校教育自己診断	100%								
学校協議会	100%								

◇学校開放やボランティア活動・公開講座等による地域貢献と地域とのつながりづくり

【事業概要】

グラウンドや体育館等の府立学校の施設を地域に積極的に開放するとともに、学校の特色を活かして地域でのボランティア活動に取り組むなど、地域とつながり、地域へ貢献する府立学校づくりを進める。

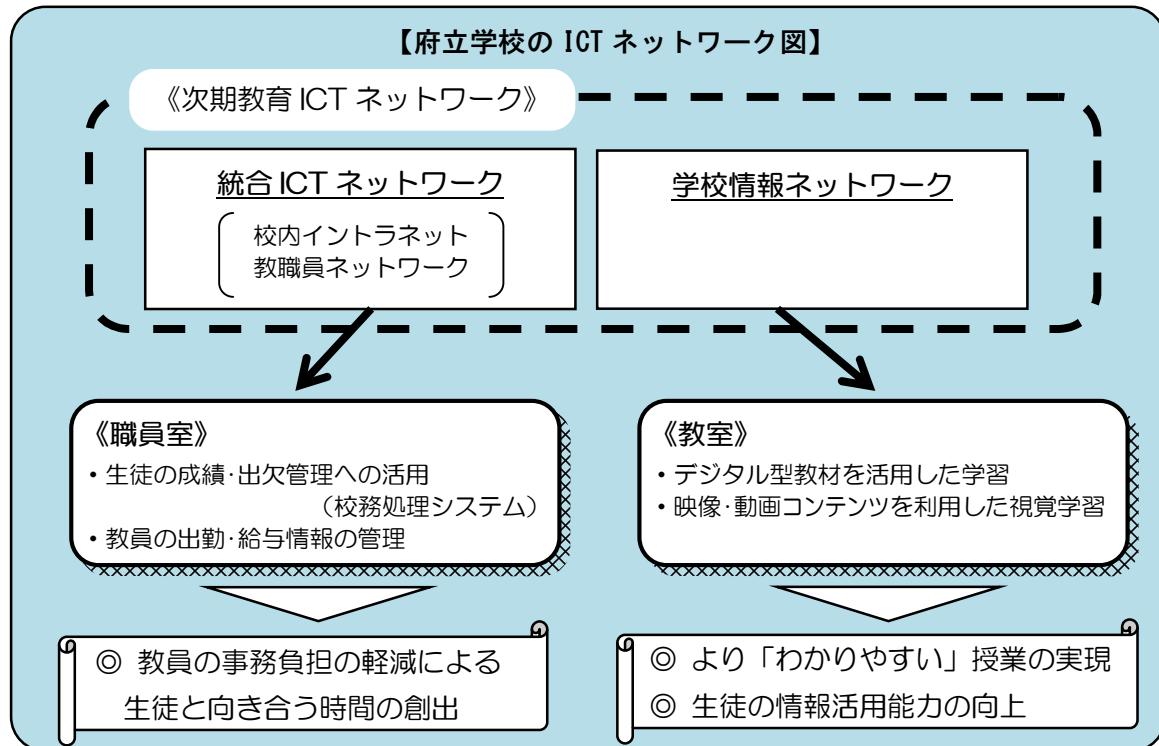
【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
平成 24 年度末に状況把握のための調査を実施予定	地域でのボランティア活動や保護者・地域住民向け公開講座に取組む府立学校 100%

重点取組⑬

校務の効率化

◇府立学校の ICT ネットワークの統合



【事業概要】

府立学校において、現在、利用用途に応じて複数に分かれているネットワークシステムを再構築し、教員一人一台のパソコンで校務処理や授業コンテンツ作成、インターネット等の利用が可能となる次期教育ネットワークを構築する。

また、ICT を活用した授業の導入、学習方法の多様化が進む中で、映像・動画コンテンツを利用した学習を可能とするため、回線を増強しネットワーク環境の向上とともに、更新時期を迎える生徒学習用パソコンの更新を行い、生徒のパソコン環境の最適化を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
<ul style="list-style-type: none">府立学校統合 ICT ネットワークの構築 利用用途に応じて3つのネットワークを整備校務処理システムの導入 パイロット校 22 校において実証テスト実施中平成 21 年に国費により生徒用パソコンを調達 (15,487 台)	<ul style="list-style-type: none">府立学校統合 ICT ネットワークの構築 教職員ネットワークと校内インターネットの統合化により、SSC、校務処理等の作業が1台の端末で利用可能（平成 26 年度）校務処理システムの導入 全府立学校で稼働（平成 25 年度）生徒用パソコンの更新（H28）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
・機器調達・ネットワーク構築 ・校務処理システム全般稼働 ・回線の増強概要・詳細設計	・ネットワーク本格稼働 ・統合 ICT ネットワーク上で校務処理システムが稼働	・回線増強 ・生徒用パソコンの更新		→
	→			→
			→	

◇学校事務の適正化・効率化へ向けた検討

【事業概要】

府立学校で行っている委託や役務等の契約事務を中心とした学校事務の適正化・効率化に向け、教育委員会事務局内にワーキンググループを設置し、具体的な方策を検討する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度）
—	・学校事務適正化・効率化方策を策定

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学校事務適正化・効率化方策の検討	適正化・効率化方策の実施			→

重点取組④

私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進

◇私立学校における学校情報の公表・公開 【再掲】

【事業概要】

生徒・保護者が「入りたい」学校を適切に選択できるよう支援するとともに、進路選択に必要な学校情報について積極的な公表・公開を進めるため、各学校のホームページ等において、財務情報のほか、自己評価や学校関係者評価等の結果を公表するなど、開かれた学校運営に向けた取組みを促進する。

(「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照)

基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります

重点取組⑤

府立学校の計画的な施設整備の推進

◇府立学校の老朽化対策と空調設備等の整備推進

【事業概要】

府立学校の校舎等については、築年数が30年を超えるものが7割以上を占め老朽化が深刻な状況であることから、施設の改修による長寿命化と改築の組み合わせにより、コストの低減化を図りつつ、計画的に改修・改築を行うための老朽化対策を検討し、今後の施設整備を進めるための整備計画を策定する。

また、計画的に使用頻度の高い特別教室に対して空調設備を設置するとともに、バリアフリー化やトイレ設備の改修を行うことにより、府立学校の教育環境の改善を図り教育的効果を高める。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成25年度以降）
S47完了～H19完了の31校で改築を実施	H25に老朽度調査及び整備計画策定 以降、計画に基づき老朽化対策の実施
・特別教室への空調設備の設置 32校 95教室 ・トイレの改修 4校 ・バリアフリー化 5校	・特別教室への空調設備の設置（～H27） 全体で98校 302教室

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設整備計画策定	→ 内部改修実施設計 ⇒ 内部改修着手 改築基本計画 ⇒ 改築基本設計 ⇒ 改築実施設計 ⇒ 改築着手			
特別教室への空調設備設置 バリアフリー化やトイレの改修	→			

重点取組⑯**災害時に迅速に対応するための備えの充実**

◇公立学校施設の耐震性能向上・大規模改修

【事業概要】

府立学校については、施設・設備の既存ストックを最大限に有効活用するために、校舎の耐震化を含む改修・改善を計画的に進め、平成26年度末までに耐震化率100%を達成する。また、非構造部材についても、点検結果に基づき、計画的に耐震対策を実施する。

また、小・中学校については、設置者である市町村に対して、国の補助制度を活用して施設整備を進めるよう働きかけるとともに、技術的相談などを行う。

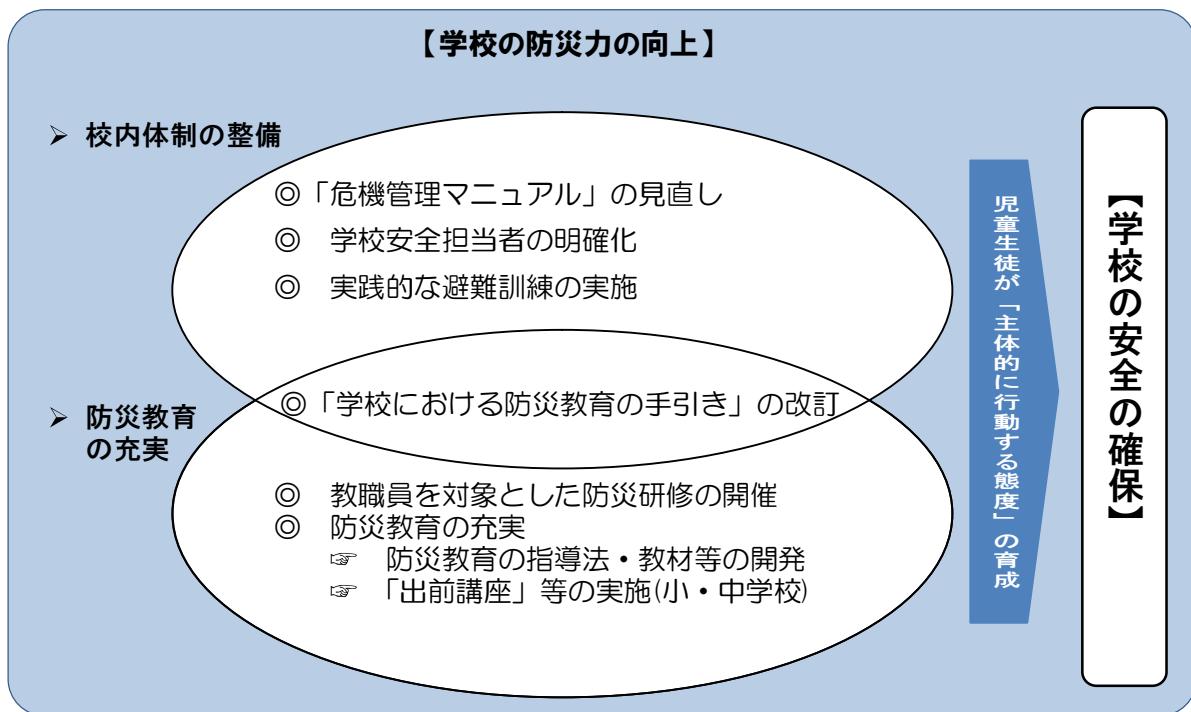
【事業目標】

現状（平成24年度）	目標
校舎の耐震化 府立高校 77.6% 府立支援学校 79.3%	校舎の耐震化 府立高校・府立支援学校：26年度末に100% 非構造部材 府立高校・府立支援学校：屋内運動場等の照明器具等落下防止対策を27年度未完了をめざして実施

【工程】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
府立学校校舎の耐震化	100% →			
府立学校の非構造部材の耐震化の実施		屋内運動場等の照明器具等落下防止対策を実施 →		

◇学校の防災力の向上



【事業概要】

☞ 「学校における防災教育の手引き」の改訂

新たに出される地震や津波の被害想定を踏まえ、発生時における初期行動などを盛り込んだ「学校における防災教育の手引き」の改訂を行う。

各学校における避難訓練の実践事例や「危機管理マニュアル」例についても記載し、府内学校に防災対策についての周知を図る。

☞ 「危機管理マニュアル」の見直し

学校安全活動において中核となる学校安全担当者を明確にし、各校の避難訓練における課題や「学校における防災教育の手引き」(改訂版)を踏まえ、適宜、学校の危機管理マニュアルの見直しを行い、校内体制の確立を図る。

☞ 実践的な避難訓練の実施

「学校における防災教育の手引き」(改訂版)などを踏まえ、学校の地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
「学校における防災教育の手引き」(H8、H19) 自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施 (H23 年度) 公立小学校：97.7% 公立中学校：62.5% 公立高校：70.3%	「学校における防災教育の手引き」の改訂版完成。 府内の全公立学校に配布。(H25 年度) 自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施 実施率：100%

◇教職員を対象とした防災研修の開催

【事業概要】

教職員を対象に、学識経験者による地震・津波に関する防災の講義や、各学校における実践的な防災教育の取組事例等の発表を行い、災害時に迅速に対応するための備えを充実させるとともに、児童・生徒が自らの身を守るための力をはぐくむ。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度）
<ul style="list-style-type: none">教職員を対象に防災教育に係る研修を実施 平成 24 年 4 月～9 月（11 講座） (参加者数 3,440 人)	<ul style="list-style-type: none">教職員を対象に防災教育に係る研修を実施 （～平成 26 年度） 防災教育・防災管理を中心とした学校安全に関する知識を習得し、教職員の指導力の向上を図る

◇防災教育の充実

【事業概要】

☞ 防災教育の指導法・教材等の開発

学識経験者や防災に関する専門家、教職員の意見や実践などに基づき、大阪の地域の特性に応じた防災教育教材・資料を作成することにより、学校における防災教育の充実を図る。

☞ 「出前講座」「施設見学会」の実施

小中学生を主な対象に、大阪府職員が講師として洪水や土砂災害、高潮、地震、津波などの災害について「出前講座」を実施するとともに、津波・高潮ステーションや治水施設等の見学を通じて災害時において児童・生徒が自らの命を守り抜く力の育成を図る。

【事業目標】

現状	目標
—	<ul style="list-style-type: none">全校で活用できる防災教育に関する教材の作成・普及（H27）
・出前講座の実施校数 65 校（H23 年度実績）	・各校からの要請に応じ引き続き実施（H25～）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教材の作成 —	→	教材の普及 —		→

重点取組⑦

安全・安心な教育環境の整備

◇学校・警察・保護者や地域ボランティアが一体となった地域ぐるみでの安全体制の整備

【事業概要】

☞スクールガード・リーダーの配置

「子どもの安全見守り隊」等のボランティアへの指導や助言を行う「スクールガード・リーダー」(警察官 OB) の配置を支援するなど、学校と地域・関係機関等との連携を通して、地域全体で子どもを見守る体制整備を行う。

☞地域安全センターの設置・活用等

防犯ボランティアの活動拠点である「地域安全センター」の設置促進と、既設センターの活性化を図るとともに、街頭犯罪の防止や子どもの安全確保に効果のある青色防犯パトロール活動の更なる普及促進を図る。

また、公共空間における安全な領域を確保し、子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯カメラのさらなる設置促進を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
【スクールガード・リーダーの配置支援】 <ul style="list-style-type: none">・スクールガード・リーダーの配置状況 20 市町 34 人・学校安全担当指導主事連絡会 年 3 回	各市町村の実態に応じた学校安全の取組みの推進
【地域安全センター、青色防犯パトロール】 <ul style="list-style-type: none">・地域安全センター設置数：195 小学校区・青パト活動車両（民間団体）：639 台	(平成 25 年度末) <ul style="list-style-type: none">・地域安全センター設置数：100 小学校区の増加・青パト活動車両（民間団体）：300 台の増加
【防犯カメラ】 防犯カメラ設置補助制度を有する市町村 14 市町	市町村の自主的な取組み（補助制度の創設・拡充等） を促進

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【地域安全センター】 【青色防犯パトロール】 補助事業の実施 →	市町村の自主的な取組みを促進			
【防犯カメラ】 市町村の自主的な取組みを促進 (促進補助については予算の範囲内) →				

◇防犯教育の充実

【事業概要】

教職員を対象に、警察の協力を得て、事故発生時の対応や実技指導（さすまたの使い方、護身術）、不審者侵入時の対処方法などの研修会を実施し、防犯に関する資質向上を図るとともに、学校の防犯教育の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・防犯に関する研修の開催 年1回	・防犯に関する研修会を毎年開催する

◇交通安全教育の充実等

【事業概要】

教職員を対象に、学識経験者による交通行動に関する講義や各学校における実践的な交通安全教育の取組事例等の発表などを行い、交通安全教育の充実を図る。

また、小学校等が実施する交通安全教育の場に指導員を派遣し交通安全に関する基礎知識等についての講座や参加・体験型の指導を行う。

さらに、府教委、市町村教委、道路管理者、警察が連携し、通学路の安全確保へ向けた取組みを進める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・交通安全に関する研修の開催 年1回 ・交通安全教室への指導員派遣 3名 45回	・交通安全に関する研修会を毎年度開催 ・毎年度継続実施

重点取組⑬

私立学校における安全・安心対策の促進

◇私立学校の耐震化の促進【再掲】

【事業概要】

平成25年度から平成27年度までの3か年を集中取組み期間として、国（文部科学省）の補助制度に府独自に上乗せする補助制度を設け、私立学校の耐震化を促進するとともに、各私立学校の耐震化の状況と今後の取組み予定について、府のホームページで公表する。

あわせて、国に対し、私立学校への国庫補助制度について、公立学校と同水準の補助率への引き上げや、幼稚園のみが対象とされている耐震のための改築の補助対象学校種の拡大など、制度の拡充を強く要望する。

（「基本方針10：私立学校の振興を図ります」参照）

基本方針9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

重点取組⑯

教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備

地域の教育コミュニティの活性化（すこやかネット・学校支援地域本部等）

放課後等の学習支援／登下校時の通学路等での安全確保／子どもの学びの環境づくり（学校図書館支援・植栽整備等）／放課後の居場所づくり／家庭教育への支援

-
- ◎ 学校支援地域本部等による学校支援活動の促進
 - ✓ 全中学校区での学校支援活動の実施
 - ✓ 小・中学校の活動拠点の活用促進
 - ◎ 持続的な活動を支えるネットワークづくり等の促進
 - ✓ 地域組織・NPO・企業等の多様な活動団体との連携
 - ✓ 様々な活動の情報発信
 - ✓ 地域活動におけるPDCAサイクルの定着・促進
 - ◎ 地域活動の核となる人材等の育成・定着
 - ✓ コーディネーターの育成・定着
 - ✓ ボランティアの拡充

◇地域全体で学校を支援する体制づくりと活動の定着・充実

【事業概要】

☞学校支援地域本部等による学校支援活動の促進

すこやかネットや学校支援地域本部等を中心に、全中学校区（290）において、地域全体で学校教育を支援する活動（授業や放課後等における学習支援、通学路等での安全確保、学びの環境づくり等）を促進する。

また、小・中学校における活動拠点を活用し、地域人材による日常的・継続的な活動の推進を図る。

☞地域活動の核となる人材等の育成・定着

先進的な地域活動の事例を紹介する実践交流会やボランティア研修、コーディネーター研修等を実施し、地域活動の核となる人材（コーディネーター）の育成・定着や参画する人材（ボランティア）の拡充を図る。

☞持続的な活動を支えるネットワークづくりの促進

多様な活動団体（地域組織・NPO・企業等）との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるよう情報発信する。

地域活動の持続的な実施へ向け、各地域の課題に応じた取組みが主体的に展開できるよう、「活動のふり返りシート」を活用する等により、PDCAサイクルの定着を促進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
【学校支援地域本部等による学校支援活動】 <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校区で学校支援活動を実施 ・小・中学校の活動拠点を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校区で学校支援活動を実施 ・小・中学校の活動拠点の活用を促進
【地域人材の育成・定着】 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター研修 2 回 ・ボランティア研修 4 回 ・実践交流会 1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター研修、ボランティア研修、実践交流会を毎年継続実施
【持続的な活動とネットワークづくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議の提言冊子やホームページで情報発信 54 事例（H23 年度までの実績の累計） ・「活動のふり返りシート」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な活動団体との連携の成功事例等を発信 80 事例（平成 29 年度までの実績の累計） ・各地域で地域活動における PDCA サイクルの定着の促進

◇地域人材との連携による子どもたちの学びの支援

【事業概要】

豊かな経験や高い専門性を持つ地域人材の学習支援への参画を促進することにより、子どもたちの豊かな体験活動や地域の大人と関わる場づくり等を推進し、学ぶことのおもしろさや大切さを子どもたちが実感することで、学習意欲の向上を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア等による授業サポートを行った」と回答した学校の割合 <p>小学校：58.4% （全国 45.2%）</p> <p>中学校：44.4% （全国 23.6%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア等による授業サポートを行った」と回答した学校の割合を、全国平均を上回りつつ増加させる

◇小学校の運動場の芝生化の推進

【事業概要】

芝生の維持管理や地域づくりに関する知識の取得を目的とした「おおさか芝生教室」を開催するなど、芝生の継続的な維持管理活動を支援し、芝生を通じた地域コミュニティの活性化を進める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度）
—	芝生管理者の育成 600 人

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
芝生教室の開催	→			
サポート隊の活動				→

◇放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり

【事業概要】

教育コミュニティづくり推進事業を活用し、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、地域のボランティア人材の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等を推進する。

また、保護者が仕事などで戻り家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」との連携を図るとともに、障がいのある子どもの参加を推進するため、好事例を収集し情報提供を行う。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
「おおさか元気広場」（体験活動等） <ul style="list-style-type: none">・ 小学校区 459 校区（87.3%）・ 府立支援学校 20 校	(平成 29 年度) <ul style="list-style-type: none">・ 全小学校区で実施・ 全府立支援学校で実施
「放課後児童クラブ」 <ul style="list-style-type: none">・ 小学校区 509 校区・ 実施クラブ数 688 クラブ	(平成 26 年度) <ul style="list-style-type: none">・ 小学校区 512 校区・ 実施クラブ数 711 クラブ

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【おおさか元気広場】 教育コミュニティづくり推進事業を活用し市町村等において実施				→
【放課後児童クラブ】 児童福祉法に基づき市町村等において実施	子ども・子育て支援新制度の本格導入			→

◇障がいのある児童の放課後等における療育の支援

【事業概要】

障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中に家庭から通所しながら、生活能力向上のための訓練等が受けられる放課後等デイサービスに対し支援を行い、障がいのある児童が療育を受ける機会の拡充を図る。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 26 年度）
平成 23 年度延べ利用人数 19,812 人日/月 ※ 平成 24 年 4 月法改正前の放課後等デイサービスに相当する児童デイサービス分	延べ利用人数 22,436 人日/月 (「第 3 期大阪府障がい福祉計画」)

重点取組⑩**豊かなつながりの中での家庭教育支援**

◇すべての府民が親学習に参加できる場づくり

【事業概要】

より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、学校・家庭・地域の協働のもと、市町村や関係機関・企業等と連携して、児童・生徒に対する授業を通じた学習機会や、学校・関係機関の場、企業の職員研修等での大人を対象とした学習機会の提供を促進する。また、親学習教材や啓発資料の整備・活用を進めるとともに、地域での活動を先導する親学習リーダー等の人材育成と親学習リーダーを中心とした地域でのネットワークづくりを進める。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none">大人（保護者）に対する親学習の実施 21／41 市町村（政令市除く）中学校、府立学校の生徒に対する授業での親学習の実施 中：180／291 校、高：132／155 校 (中学校は政令市除く)	<ul style="list-style-type: none">大人（保護者）に対する親学習の実施 全市町村（政令市除く）中学校、府立学校の生徒に対する授業での親学習の実施 全学校（政令市除く）企業・団体と連携した親学習の実施 企業や団体の研修等での親学習を促進

◇家庭教育に困難を抱え孤立しがちな保護者への支援の促進

【事業概要】

子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対し、地域人材で構成される家庭教育支援チームが学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の支援を促進するとともに、家庭教育支援チーム員の育成や地域でのネットワークづくりを進める。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
訪問型家庭教育支援を実施する市町村 8 市町	訪問型家庭教育支援を実施する市町村の増加

重点取組④**人格形成の基礎を担う幼児教育の充実****◇幼稚園・保育所における教育機能の充実****【事業概要】**

教育課程協議会での取組みを通じ幼保小間の教育課程上の連携を図るとともに、幼児教育に関するフォーラムや合同研修等による効果的な取組みの周知・普及を図ることにより、幼児教育推進指針で示した方向性の周知・浸透に努め、幼稚園・保育所における教育機能の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
フォーラム、合同研修等の開催	フォーラム、合同研修等の継続実施

◇認定こども園の普及・促進**【事業概要】**

幼児教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認定こども園の整備等に要する費用の一部を補助することにより、認定こども園の整備を促進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
認定こども園数 27 園	認定こども園数の増加

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
安心こども基金特別対策事業（認定こども園整備事業、保育所緊急整備事業）の実施（期限延長中）-----→	（安心こども基金のさらなる期限延長の可能性あり）	子ども・子育て支援新制度の本格導入		

◇大阪スマイルチャイルド事業を活用した保育サービス拡大の促進【再掲】

【事業概要】

幼児教育の水準の維持向上、地域の子育て支援に取り組む私立幼稚園を振興するとともに、幼保一体化を見据え、「共働き世帯」も含めて長時間でも安心して私立幼稚園に子どもを預けられるよう、保育所並みの11時間開園（例えば、朝8時～夜7時まで）や、休日保育・夏休み保育など、私立幼稚園における保育サービスの拡大を促進する。

（「基本方針10：私立学校の振興を図ります」参照）

◇私立幼稚園による子育て支援事業の促進【再掲】

【事業概要】

私立幼稚園にキンダーカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、在園児の保護者以外も含めた地域の保護者を対象にしたカウンセリングの実施や、園庭開放、親子登園、地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供、保護者どうしの交流事業など、私立幼稚園の地域の子育て支援の拠点としての機能の充実を促進する。

（「基本方針10：私立学校の振興を図ります」参照）

◇幼保小連携の推進

【事業概要】

市町村において、幼児教育の質の向上に向け、子ども・子育て支援新制度を見据えつつ、教育・保育内容の整合性が図られるよう、教育・保育課程の編成における公私立幼稚園・保育所の合同研修等の実施を促進する。

また、幼児が小学校に期待感を持ち、入学後の生活が円滑に進むよう、小学校における幼児の入学体験や幼児と児童がともに活動する等の機会について促進する。こうした取組みを推進するため、市町村における幼児教育の振興に関する協議機関の設置を促進する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
・保幼小合同研修を実施している市町村の割合 32.6%（H23実績）	・保幼小合同研修を実施している市町村の割合：50%
・幼児教育の振興に関し、協議機関を設置している市町村の割合 32.6%	・教育課程の編成に関し、公私立幼稚園と連携している小学校の割合：100% ・幼児教育の振興に関し、協議機関を設置している市町村の割合：50%

基本方針 10 私立学校の振興を図ります

重点取組②

私立幼稚園における取組みの促進

◇大阪スマイルチャイルド事業を活用した保育サービス拡大の促進

【事業概要】

幼児教育の水準の維持向上、地域の子育て支援に取り組む私立幼稚園を振興するとともに、幼保一体化を見据え、「共働き世帯」も含めて長時間でも安心して私立幼稚園に子どもを預けられるよう、保育所並みの 11 時間開園（例えば、朝 8 時～夜 7 時まで）や、休日保育・夏休み保育など、私立幼稚園における保育サービスの拡大を促進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
11 時間開園に取り組む私立幼稚園 252 園	11 時間開園に取り組む私立幼稚園数：270 園

（子ども・子育て支援新制度の本格的導入により、目標を見直すことがあります。）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育サービス拡大の働きかけ		子ども・子育て支援新制度の本格的導入		→

◇私立幼稚園による子育て支援事業の促進

【事業概要】

私立幼稚園にキンダーカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、在園児の保護者以外も含めた地域の保護者を対象にしたカウンセリングの実施や、園庭開放、親子登園、地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供、保護者どうしの交流事業など、私立幼稚園の地域の子育て支援の拠点としての機能の充実を促進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
子育て相談等、子育て支援事業に取り組む私立幼稚園数：322 園	子育て相談等、子育て支援事業に取り組む私立幼稚園数：府内の全私立幼稚園（H24.4 現在 427 園）

（子ども・子育て支援新制度の本格的導入により、目標を見直すことがあります。）

◇認定こども園の普及・促進【再掲】

【事業概要】

幼児教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認定こども園の整備等に要する費用の一部を補助することにより、認定こども園の整備を促進する。

（「基本方針 9：地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します」参照）

重点取組④

私立小・中学校における取組みの促進

◇私立小・中学校の振興

【事業概要】

義務教育段階において児童・生徒に多様で幅広い学校選択の機会と特色ある教育内容を提供できるよう私立小・中学校を振興する。

重点取組⑤

特色・魅力ある私立高校づくりの支援

◇私立高校生等に対する授業料の支援【再掲】

【事業概要】

大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、私立の高校や高等専修学校等についても自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するとともに、切磋琢磨を通じて大阪の教育力向上を図る観点から、授業料無償化制度について、制度を拡充した平成23年度から、原則として5年間（平成27年度まで）は継続するとともに、公私を問わない自由な学校選択を支援する観点や大阪の教育力向上を図る観点から、効果検証を行い、国の動向も見極めつつ、今後の制度の検討を行う。

（「基本方針2(1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）

◇優れた取組みを実践する学校に対する支援【再掲】

【事業概要】

建学の精神に基づき特色・魅力ある教育を行っている私立高校を振興するとともに、大阪の教育力向上のために、優れた取組みを実践する学校を支援する。

（「基本方針2(3)：特色・魅力ある私立高校づくりを支援します」参照）

◇生徒・保護者の学校選択肢の一層の充実【再掲】

【事業概要】

「大阪府全日制高等学校等の設置認可に関する審査基準（平成24年11月1日改正）」に基づき、特色ある教育を行う私立学校の設置認可等により、生徒・保護者の学校選択肢の一層の充実を図るなど、私学教育の多様化と学校間の切磋琢磨を促進するとともに、公私の切磋琢磨の観点等から、私立高校に対する公的支援のあり方について検討を行う。

（「基本方針2(3)：特色・魅力ある私立高校づくりを支援します」参照）

◇キャリア教育の充実【再掲】

【事業概要】

高校と専門学校や企業、外部人材が連携して、職業適性診断や職業体験、インターンシップなど、各校の生徒のニーズに応じたキャリア教育・職業教育プログラムを実践し、生徒の勤労観・職業観の醸成や「社会人基礎力」の習得を支援する。

(「基本方針2(1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照)

重点取組④

専修学校・各種学校における取組みの促進

◇専修学校の職業教育による職業人の育成

【事業概要】

職業教育を通じて、自立した職業人の育成を図るため、専門的・実践的な職業教育を行なう高等教育機関である専門学校の振興に取り組む。

また、後期中等教育段階において、職業教育や語学教育など多様な教育を通じて、職業人としての基本的能力の育成等を図るため、高等専修学校を振興する。

【事業目標】

現 状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・府内の高校生の専門学校への進学率：15.0%	・府内の高校生の専門学校への進学率： 全国水準（平成 24 年度：16.8%）

◇後期中等教育段階における「複線型の教育ルート」の確立

【事業概要】

大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、「英数国理社」だけではない多様な進路の中から、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するため、私立高校と同様に高等専修学校等も授業料無償化制度の対象とすることにより、「複線型の教育ルート」の確立に努める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
府内中学生の高等専修学校への進学率：1.6%	府内中学生の高等専修学校への進学率の増加

◇「産学接続型教育」の促進

【事業概要】

産業界等のニーズに沿った専門的・実践的な職業教育を提供するため、「産学接続型教育」振興補助事業などにより、専修学校と産業界等との連携による教育プログラムの開発など「産学接続型教育」を促進する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
「産学接続型教育」を実施する学校数：23校	「産学接続型教育」を実施する学校数の増加

◇高校と専修学校の連携強化

【事業概要】

実践的キャリア教育・職業教育支援事業（「基本方針2(1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）における専修学校での職業教育授業などを通じて、高校と専修学校の連携を促進する。

重点取組④

私立学校における障がいのある子どもへの支援

◇私立幼稚園における支援教育の充実に向けた取組みの支援

【事業概要】

障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、大阪府私立幼稚園連盟とも連携しながら、私立幼稚園教員の障がいへの理解を深めるための研修の充実を図る。

また、府内の私立幼稚園に就園する障がいのある幼児の支援教育の充実及び教育条件の向上を図るため、設置者に対し幼児の保育に直接必要な経費を支援する。

【事業目標】

現状（平成23年度）	目標（平成29年度）
支援教育に関する研修を受講した私立幼稚園教諭数 ：3,800人	支援教育に関する研修を受講した私立幼稚園教諭数 ：府内の全私立幼稚園常勤教員 (H24.4現在 5,700人)

◇障がいのある生徒の高校生活支援

【事業概要】

障がいのある生徒が安心して通える学校づくりを支援するため、生徒一人ひとりの障がい等の状況に応じ、私立高校等に対し、介助員及び学習支援員の配置に必要な経費を支援する。

重点取組④

私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、 及び体罰等の防止に向けた取組みの促進

◇私立学校における児童・生徒への支援・相談の取組みの促進と、体罰等の防止に向けた対応

【事業概要】

いじめや体罰等の防止について、府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」「体罰防止マニュアル（改訂版）」等を情報提供し、その活用を促すなど、私立学校や私学団体に対して、いじめや、教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取組みを働きかけ、支援する。

また、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、民間の相談機関等と連携した取組みなど、私立学校に適切な対応を求めていく。

重点取組⑤

私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援

◇私学団体における研修事業の支援

【事業概要】

人権感覚の育成に向けた府教育委員会の取組みを情報提供するなど、私立学校教職員の人権感覚の育成に向けた取組みを支援する。

◇公私間の教員の人事交流や合同研究会の実施 【再掲】

【事業概要】

府教育委員会と学校法人・私学団体の連携により、公私間の人事交流や研修機会を提供する。

また、教育研究会の開催等を通じ、公私双方の教員の資質向上を図るとともに、優れた取組みや成果を共有する。

（「基本方針 2(1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）

重点取組④**私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進**

◇私立学校における学校情報の公表・公開

【事業概要】

生徒・保護者が「入りたい」学校を適切に選択できるよう支援するとともに、進路選択に必要な学校情報について積極的な公表・公開を進めるため、各学校のホームページ等において、財務情報のほか、自己評価や学校関係者評価等の結果を公表するなど、開かれた学校運営に向けた取組みを促進する。

【事業目標】

現状（平成23年度）				目標（平成29年度）
学校情報の公表状況				全校種で100%

	財務情報	自己評価	学校関係者評価
幼稚園	72.0%	75.4%	60.1%
小学校	76.5%	58.8%	41.2%
中学校	71.9%	70.3%	40.6%
高校	62.5%	62.5%	34.4%
専修学校	—	57.1%	29.4%

重点取組⑤〇**私立学校における安全・安心対策の促進****◇私立学校の耐震化の促進****【事業概要】**

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 か年を集中取組み期間として、国（文部科学省）の補助制度に府独自に上乗せする補助制度を設け、私立学校の耐震化を促進するとともに、各私立学校の耐震化の状況と今後の取組み予定について、府のホームページで公表する。

あわせて、国に対し、私立学校への国庫補助制度について、公立学校と同水準の補助率への引き上げや、幼稚園のみが対象とされている耐震のための改築の補助対象学校種の拡大など、制度の拡充を強く要望する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
耐震化率 幼稚園（69.5%）、小学校（77.4%） 中学校（65.5%）、高校（65.2%） 高等専修学校（学校法人立）（80.0%） ※「高校」には「中等教育学校」を含む	全校種 90%以上をめざす

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
耐震化促進の働き かけ・学校別耐震化 情報の公表				
耐震化を促進する 集中取組み期間		→		

10 の基本方針の下、実現をめざす主な指標

《基本方針 1》 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

指 標	現 状 値	目 標 値(平成 29 年度)	備 考
「全国学力・学習状況調査」における平均正答率	小6：国A：80.5%（※全国：81.6%） 国B：53.5%（※全国：55.6%） 算A：74.2%（※全国：73.3%） 算B：58.4%（※全国：58.9%） 中3：国A：73.1%（※全国：75.1%） 国B：59.1%（※全国：63.3%） 数A：60.2%（※全国：62.1%） 数B：45.9%（※全国：49.3%）	小6：全国水準を上回る 中3：全国水準をめざす	
「全国学力・学習状況調査」における無解答率	小6：4.4%（※全国：4.1%） 中3：7.9%（※全国：6.0%）	小6：全国水準を下回る 中3：全国水準をめざす	
「家で計画的に学習する」と回答した児童・生徒の割合	小6：49.5%（※全国：58.0%） 中3：40.5%（※全国：42.9%）	向上させる	
「児童・生徒は熱意を持って勉強している」と回答した学校の割合	小6：20.8%（※全国：22.4%） 中3：13.5%（※全国：19.2%）	向上させる	
「自分には良いところがある」と回答した児童・生徒の割合	小6：72.8%（※全国：76.8%） 中3：60.6%（※全国：68.2%）	向上させる（全国水準をめざす）	
「人の気持ちがわかる人間になりたい」と回答した児童・生徒の割合	小6：93.1%（※全国：94.1%） 中3：93.8%（※全国：94.9%）	向上させる	

《基本方針2》 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます

指標	現状値	目標値(平成29年度)	備考
雇用の高校への進学率	93.4% (H24年度選抜)	計画進学率をめざす(93.9%)	
学校情報の公表状況	府立高校：財務情報 100% 学校教育自己診断 70.7% 学校協議会 50.3% (H23年度) 私立高校：財務情報 62.5% 自己評価 62.5% 学校関係者評価 34.4% (H23年度)	府立高校 いずれについても100%をめざす 私立高校 いずれについても100%をめざす	
府立高校3年生のうち英検準2級相当以上の割合	19.9%	30%をめざす	
英検準1級、TOEFL550点、TOEIC730点以上を保有する府立高校の英語教員の割合	43.0%	60%をめざす	
公立・私立高校卒業者の就職率 (就職者の就職希望者に対する割合)	90.5% (H23年度) (※全国: 94.8%)	全国水準をめざす	

(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます

指標	現状値	目標値(平成29年度)	備考
学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度	— (H24年度から調査開始)	全府立学校で70%以上をめざす	
府立高校卒業者の就職率(就職者の就職希望者に対する割合)	90.0% (H23年度) (※全国: 94.8%)	全国水準をめざす	
府立高校全日制課程の生徒の中退率	1.7% (H23年度) (※全国: 1.1%)	全国水準をめざす	
進路実現率	進学指導特色校における大学進学率 現役進学率: 61.4% (H23年度値) 工科高校における高度職業資格取得者※数 173人 (H23年度)	進学指導特色校における現役での大学進学率を向上させる 工科高校における高度職業資格取得者数について300人をめざす	

※「高度職業資格取得者」とは、旋盤など技能士検定（国家検定）等の取得者を示す

(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します

指 標	現 状 値	目 標 値(平成29年度)	備 考
私立高校に対する生徒・保護者の満足度	75.6% (H23年度)	向上させる	
私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合	70.4% (H23年度)	向上させる	
私立高校全日制課程の生徒の中途退率	1.8% (H23年度) (※全国: 1.6%)	全国水準をめざす	
私立高校卒業者(全日制)の大学進学率	73.2% (H23年度)	向上させる	
私立高校卒業者の就職率(就職者の就職希望者に対する割合)	90.2% (H23年度) (※全国: 94.8%)	全国水準をめざす	

《基本方針3》 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

指 標	現 状 値	目 標 値(平成29年度)	備 考
知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率	24.3% (H23年度)	35%をめざす	
府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率	94.0% (H23年度)	100%をめざす	
小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合	69.8%	100%をめざす	

《基本方針4》 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

指標	現状値	目標値(平成29年度)	備考
「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合	小6：85.6%（※全国：86.7%） 中3：70.7%（※全国：73.2%）	向上させる	
「ものごとを最後までやりとげたことがある」児童・生徒の割合	小6：94.0%（※全国：94.5%） 中3：91.2%（※全国：93.2%）	向上させる	
「読書が好き」な児童・生徒の割合	小6：44.8%（※全国：47.7%） 中3：37.0%（※全国：45.0%）	向上させる（全国水準をめざす）	
「自分には良いところがある」児童・生徒の割合	小6：72.8%（※全国：76.8%） 中3：60.6%（※全国：68.2%）	向上させる（全国水準をめざす）	
「人の気持ちがわかる人間になりたい」児童・生徒の割合	小6：93.1%（※全国：94.1%） 中3：93.8%（※全国：94.9%）	向上させる	
「学校のきまりを守っている」児童・生徒の割合	小6：86.6%（※全国：91.3%） 中3：89.7%（※全国：92.3%）	向上させる	
「近所の人に会ったときは、あいさつをしている」児童・生徒の割合	小6：88.4% 中3：86.5%	90%以上をめざす	
「高校・高等部での学習を通して『自分を大切にする』気持ちが高まった」と回答した府立学校生の割合	57%（H23年度）	向上させる	
「高校・高等部での学習を通して『人間関係』の大切さを学んだ」と回答した府立学校生の割合	80%（H23年度）	向上させる	
「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がない」と回答した府立学校生の割合	8%	減少させる	
暴力行為の発生件数の千人率	小：1.8件（※全国：1.0件） 中：26.1件（※全国：11.5件）	全国水準以下をめざす	
不登校児童・生徒数の千人率	小：3.2件（※全国：3.3件） 中：30.7件（※全国：25.5件）	全国水準以下をめざす	
いじめの解消率	小：71.9%（※全国：82.9%） 中：79.9%（※全国：79.1%）	100%をめざす	

《基本方針5》 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

指標	現状値	目標値(平成29年度)	備考
体育授業以外で継続的に体力向上の取組みを行う小学校の割合	68.3%	100%をめざす	
体力テストの5段階総合評価で下位ランク(D・E)の児童の割合	小5男子：32.1% 女子：33.3%	男女とも25%をめざす	
保護者を委員とした学校保健委員会の設置率(政令市除く)	公立小学校：43.1% 公立中学校：34.5% 公立高校：70.4%	100%をめざす	
「食に関する指導」の推進体制を整備した小・中学校の割合	76.4% (H23年度値)	100%をめざす	
「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合	小6：84.7% (※全国：88.7%) 中3：77.7% (※全国：83.9%)	全国水準をめざす	
公立中学校における学校給食の実施率(政令市含む)	14.8% (※全国：82.4%(H22.5.1現在))	全国平均を上回る	

《基本方針6》 教員の力とやる気を高めます

指標	現状値	目標値(平成29年度)	備考
保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の比率	— (H24年度から調査開始)	70%をめざす	
教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の比率	— (H24年度から調査開始)	70%をめざす	
経験の浅い教員の校種間・課程間の異動者数の比率	府立学校：19% 小・中学校：8%	比率を5%向上させる	
教員評価支援チームの派遣回数	47回 (H23年度値)	100回をめざす	

《基本方針 7》 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

指 標	現 状 値	目 標 値(平成 29 年度)	備 考
「学校経営計画」中の中期的目標の進捗状況及び年度重点目標の実現度	— (H24 年度から調査開始)	80%以上をめざす	
府立高校の学校教育自己診断における授業参観や学校行事等への保護者の参加及び学校の情報提供に関する診断項目の肯定値	— (H24 年度から調査開始)	70%以上をめざす	
府立高校における学校情報の公表状況	学校教育自己診断：70.7% 学校協議会 : 50.3% (H23 年度)	100%をめざす	
私立高校における学校情報の公表状況	財務情報 62.5% 自己評価 62.5% 学校関係者評価 34.4% (H23 年度)	いずれについても 100%をめざす	

《基本方針 8》 安全で安心な学びの場をつくります

指 標	現 状 値	目 標 値(平成 29 年度)	備 考
府立学校の耐震化率	府立高校 77.6% 府立支援学校 79.3% (H24.4.1 現在)	H26 年度末までに耐震化率 100%をめざす	
府立学校の非構造部材の耐震化の状況	— (H24 年度、学校教職員による点検を実施)	屋内運動場等の照明器具等落下防止対策の H27 年度末完了をめざす	
自然災害を想定した避難訓練の実施率（政令市除く）	公立小学校：97.7% 公立中学校：62.5% 公立高校 : 70.3% (H23 年度)	100%をめざす	
私立学校の耐震化率	幼稚園 (69.5%)、小学校 (77.4%) 中学校 (65.5%)、高校 (65.2%) 高等専修学校（学校法人立）(80.0%) ※「高校」には「中等教育学校」を含む (H24.4.1 現在)	全校種 90%以上をめざす	

《基本方針9》 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

指 標	現 状 値	目 標 値(平成29年度)	備 考
学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれると回答している学校の割合	小学校：37.5% 中学校：34.5%	倍増をめざす	
大人(保護者)に対する親学習の実施状況	21市町村で実施 (H23年度)	全市町村(政令市を除く)での実施をめざす	
授業で生徒に対する親学習を実施した学校数	中学校(政令市を除く)： 180／291校 (61.9%) 府立高校： 132／155校 (85.2%) (H23年度)	全ての中学校(政令市を除く)・府立高校での実施をめざす	
保幼小合同研修を実施している市町村の割合	32.6% (H23年度)	50%をめざす	
教育課程の編成に関し、公私立幼稚園と連携している小学校の割合	—	100%をめざす	
子育て相談等、子育て支援事業に取組む私立幼稚園数	322園	府内の全私立幼稚園での実施をめざす	

《基本方針 10》 私立学校の振興を図ります

指標	現状値	目標値(平成29年度)	備考																								
私立高校に対する生徒・保護者の満足度	75.6% (H23年度)	向上させる																									
私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合	70.4% (H23年度)	向上させる																									
私立高校全日制課程の生徒の中退率	1.8% (H23年度) (※全国: 1.6%)	全国水準をめざす																									
私立高校卒業者(全日制)の大学進学率	73.2% (H23年度)	向上させる																									
私立高校卒業者の就職率(就職者の就職希望者に対する割合)	90.2% (H23年度) (※全国: 94.8%)	全国水準をめざす																									
私立専修学校卒業者の就職率	95.3% (H23年度)	96.5%をめざす																									
私立学校における学校情報の公表状況	学校情報の公表状況 (H23年度) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>財務情報</th> <th>自己評価</th> <th>学校関係者評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>72.0%</td> <td>75.4%</td> <td>60.1%</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>76.5%</td> <td>58.8%</td> <td>41.2%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>71.9%</td> <td>70.3%</td> <td>40.6%</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>62.5%</td> <td>62.5%</td> <td>34.4%</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>—</td> <td>57.1%</td> <td>29.4%</td> </tr> </tbody> </table>		財務情報	自己評価	学校関係者評価	幼稚園	72.0%	75.4%	60.1%	小学校	76.5%	58.8%	41.2%	中学校	71.9%	70.3%	40.6%	高校	62.5%	62.5%	34.4%	専修学校	—	57.1%	29.4%	いずれについても100%をめざす	
	財務情報	自己評価	学校関係者評価																								
幼稚園	72.0%	75.4%	60.1%																								
小学校	76.5%	58.8%	41.2%																								
中学校	71.9%	70.3%	40.6%																								
高校	62.5%	62.5%	34.4%																								
専修学校	—	57.1%	29.4%																								
私立学校の耐震化率	幼稚園 (69.5%)、小学校 (77.4%) 中学校 (65.5%)、高校 (65.2%) 高等専修学校 (学校法人立) (80.0%) ※「高校」には「中等教育学校」を含む (H24.4.1現在)	全校種 90%以上をめざす																									

用語集

基本方針 1-3 府・市町村連携プロジェクト

府教育センターと市町村教育委員会が、それぞれの役割と責任の分担のもとに連携し、主体的に学び合う「学校づくり」と、研究・研修を担うミドルリーダーの育成をめざすための2つのプロジェクトをいう。

一つは、「市町村研修支援プロジェクト」で、市町村教育委員会・教育センターが実施する教職員研修を支援するために、求めに応じて府教育センターの指導主事を派遣するもの。

もう一つは、「校内研究支援プロジェクト」で、府内に、府教育センター・市町村教育委員会の指導主事、及び授業改善等の校内研究に取り組む学校の教員からなるワーキンググループを設置し、授業研究や校内研究の推進に取り組むもの。

基本方針 1-4 使える英語プロジェクト

小・中学校においては、義務教育終了段階で自分の考えや意見を正確に英語で伝えることができる生徒を育成するため、実践研究校を指定し、「指導方法の工夫改善や家庭学習教材の工夫」等についての研究を行い、その成果の普及を図るもの。

府立高校においては、英語コミュニケーション能力のさらなる向上をめざして、English Frontier High Schools（イングリッシュ・フロンティア・ハイ・スクールズ）として24校を指定し、外国人英語講師による授業の充実や指導方法の研究、英語特設レッスン等を開設するとともに、海外研修支援等により府立高校全体の英語活動を支援している。（「授業を変える」「機会を与える」取組み）

また、特訓クラスの開設（府内3か所）やTOEFL、TOEICの受験機会を提供している。（「さらに伸ばす」取組み）

基本方針 1-4 英語教育支援員

児童生徒が学んだ英語表現等を活用しながら、コミュニケーションを図る活動を支援するネイティブなど英語が堪能な人材。

基本方針 1-4 「英語を使うなにわっ子」育成プログラム

平成23年度・24年度に実施した「使える英語プロジェクト」において、50中学校区での研究成果を踏まえてとりまとめたプログラム。今後、本プログラムについては、府内の全小・中学校への普及を図る。

基本方針 1-4 英語村

大学内に「遊びながら英語を楽しく学ぶ」をコンセプトとして開設される施設。ネイティブスタッフ等と英語で会話やゲームなどを楽しみながら、自然に英語に触れることができる。大学との連携により小・中・高校生も参加可能な企画もある。

基本方針 1-4 英語能力判定テスト

公益財団法人日本英語検定協会が開発した、生徒の英語能力を短時間かつ低価格で測定できるテスト。

基本方針 1-5 理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー（CST））養成拠点構築事業

科学技術振興機構（JST）による事業で、小・中学校教員の理数教育における指導力向上を図ることを目的として、大学と教育委員会が連携し、養成プログラムの開発・実施や地域の理数教育における拠点の構築・活用などを通じて、地域の理数教育において中核的な役割を担う教員を養成するもの。

基本方針 1-7 道徳教育推進教師

小・中学校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進する教員。

基本方針 1-7 日本語指導対応加配教員

日本に帰国・渡日するなどし日本語の読み書き等に大きな課題のある児童生徒が、多く在籍する学校に対し加配する教員。児童生徒の状況に応じて、一斉授業への入り込みや、一斉授業から抽出しての授業、放課後における日本語教室等を行い、児童生徒の支援を行う。

基本方針 1-8 中学校生徒会サミット

市町村や学校における生徒会活動の充実を図るために、府内全市町村の中学校生徒会代表が一堂に会し、お互いの活動についての交流及び生徒会活動の意義や課題についての意見交換や討議を行う。

基本方針 2-3 学校情報検索システム

平成 26 年度に府立高校の通学区域が府内全域となることに伴い、学校の所在地、学科、部活動等の情報から、中学生や保護者の求める条件にあった学校を検索できるサイトシステム。

基本方針 2-4 TOEFL 、 TOEFL iBT

TOEFL は、Test of English as a Foreign Language の略称で、英語を外国語として学ぶ人の英語能力を測るテストとしてアメリカの Education Testing Service (ETS) が作成している。世界 180 ケ国で実施されており、受験者数は世界で年間 100 万人。世界約 8,500 の学校・団体が TOEFL スコアを活用しており、英語圏（特に北米）の大学・大学院への留学に必要な指標として有名。

なお、TOEFL iBT は、現在の日本における公式な TOEFL テストでコンピューター上で受験する。スコアは 0 点から 120 点までで表示される。

基本方針 2-4 TOEIC

TOEIC は Test of English for International Communication の略称で、英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストとしてアメリカの Education Testing Service (ETS) が作成している。世界 120 ヶ国で実施されており、受験者数は世界で年間 600 万人。世界各国の様々な企業、学校、団体が TOEIC スコアを活用している。スコアは 10 点から 990 点までで表示される。

基本方針 2-4 ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、地球規模の問題に対する国連システムの理解、人権、民主主義の理解と促進、異文化理解、環境教育といったテーマについて、教育を実践する学校。世界 181 か国の 9,000 校以上のユネスコスクールが全世界的なネットワークを形成している。日本のユネスコスクールは平成 25 年 1 月現在 550 校。

基本方針 2-4 大阪サイエンスディ

生徒が理科や数学に関する興味・関心を高め、府内全体の理数教育のさらなる推進を図ることを目的として開催している「科学の祭典」。毎年 10 月下旬に開催し、「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」の生徒を中心として発表し中高生が参加する研究成果発表大会や、第一線の科学者による講演会、「科学の甲子園」大阪大会をはじめ、小学生対象の科学実験講座など、府内の小中高校、国公私立の児童生徒が参加する理数教育のイベントである。

基本方針 2-4 科学の甲子園大阪大会

各高校が代表チーム（生徒 6 名）を組織し、理科・数学・情報分野の問題に、協力してチャレンジする取組み。平成 23 年に第 1 回を開催。第 1 位の高校が、「科学の甲子園全国大会」に大阪府代表として参加する。

基本方針 2-4 スーパーサイエンスハイスクール

国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する学校として文部科学省により指定された高等学校。指定期間は 5 年であり、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習など、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や国際性を育むための取組みを行っている。

基本方針 2-4 実践的英語教育強化事業

大阪の高校生及び高等専修学校生の英語によるコミュニケーション能力を向上させるため、これまでの受験英語とは違う実践的な英語教育を行う学校を「TOEFL iBT」の獲得スコアに応じて支援するもの。

基本方針 2-5 国際科学オリンピック

国際科学オリンピックは、次世代を担う高校生等の理数分野や科学技術に対する興味・関心を喚起し、意欲・能力を高め、将来の科学技術をリードしていく人材を育成するために開催されている国際的なコンテスト。「数学オリンピック」をはじめ、化学、生物、物理、情報、地学、地理の各分野のオリンピックがあり、毎年、実施されている。

基本方針 2-6 実践的キャリア教育・職業教育

実践的なキャリア教育・職業教育に「頑張る高校」を支援し、高校生の就職内定率の向上、進路未定者の減少を図るために、校長のマネジメントにより、専門学校や企業、外部人材と連携して、各学校のニーズに応じた取組み。

基本方針 2-6 社会人基礎力

「前に踏み出す力」・「考え方」・「チームで働く力」の3つの能力（12の能力要素）から構成されており、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしているために必要な基礎的な力」として、経済産業省が2006年から提唱している。

基本方針 2-6 「志（こころざし）学」

豊かな人間性等を身に付け、夢や希望、志を持ってよき社会人として自立するとともに、社会についての理解や健全な批判力等を養い、社会の発展に寄与する態度をはぐくむことを目的とし、平成23年度よりすべての府立高校で展開。

基本方針 2-7 文理学科

人文科学、社会科学、自然科学の各領域で、探究的な学習を行い、多元的な視点で物事を考え、未知の状況にも的確に対応できる能力や、価値観や文化の異なる人たちと協調して国際社会で活躍できる能力をはぐくむことを目的とする学科。

文科（人文社会国際系）、理科（理数探究系）の小学科より構成している。平成23年4月に府立高校（グローバルリーダーズハイスクール）10校に設置。

基本方針 2-8 国際関係学科（国際教養科・国際文化科・国際科）

卒業までに、外国語や国際関係に関する専門教科を25単位以上学ぶ専門学科。

府立高校には、国際教養科、国際文化科、国際科（グローバル科）を設置している。

各学科の内容は以下のとおり。

- ・国際教養科：異文化理解、情報処理、英語やその他の外国語、世界の国々の文化、課題研究に関する専門科目を学ぶ学科。府立高校6校に開設。
- ・国際文化科：異文化理解や国際理解、英語や情報機器を活用したコミュニケーション、課題研究やプレゼンテーションに関する専門科目を学ぶ学科。府立高校3校に開設。
- ・国際科（グローバル科）：英語、異文化理解・国際理解、論理的な思考・表現に関する専門科目を学ぶ学科。平成25年度より府立高校1校に開設。

基本方針 2-8 専門学科

卒業までに、専門教科を25単位以上学ぶことにより、専門的知識や技能を習得する学科。大阪には、工業科、農業科、国際教養科、国際文化科、総合科学科、文理学科、芸能文化科、音楽科、体育科、総合造形科など、平成24年度現在、28学科がある。

基本方針 2-8 専門コース

生徒の多様な進路選択を実現するために、音楽、体育、情報等の専門科目を12単位以上開設するもの。平成24年度には、府立の普通科高校30校に設置している。

基本方針 2-9 農業の6次産業化

農産物の生産だけでなく、生産・加工・流通（販売）を一体化したり、2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業の創出をめざすもの。

基本方針 2-11 パッケージ研修支援

授業改善や校内研究体制の構築等の希望のある学校に対し、全体研修会、指導案検討、事前授業、研究授業・研究協議と、4回を一つの単位として継続的な支援を行うもの。

基本方針 2-16 人材バンク

優れた知識や技能を有する多様な人材を学校教育に活用することにより、児童・生徒に感動を与え、学習意欲や将来への夢をはぐくむ観点から、学校等に対し、対象となる人材に関する情報を提供する仕組み。

基本方針 2-18 非構造部材

構造設計・構造計算の主な対象となる構造体（骨組み）と区分した天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等を指している。

基本方針 2-18 授業コンテンツ

授業において用いられる教材およびそれらを使用した教授方法（音声や映像によるものも含む）

基本方針 3-6 就労移行支援事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所。就労移行支援とは、就労を希望する障がい者につき、一定期間、生産活動その他の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与することをいう。

基本方針 3-7 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校の教員は、教育職員免許法 3 条により、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならないとされている。

（ただし、同法附則により、当分の間は、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、特別支援学校の相当する部の教諭等となることができるところ）特別支援学校教諭の普通免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に区分されている。

基本方針 4-1 関西キャリア教育支援協議会

公益財団法人関西生産性本部が代表事務局となり、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪商工会議所、一般財団法人大阪科学技術センター、日本労働組合総連合会大阪府連合会が協力し、大阪府教育委員会と大阪市教育委員会とが連携して平成 24 年 3 月に設置した、小中高等学校におけるキャリア教育を産業界・労働界から支援する組織。

基本方針 4-1 大阪府キャリア教育プログラム

平成 23 年 3 月に大阪府教育委員会が策定したプログラム。大阪の子どもたちが社会的・職業的に自立し、次の社会の参画者として活躍できるように育成することをめざしている。

基本方針 4-3 大阪府民の森ほりご園地（里山の自然学校 紀泉わいわい村）

里山での生活体験、農作業や森づくりなどの自然体験を通じて環境教育、環境学習を実践する拠点施設として平成 15 年 4 月に開設。子どもから大人まで幅広い層を対象に、楽しみながら自然に対する理解やコミュニケーションを深めることができる様々なプログラムを提供している。園地内には、収穫体験ができる田畠やいきもの観察ができるビオトープ池と川、囲炉裏・かまど・五右衛門風呂を備えた茅葺風の宿泊棟があり、昔の生活が体験できる。

基本方針 4-3 水生生物センター

大阪府立環境農林水産総合研究所の施設。府内の水辺の生物多様性保全のため、様々な調査研究を行っている。また、府内に生息する淡水魚介類の生体展示や水辺の自然環境に関するパネル展示を行っており、広く府民に開放している。

基本方針 4-4 百舌鳥・古市古墳群

堺市に分布する百舌鳥古墳群と羽曳野市・藤井寺市に分布する古市古墳群の両者を指す名称。百舌鳥古墳群には我が国第 1 位の規模を誇る「仁徳天皇陵古墳」など 4 世紀後半から 5 世紀後半に造られた 44 基の古墳が現存し、古市古墳群には第 2 位の規模を誇る「応神天皇陵古墳」など 4 世紀後半から 6 世紀前半に造られた 45 基の古墳が現存する。

基本方針 4-4 世界文化遺産

1972 年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて世界遺産一覧表に登録された、顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観などを文化遺産としている。他に自然遺産、文化遺産と自然遺産の両方の価値をあわせもつ複合遺産がある。

基本方針 4-7 少年サポートセンター

大阪府、大阪府警察本部及び大阪府教育委員会の三者が連携して、非行防止や立ち直り支援等、少年の健全育成に向けた取組みを行うための非行防止活動のキーステーション。非行の前兆ともなりうる不良行為等の問題行動の早期発見を図る街頭補導活動や少年相談など少年や保護者等に対するきめ細かな指導・助言を行う少年相談、非行防止・犯罪被害防止教室等の啓発活動等を行っている。

基本方針 4-8 「人権教育 COMPASS」

児童生徒たちの人権に関する喫緊の教育課題に関して、府立学校の実践の蓄積をもとに、府立学校の教職員及び研究団体と共同研究した成果についてとりまとめた人権学習教材。

基本方針 4-9 教育サポーター

府立高校に在籍する日本語指導を必要とする生徒等に対し、教員とともに授業通訳・日本語指導・母語指導・保護者通訳等の個別の課題に応じ、学習・進路支援等のサポートを行う。

基本方針 4-10 認知症サポーター（キッズサポーター）

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で温かく見守り支えていく人のこと。「認知症サポーター養成講座」を受講して「認知症サポーター」となる「認知症サポーターキャラバン」の取組みである。受講者には、認知症サポーターの証である「オレンジリング」が贈られる。キッズサポーターは、児童・生徒の認知症サポーターの総称であり、認知症だけでなく、高齢者的人権を尊重し、地域の課題と一緒に考え、学校教育の場から地域へと活動を広げていくための一つの取組みである。

基本方針 4-10 「大阪ふれあいおりがみ」

障がいについての基本的なことを学ぶとともに、「おりがみ」を折る体験を通じて、一人ひとりにじっくりと考えてもらうことを目的としている。なお、この「おりがみ」は、多くのことに興味・関心を持ち始める小学校 3 年生を中心に、幅広い対象の方に活用いただけるよう作成した。

基本方針 4-11 「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」

府教委において作成したいじめ対応のためのプログラム。「いじめ対応プログラムⅠ」(平成19年6月)では、いじめへの緊急対応と事後指導の在り方等を提示し、「いじめ対応プログラムⅡ」(平成19年8月)では、いじめの未然防止を図るため、いじめを乗りこえるために子どもたちに身につけさせたい力をはぐくむプログラムなどを提示している。府内すべての公立学校(政令市を除く)に配付した。

基本方針 4-11 「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」

ネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる被害等の未然防止や早期解決に資するため、府教育委員会・市町村教育委員会・府警察本部・関係機関等が連携し相談活動や情報提供等を行うネットワーク。

基本方針 4-13 こども支援コーディネーター

生徒指導上の諸課題を解決するために配置された教員。各校務分掌間の有機的な運用と指導体制の充実、家庭、地域や警察等の関係機関との連携のもと、学校の総合的な問題解決機能の向上に努める。

基本方針 4-14 体育科

卒業までに、専門教科「体育」を25単位以上学ぶ専門学科。体育に関する専門的知識と運動技能を習得させ、体育・スポーツの振興発展に寄与する能力と態度を育てる。将来のトップアスリートや体育指導者、メンタルトレーナー、スポーツ・福祉施設指導員等、幅広い分野で活躍する人材の育成をめざしている。

基本方針 5-1 新体力テスト

平成11年度の体力・運動能力調査から導入したスポーツテスト。国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、それまで実施していた「運動能力テスト・体力診断テスト」を全面的に見直して、現状に合ったものとして8種目で実施。

基本方針 5-1 元気アッププロジェクト

小学校における体力向上の取組みを支援するため、奨励種目に沿った大会や、中学校も参加できるホームページ大会を実施するなど、学校での体力づくりや仲間づくりの取組みを推進する事業。

基本方針 5-2 大阪府体育研修センター

府立たまがわ高等支援学校に併設した研修施設。学校体育の充実をめざした教員研修のほか、地域のスポーツ振興、スポーツ指導者の養成をめざした研修を実施している。

基本方針 5-4 総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

基本方針 5-5 中学校給食導入実施計画

大阪府中学校給食導入促進事業費補助金交付要綱に基づき、各市町村域内の全中学校への中学校給食導入に向けた検討経過やスケジュールを記載したもの。平成 24 年 3 月現在、中学校給食未実施の全ての市町村から提出された。

基本方針 5-5 食に関する指導の全体計画

学校における食育を推進するため、児童・生徒が食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において作成する食に関する指導の全体的な計画。この計画により、各教職員が連携・協力を図りながら、学校教育活動全体を通じて食に関する指導を推進している。

基本方針 5-5 栄養教諭

食に関する子どもの健康問題の深刻化に伴い、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成 16 年度に栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は、学校における食育の推進の要として重要な役割を担っている。

基本方針 6-4 カリキュラム NAVi プラザ

教職員の学びを深めるための研究・研修を支援し、学校づくり、授業づくりに関する情報の収集・発信を行う。また、教職をめざす学生に対する相談・支援等を行う。平成 19 年 4 月に大阪府教育センターに開設。

基本方針 6-8 大阪府教員の資質向上審議会

教育公務員特例法第 25 条の 2 第 1 項により、指導が不適切である教員の認定等に当たって、府教育委員会からの諮問に基づき調査審議を行うための審議会。

基本方針 7-2 TRy システム

校長が自校の課題に応じて求人情報を公開し、それに応募した教員の中から校長が構想する学校運営を担い得る人材を確保するためのもの。これによって、学校の活性化を図るとともに、教員の自己啓発の動機付けを促し、その意欲の向上を図る。府立学校において平成 15 年度から実施。

基本方針 7-2 特得システム

教員が持っている特技や得意分野の内容を、自主的に特技・得意分野情報検索システムに登録し、校長はそのシステムを活用して学校に必要とする人材の確保に努めるもの。教員の意欲向上を図るとともに、学校の活性化と特色づくりを推進することを目的とする。府立学校において平成 19 年度から実施。

基本方針 7-2 診断支援チーム

支援対象となる府立学校が校長のリーダーシップのもとに進める学校運営改善の取組みについて、指導・助言を行うことによって、学校の組織力の向上や保護者・地域と協同した信頼される学校づくりを推進し、総合的な学校力の向上を図るもの。

基本方針 7-2 育成支援チーム

支援対象となる府立学校の組織マネジメントに関わり、校長・准校長と十分協議しながら研修プログラムを企画・実施することにより、ミドルリーダーの育成を支援している。また、その実施を通して、府立学校におけるミドルリーダー育成のための研修プログラムを開発し、学校の組織力の向上をめざしている。

基本方針 7-2 解決支援チーム

府立学校において生起し、学校だけでは対応が難しい事象に対して必要な支援を行い、校長のリーダーシップのもと、府立学校の問題解決力を高め、学校力を向上させることを目的としている。

基本方針 8-4 津波・高潮ステーション

津波・高潮が発生した際の西大阪地域の防災拠点となる施設。また、津波・高潮災害に関する啓発拠点となる施設であり、かつて大阪を襲った高潮や、近い将来大阪を襲うと言われている東南海・南海地震とともに、地震、津波発生時の対応などを学ぶことのできる広く開かれた施設。

基本方針 8-5 「子どもの安全見守り隊」

小学校の通学路等において、登下校時の子どもの見守り活動を行う、PTA、自治会等からなる地域の学校安全ボランティア。

基本方針 8-5 地域安全センター

子どもの安全見まもり隊等、地域の安全活動に携わるボランティアのネットワークの構築や、学校、行政、警察、地域が連携した取組みを推進して地域の防犯力を高めることを目的に、小学校の余裕教室や公民館等を利用し、小学校区ごとに設置された、地域の防犯活動の拠点。

基本方針 8-5 青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール。一定の要件を満たし、警察から自動車による自主防犯パトロールを行うことができる旨の証明を受けた団体が、自動車に青色回転灯を装備することができる。青色防犯パトロールは、地域の子どもの見守り活動やその他様々な防犯パトロールなどに効果的に運用されている。

基本方針 9-3 おおさか元気広場

地域人材の参画により、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、子どもの体験・交流活動や学習活動等を促進するもの。

基本方針 9-5 親学習リーダー

親学習を行う際にファシリテーター（進行役）をつとめる地域人材で、親学習を推進するに当たり、各地域で中心となって活動を進める方々。府では、親学習リーダーを平成 16 年度から 18 年度において養成。

基本方針 9-6 教育課程協議会

幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の問題について研究協議し、教職員の指導力を高め、幼稚園教育の振興・充実を図るための協議会。